

ご契約のしおり／約款

1年組み立て保険

主契約

遺族保障

(無配当定期保険)

特約

入院保障

▶1泊入院から受取型

(無配当医療特約・無配当特定疾病診断給付特約・
無配当短期入院特約)

▶5日目から受取型

(無配当医療特約・無配当特定疾病診断給付特約)

特約

ガン保障

(無配当ガン医療特約)

特約

月給保障

(無配当就業不能保障特約・入院のみ保障特約)

2014年7月

Do It Yourself!

自分の保険は、自分でつくる。

DIY
生命

損保ジャパンDIY生命

はじめに

このたびは損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社の「1年組み立て保険」のご検討・お申込みを賜り、厚く御礼申し上げます。

この「ご契約のしおり／約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。ぜひご一読され、内容を十分ご確認のうえご契約いただき、保険証券や更新通知書とともに保管してご利用くださいますようお願いいたします。もし、おわかりになりにくい点がございましたら、当社コールセンターにお問い合わせください。

コールセンター

 **0120-833-337**

受付時間: 9:00～21:00 (土曜日は17:00まで) ※日曜日・祝日を除く

損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル

<http://diy.co.jp>

この「ご契約のしおり／約款」の内容は、つぎの2つの部分に分かれています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、諸手続、税務の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。必ずご一読ください。

約 款

ご契約からお支払いまでのいろいろなとりきめを、ご説明しています。「ご契約のしおり」とあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

もくじ

はじめに	1
目的別もくじ*	4
*案内先ページには、該当項目の箇所をアイコンで示しています。	
主な保険用語のご説明	6

ご契約のしおり

I. お知らせとお願い

1 当社の組織形態(株式会社)について	10
2 保険契約の「媒介」と「代理」について	10
3 生命保険募集人について	10
4 個人情報のお取り扱いについて	11
5 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」にもとづく、 他の生命保険会社等との共同利用について	15
6 現在のご契約の解約・減額を前提として、新たなご契約の お申込みをご検討の場合について	17
7 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による 生命保険契約への影響の可能性について	17
8 「生命保険契約者保護機構」について	18
9 「生命保険相談所」について	20
10 2014年4月実施の商品改定について	20

II. 「1年組み立て保険」のしくみと特長

1 主契約(遺族保障)について	22
2 特約について	22
3 インターネットによる保険契約申込について	24

III. 「1年組み立て保険」のご契約にあたって

1 告知に関するお願いについて	26
2 傷病歴がある場合のお取り扱いについて	26
3 意向確認について	26
4 ご契約のお手続きについて	26
5 保障の開始(責任開始期)について	27
6 契約日について	27
7 保険料領収証について	28
8 クーリング・オフ制度(お申込みの撤回等)について	28
9 契約確認制度へのご協力をお願いについて	28
10 申込書類のお取り扱いについて	28
11 保険証券のご確認について	28

IV. ご契約のお手続きについて

1 お手続きの流れについて	30
2 健康状態・職業等の告知について	30
3 必要な医的審査について	31
4 契約確認制度について	32
5 保険料の払込方法について	32

V. ご契約後について

1 第2回目以降の保険料の払込みについて	34
2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について	34
3 ご契約の復活について	34
4 保険金・給付金お支払時等に未払込保険料がある場合について	35
5 保険料の払込みが困難になられた場合について	35
6 死亡保険金受取人の変更について	35
7 死亡保険金受取人が死亡された場合について	35
8 被保険者による解除請求について	36
9 保険料の払込みが不要となった場合のお取扱いについて	36
10 各種変更の手続きについて	37
11 自動更新について	40
12 保障内容の見直しについて	40
13 ご契約の解約と解約返れい金について	41
14 生命保険と税金について	41

VI. 保険金・給付金のお支払いなどについて

1 ご契約の内容に応じ、以下のような場合に 保険金・給付金をご請求いただけます	44
2 保険金・給付金のご請求について	46
3 保険金・給付金をもれなくご請求いただくために	48
4 保険金・給付金をお支払いできない場合、保険料の払込免除ができない場合	50
5 保険金・給付金をお支払いできる場合、できない場合(事例1~12)	52
6 保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合の代表的事例	64

約 款

● 遺族保障(無配当定期保険普通保険約款)	66
● 入院保障(無配当医療特約)	87
● 入院保障(無配当特定疾病診断給付特約)	110
● 入院保障(無配当短期入院特約)	123
● ガン保障(無配当ガン医療特約)	137
● 月給保障(無配当就業不能保障特約、入院のみ保障特約)	152
● リビング・ニーズ保障(リビング・ニーズ特約)	167
● 特別条件特約	174
● 保険料クレジットカード支払特約	176
● 保険料口座振替特約	180
● ふうふセット特約(保険料合算払込特約(夫婦型))	183
● インターネット申込に関する特約	185
[別表]特別条件特約において不支払対象となる特定疾病または特定部位一覧表	187
◎ 個人情報保護宣言	188

目的別もくじ

下記のような場合は、ご案内のページをご覧ください。



こんなときは…

このページをご覧ください

 お申込みにあたって	保険用語の意味がわからない	6 ページ	主な保険用語のご説明		
	お申込みを撤回したい	28 ページ	クーリング・オフ制度 (お申込みの撤回等)について		
	告知義務について知りたい	26 ページ	告知に関する お願いについて	30 ページ	健康状態・ 職業等の告知 について
	いつから保障が開始されるのか 知りたい	27 ページ	保障の開始(責任開始期)について		
 この保険の 特長について	この保険の特長や付加できる 特約について知りたい	22 ページ	「1年組み立て保険」の しくみと特長		
	更新について知りたい	40 ページ	自動更新について		
 保険料について	保険料の払込方法を変えたい	38 ページ	保険料の払込方法を変 えたい		
	保険料の払込みができなかった	34 ページ	保険料の払込猶予期間と ご契約の失効について		
	失効した契約をもとに戻したい	34 ページ	ご契約の復活について		
	保険料の負担を減らしたい	35 ページ	保険料の払込みが 困難になられた場合について		

▼ 案内先ページには、該当項目の箇所をアイコンで示しています。

 お申込みにあたって

 この保険の特長について

 保険料について

 保険金等について

 保障内容の見直しについて

 ご契約後のお取扱いについて



<例>



こんなときは…



このページをご覧ください

¥

保険金等について

保険金等の支払いの対象になるか知りたい

保険金等が支払われないケースについて知りたい

受取人が請求できない場合の保険金等の受取について知りたい

保険料の払込免除について知りたい

44
ページ

ご契約の内容に応じ、以下のような場合に保険金・給付金をご請求いただけます

50
ページ

保険金・給付金をお支払いできない場合、保険料の払込免除ができない場合

47
ページ

指定代理人請求制度

50
ページ

保険金・給付金をお支払いできない場合、保険料の払込免除ができない場合

62
ページ

保険料の払込免除（身体障害の状態）

見直しについて
保障内容の

保険金・給付金額を増額または減額したい

特約を新たに付加したりまたは解約したい

40
ページ

保障内容の見直しについて

ご契約後のお取扱いについて

契約を解約したい

契約者・受取人を変更したい

保険証券を紛失してしまった

生命保険料控除や、保険金・給付金にかかわる税金について知りたい

41
ページ

ご契約の解約と解約返れい金について

37
ページ

各種変更の手続きについて

41
ページ

生命保険と税金について

主な保険用語のご説明

あ

オーソリゼーション(オーソリ)

【おーそりぜーしょん(おーそり)】

保険料の払込みに使用するクレジットカードについて、有効性などをカード会社に確認することをいいます。

か

解約返れい金

【かいはくへんれいきん】

ご契約を解約した場合に、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。損保ジャパンDIY生命の「1年組み立て保険」はすべて掛け捨て型ですので、解約返れい金はありません。

給付金

【きゅうふきん】

被保険者の入院・通院・手術などに対して、保険会社がお支払いするお金のことをいいます。

契約応当日

【けいはくおうとうび】

ご契約後にむかえる、毎年または毎月の契約日に当たる日のことをいいます。

契約年齢

【けいはくねんれい】

契約日における被保険者の満年齢のことをいいます。

契約日

【けいはくび】

保険期間などの計算の基準日のことをいいます。損保ジャパンDIY生命では、契約日は責任開始日の翌月1日となります。

更新

【こうしん】

保険期間が満了(※)したときに、健康状態にかかわらず、原則としてそれまでと同一の保障内容・保険金額での保障を継続できる制度のことをいいます。更新の際は、更新日現在の保険年齢・保険料率によって保険料が再計算されるため、保険料は通常高くなります。ご契約者からお申し出がなければご契約は自動的に更新されます。(※) 満了とは、一定の期間が終わることをいいます。

高度障害

【こうどうしょうがい】

両眼の視力を永久に失うなど、重い障害のことをいいます。

告知義務

【こくちぎむ】

ご契約のお申込みをされるとき等に、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態や職業など、書面等や医師の質問により損保ジャパンDIY生命がおたずねすることがらについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知)いただく義務のことをいいます。

告知義務違反

【こくちぎむいはん】

告知の際に、おたずねしたことがらについて事実が告げられなかったり、事実と異なる告知がされた場合のことをいいます。告知義務違反があったときは、損保ジャパンDIY生命はご契約または特約を解除することがあります。

さ

失効

【しつこう】

保険料払込の猶予期間が過ぎても保険料の払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。

指定代理請求人

【していだいいりせいきゅうにん】

保険金等の受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるとき、保険金等の受取人に代わって請求を行うために、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲内で、あらかじめご契約者が指定した人のことをいいます。

支払事由

【しはらいじゆう】

死亡・発病・災害など、保険金や給付金をお支払いする理由となることごらのことをいいます。

死亡保険金受取人

【しぼうほけんきんうけとりにん】

被保険者が死亡した際に支払われる死亡保険金を受け取る人のことをいいます。お申込みの際にご契約者が指定します。

主 契 約

【しゅけいやく】

ご契約のベースとなる保障のことで、損保ジャパンDIY生命では「遺族保障」のことをいいます。

責任開始期と責任開始日

【せきにんかいしぎとせきにんかいび】

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。ご契約後においても、復活・増額・ご契約後の特約の付加などに際して、それぞれ責任開始期が設定されます。

た

特 約

【とくやく】

主契約の保障内容をさらに充実させたり、主契約とは異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加する契約内容のことをいいます。

特約基準保険金

【とくやくきじゅんほけんきん】

「リビング・ニーズ保障」において、被保険者の余命が6か月以内と判断された場合に被保険者などが請求するお金のことをいいます。死亡保険金範囲内で、かつ3,000万円以下の金額とします。

は

払 込 期 月

【はらいこみぎげつ】

ご契約者が保険料を払い込む月のことで、月払契約では毎月、年払契約では毎年の契約応当日の属する月のことをいいます。

被 保 険 者

【ひほけんしゃ】

その人の死亡や入院などが保険の対象となる人のことをいいます。

復 活

【ふっかつ】

失効したご契約の効力をもとの状態に戻すことをいいます。

不 慮 の 事 故

【ふりよのじこ】

交通事故など、思いがけない災害のことをいいます。

保 険 金

【ほけんきん】

被保険者の死亡や高度障害状態などに対して、保険会社がお支払いするお金のことをいいます。

保 険 契 約 者 (ご 契 約 者)

【ほけんけいやくしゃ(ごけいやくしゃ)】

損保ジャパンDIY生命と保険契約を結び、そのご契約におけるさまざまな権利(契約変更の請求権など)と義務(保険料を払い込む義務など)を持つ人のことをいいます。

保 険 証 券

【ほけんしょうけん】

保険金額・保険期間など、契約内容を具体的に記載した書類のことをいいます。

保 険 料

【ほけんりょう】

ご契約者から保険会社に払い込みいただくお金のことをいいます。

保 険 料 の 払 込 免 除

【ほけんりょうのはらいこみめんじょ】

不慮の事故によって1眼失明など一定の身体障害が生じた場合に、以後の保険料を払い込む義務がなくなることをいいます。

ま

免 責 期 間

【めんせききかん】

保険金等が支払われない期間のことをいいます。損保ジャパンDIY生命の月給保障においては、病気またはケガにより入院をされたときから、就業不能保険金のお支払いを始めるまでの期間となります。

や

約 款

【やっかん】

ご契約に関わるさまざまな取り決めを記載したもののことをいいます。

memo

A series of horizontal dotted lines for writing.

I

お 知 ら せ と お 願 い

- 1 当社の組織形態(株式会社)について
- 2 保険契約の「媒介」と「代理」について
- 3 生命保険募集人について
- 4 個人情報のお取扱いについて
- 5 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」
「支払査定時照会制度」にもとづく、
他の生命保険会社等との共同利用について
- 6 現在のご契約の解約・減額を前提として、
新たなご契約のお申込みをご検討の場合について
- 7 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による
生命保険契約への影響の可能性について
- 8 「生命保険契約者保護機構」について
- 9 「生命保険相談所」について
- 10 2014年4月実施の商品改定について

1 当社の組織形態(株式会社)について

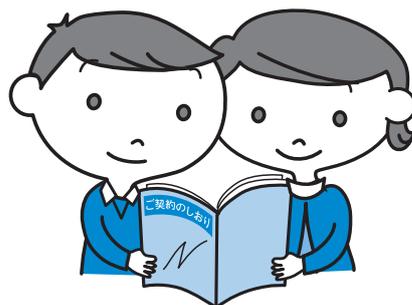
- ◆ 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- ◆ 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は、相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

2 保険契約の「媒介」と「代理」について

- ◆ 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- ◆ 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

3 生命保険募集人について

- ◆ 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は当社が承諾したときに有効に成立します。
- ◆ ご契約の成立後にご契約の内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。お手続きの内容について、詳しくは[37ページ](#) [10](#)の「各種変更の手続きについて」をご覧ください。
- ◆ 当社の生命保険募集人の身分・権限等に関しましてご確認をご要望の場合には、[1ページ](#)の当社コールセンターまでお問い合わせください。



4 個人情報のお取扱いについて

◆当社は、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守して、お客さまの個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報の適正な取得について

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。当社では、例えば、以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

(取得方法の例)

- 保険契約の申込書、保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類やお客さまにWeb等の画面へご入力いただくことなどにより取得する場合
- コールセンターにいただくお問合せへ対応するためにお電話の内容を記録または録音する場合
- 生保協会等の共同利用者や個人情報情報機関等の第三者から、個人情報が提供される場合

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を以下<1>から<3>および4.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、法令で定める場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

<1>生命保険業

- (1) 生命保険契約の引受けの審査、引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 保険金・給付金等の支払いの判断・手続き
- (3) 当社が取り扱う商品および各種サービスのご案内またはご提供、代理、媒介、取次ぎ、管理
- (4) 再保険契約の締結や再保険金、共同保険金等の受領、およびそれらのために引受保険会社等に個人情報の提供を行うこと(引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含む)
- (5) 当社のグループ会社、提携先企業等が取り扱う商品・サービス等のご案内、ご提供、管理
- (6) 各種イベント・キャンペーン・セミナーのご案内、各種情報のご提供
- (7) アンケートの実施や市場調査、データ分析の実施等ならびにそれらによる商品・サービスの開発・研究
- (8) ご本人かどうかの確認
- (9) お問合せ、ご意見等への対応
- (10) 当社が有する債権の回収
- (11) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先等への提供
- (12) 当社職員の採用、販売基盤(代理店等)の新設、維持管理
- (13) 他の事業者から個人情報(データ)の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行

<2>電話対応一通話録音

- (1) お問合せ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認
 - (2) ご案内、資料発送等のサービス提供を正確に行うためのご連絡先の確認
 - (3) 電話対応を含む業務品質向上にむけた研修やデータ分析の実施等への活用
- なお、以上の録音データは、原則、録音から6か月をこえて保有しません。

<3>その他

その他、上記<1>から<2>に付随する業務ならびにお客さまとの取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 第三者への提供

当社は、法令に定める場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの情報を第三者に提供することはありません。

4. 個人情報の共同利用

当社は、生命保険制度の健全な運営を目的としたつぎの制度にもとづき、生命保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

<保険契約等に関する情報の共同利用制度>

- 契約内容登録制度
- 契約内容照会制度
- 支払査定時照会制度

※詳細については、当社ホームページの「契約内容登録制度・契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」をご覧ください。
(当社ホームページアドレス <http://diy.co.jp>)

<生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度>

- 募集人登録情報照会制度
- 合格情報照会制度
- 退社者情報照会制度

※詳細については、生命保険協会ホームページをご覧ください。
(一般社団法人 生命保険協会 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>)

5. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10等にもとづき、お客さまの健康状態・病歴等のセンシティブ情報を、つぎに掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- <1> 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- <2> 相続手続きを伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- <3> 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- <4> 法令にもとづく場合
- <5> 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- <6> 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- <7> 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. ご契約内容・保険金・給付金のお支払いに関するご照会

ご契約内容、保険金・給付金のお支払いに関するご照会については、下記「ご契約内容等に関するお問合せ窓口」にお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

ご契約内容等に関するお問合せ窓口

損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 コールセンター

 **0120-833-337**

受付時間：9:00～21:00(土曜日は17:00まで)

※日曜日・祝日を除く

ホームページアドレス <http://diy.co.jp>

7. 保有個人データの開示、訂正等

お客さまからの個人情報保護法にもとづく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等に関するご請求については、「11. お問合せ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、所定の手数料の入金を確認させていただいたうえで、原則として書面にて回答させていただきます。

※開示、訂正等の手続きの詳細については、「個人情報保護宣言」の「開示等請求の手続き」をご覧ください。

8. 安全管理の取組み

当社は、業務上取り扱う個人データを漏えい・滅失またはき損の防止、その他の個人データの安全管理のために、個人情報保護の全社的な推進体制を整えるとともに、個人情報保護規程等の社内規程を定め、個人情報を取り扱う部署における個人情報の適正な取扱いを確保します。

9. 個人情報の取扱いの委託

当社は利用目的の達成に必要な範囲内において、お客さまの個人情報の取扱いを委託する場合があります。委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切に監督いたします。

当社では、例えば、以下のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

(委託する業務の例)

- 保険証券等の発送に関わる事務
- 各種送付物の発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

10. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である生命保険協会の対象事業者です。
同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談室
TEL 03-3286-2648
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
受付時間：9:00～17:00（土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く）
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

11. お問い合わせ窓口

当社の個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、下記「個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口」にお問い合わせください。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口

損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 コールセンター
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル
☎0120-334-303 (個人情報専用) 受付時間：9:00～21:00（土曜日は17:00まで）
※日曜日・祝日を除く
ホームページアドレス <http://diy.co.jp>

なお、「個人情報保護宣言」全文については[188ページ](#)をご覧ください。



5

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社等との共同利用について

- ◆ 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、および「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業共同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、1ページに記載の当社コールセンターにお問い合わせください。

▼登録事項

- 〈1〉 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡 までとします。）
- 〈2〉 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- 〈3〉 入院給付金の種類および日額
- 〈4〉 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- 〈5〉 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

2. 「支払査定時照会制度」について

保険金などのご請求に際し、あなたのご契約内容などを照会させていただくことがあります。

平成17年1月31日から、当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます。)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、1ページに記載の当社コールセンターにお問い合わせください。

▼相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとする。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

6

現在のご契約の解約・減額を前提として、 新たなご契約のお申込みをご検討の場合について

- ◆ 現在ご加入中のご契約を解約・減額しますと、つぎのとおり、契約者にとって不利益となることがあります。
 1. 多くの場合、解約返れい金は、払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となり、一定期間の契約継続を条件とする配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
 2. 新たにお申込みをされるご契約について、告知が必要な傷病歴等がある場合には、健康状態などによりお断りする場合や、新たなご契約の締結時に正しく告知をされなかったためにつぎの①または②のとおり解除・取消しや無効となる場合があります。
 - ① 新たにご契約いただく一般の契約の場合と同様に告知義務があります。また、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定等が適用されます。
 - ② 詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。

7

生命保険会社の業務または財産の状況の変化による 生命保険契約への影響の可能性について

- ◆ 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社(当社は会員として加入しています。)が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。



8 「生命保険契約者保護機構」について

◆ 当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^(※2)を除き、責任準備金等^(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。^(※4))。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\bullet \text{ 高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

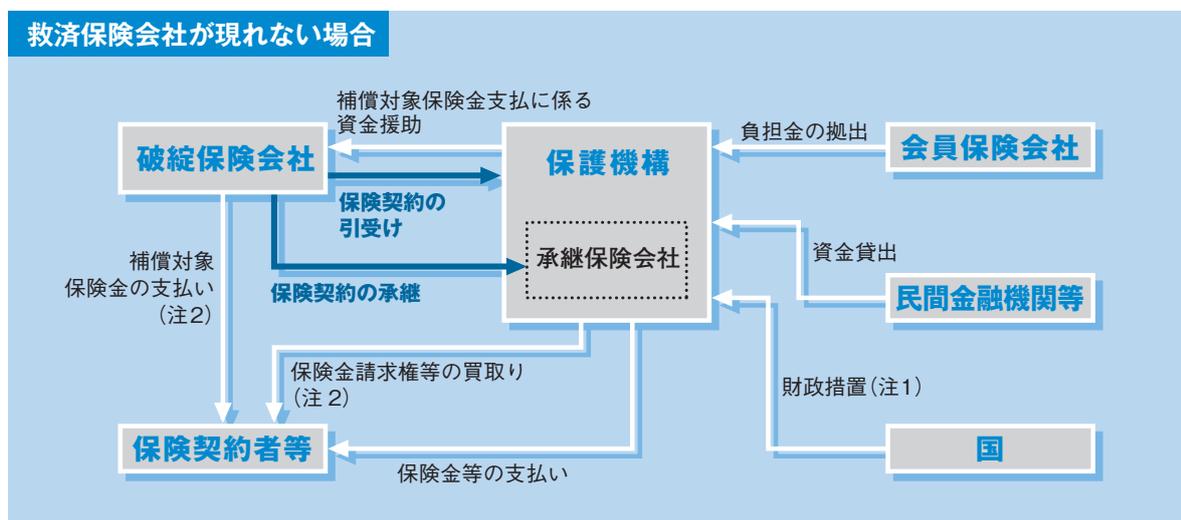
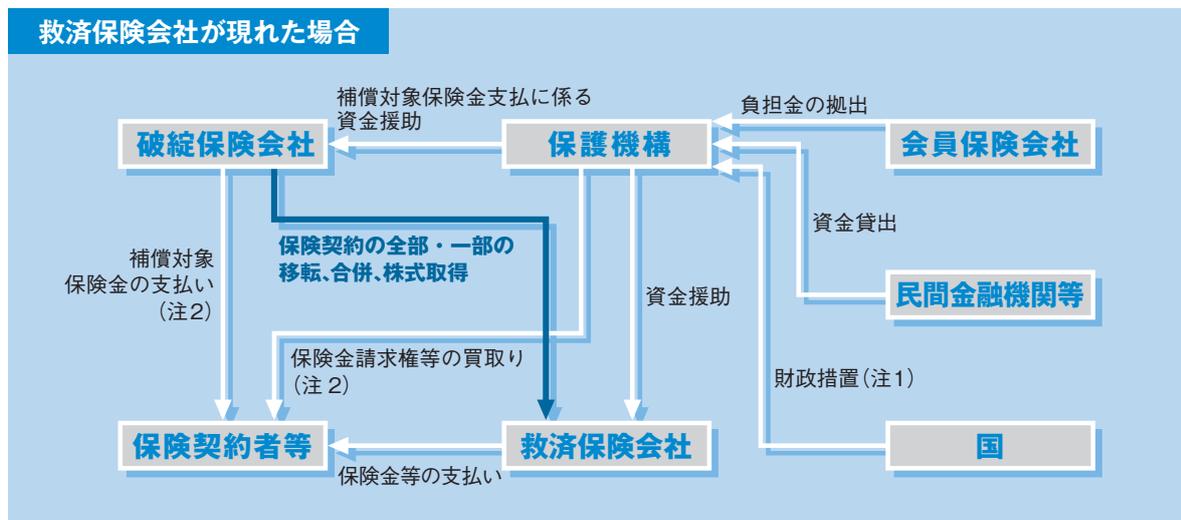
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額についても、その90%が補償されるものではありません。

▼仕組みの概略図



(注1) 上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、18ページ※2に記載の率となります。)

◇ 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

● 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合せ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9 「生命保険相談所」について

- ◆ 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてご相談等をお受けしております。詳しくは、ホームページアドレス

<http://www.seiho.or.jp/contact/about/>にてご確認ください。

なお、生命保険相談所が苦情等の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過してもご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定委員会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

10 2014年4月実施の商品改定について

- ◆ ご契約日が2014年3月1日以前のご契約者の皆さまへ
2014年3月1日以前を契約日とするご契約については、2014年4月1日以降に更新を迎えるご契約から、つぎのとおりの商品改定が適用されます。

(1) 指定代理請求人の範囲の拡大

被保険者の戸籍上の配偶者または被保険者の3親等内の親族であれば、被保険者と同居または生計を同一としない場合でも、指定代理請求人としてご指定いただけます。

- (2) 死亡保険金をお支払いする際に、死亡保険金受取人が亡くなっている場合のお取扱いの変更
死亡保険金受取人が亡くなっている場合に、その法定相続人が複数人であるときは、死亡保険金の受取割合を均等とします。

(3) リビング・ニーズ保険金の限度額の拡大

リビング・ニーズ保険金としてご指定いただける金額を3,000万円までとします。

(4) 骨髄等ドナーへの給付の追加

入院保障の手術給付金の支払対象となる手術に、「骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術」を追加し、保障を拡大します。

(5) 保険金・給付金のお支払期限の見直し

確実に適正なお支払いを可能とするため、保険金・給付金のお支払期限を5営業日とします。

Ⅱ

「	1	年	組	み	立	て	保	険	」			
				の	し	く	み	と	特	長		

- 1 主契約(遺族保障)について
- 2 特約について
- 3 インターネットによる保険契約申込について



遺族保障(主契約)の保障額を自分で決め、必要に応じて特約を選んで組み合わせられます。だからあなただけの保険がつけれます。

<特長>

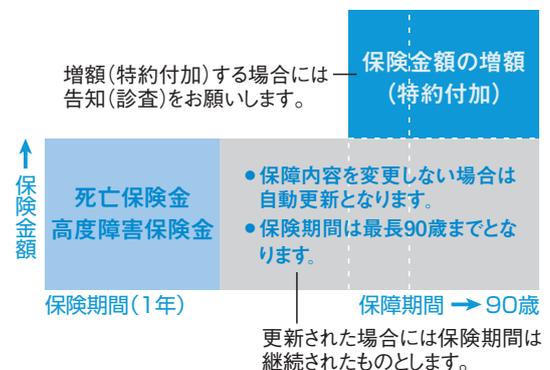
- あなたに合った保険がつけれます。
- 掛け捨て型で解約返れい金や満期保険金のない生命保険です。
- 保障内容を1年ごとに見直せます。40ページ12の「保障内容の見直しについて」をご参照ください。
- 主契約をベースに、特約(入院保障、ガン保障、月給保障)を必要に応じて組み合わせることができます。

1 主契約(遺族保障)について

【しくみ】

- 被保険者が死亡したときまたは両眼失明などの重い障害の状態になられたとき、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。
- 被保険者が交通事故などの不慮の事故により、1眼失明などの障害の状態になられたときは、以後の保険料の払込みを免除します。
- 保険期間は1年ですが、被保険者の健康状態にかかわらず、そのままの保障内容で90歳まで*毎年自動的に更新されます。

*月給保障および特別な条件(保険料の割増)を付加されているご契約は60歳までの更新となります。



2 特約について

【保障についての特約】

①入院保障

- 病気やケガによる入院・手術・通院に備えます。
- ガン・急性心筋こうそく・脳卒中の発病に備えます*。

*無配当特定疾病診断給付特約I型はご契約時に契約年齢15歳以上のご契約に付加されております。

▼入院保障は、つぎの2タイプからいずれかをお選びいただけます。

- 1泊入院から受取型(短期入院特約付無配当医療特約・無配当特定疾病診断給付特約) 2日以上継続して入院された場合、1日目からお支払いします。
- 5日目から受取型(無配当医療特約・無配当特定疾病診断給付特約) 5日以上継続して入院された場合、5日目からお支払いします。

②ガン保障(無配当ガン医療特約)

- ガンによる入院・手術・通院に備えます。

③月給保障(無配当就業不能保障特約・入院のみ保障特約)

- 病気やケガにより長期の入院をされ、働けなくなったときに備えます。

リビング・ニーズ保障(リビング・ニーズ特約)

- 回復の見込みのない病気などで余命が6か月以内と判断されたときは、生存中に遺族保障の保険金額の全部または、一部(ご請求時に3,000万円を限度としてご指定いただきます。)をリビング・ニーズ保険金として受け取って活用することができます。

【年齢に応じて保険料は上がります】

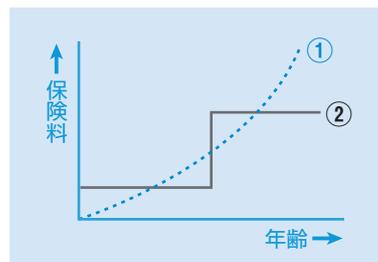
- 契約日または更新日現在の満年齢および保険料率により、保険料が計算されます。
- 当社は“自然保険料方式”を採用しています。“平準保険料方式”と比べても5年・10年単位で見た場合、合計保険料は大きくは変わりません。

① 自然保険料方式(当社)

年齢ごとの死亡率を基に保険料を算出(年齢ごとに死亡率が違うので、保険料は1年ごとに上がります。)

② 平準保険料方式

5年間・10年間の保険料総額をならして算出(5年後・10年後の更新時に保険料が上がります。)



【ふうふセット特約(保険料合算払込特約(夫婦型))】

被保険者を夫と妻とする2件のご契約にこの特約を付加することにより、月払保険料に割引保険料が適用となります。

※インターネットによるお申込みの場合には、この特約は付加いただけません。

① 割引額

ご夫婦両方のご契約の保険料から、遺族保障の保険金額100万円につき月払保険料をそれぞれ5円割引きます。

② 割引の対象となるのはご夫婦の契約がつぎの全てに該当する場合です。

(ふうふセット特約付加の要件)

- 被保険者が戸籍上の夫婦であること。
- ご契約者が同一人であること。ご夫婦の契約が、共に新規の場合は、契約者は夫としてください。ただし、ご契約後に両方のご契約者を妻にすることも可能です。
- 保険料の払込みは同一銀行口座または同一カードであること。いずれの場合もご契約者名義であることを要します。
- 保険料の払込方法が月払いであること。

③ ふうふセット特約の保険料割引はつぎの場合には適用がなくなります。

(注) 割引保険料が適用されなくなった後に、割引された保険料が払い込まれていたときは、その差額を領収させていただきます。

- 一方のご契約が解約・満了・解除、その他の事由により消滅した場合
- 一方のご契約が保険料払込免除に該当した場合
- ②の要件を満たさなくなった場合

④ ご契約者(保険料負担者)、被保険者、および保険金の受取人の関係によって、死亡保険金に対する税金が異なりますのでご注意ください。

詳しくは42ページ参照

3 インターネットによる保険契約申込について

この保険は、電磁的方法(インターネット)によりお申し込みいただくことが可能です。

※被保険者は保険契約者本人であり、かつ、20歳以上の方に限ります。

- インターネットによりこの保険にお申し込みいただく際は、インターネット上の当社所定の保険契約申込画面にしたがって申込みおよび告知に関する事項を入力のうち当社に送信してください。
- 当社は、保険契約者から送信された所要事項の受信をもって、保険契約の申込みおよび告知があったものとします。
- お手続画面は保険契約者(被保険者)ご自身で入力してください。
- その他、お申込手続きに関する詳細は、保険契約申込画面にてご確認ください。

■ 電磁的方法とはつぎに掲げる方法を指します。

- 当社から、保険契約者等(保険契約の申込者、保険契約者または被保険者)に対して通知等を行う場合

約款上の記載	解説
会社の使用に係る電子計算機と保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	当社から保険契約者等の使用するパソコンにEメールで通知などを送信することを指します。
会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	当社がインターネット上に用意した、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)、契約申込書(お客さま控え)などの電子ファイルを保険契約者等の使用するパソコンにダウンロードし、保存していただくことを指します。
会社の閲覧ファイル(会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するための通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。)に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法	当社がインターネット上に一般的なお知らせなどの掲示を行い、不特定多数の方に閲覧いただくことを指します。

- 保険契約者等から当社に対して通知等を行う場合

約款上の記載	解説
保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続きにしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて通知等を行うべき事項を送信する方法	インターネット上の当社所定のお手続画面などにしたがって、保険契約者等に必要事項を入力のうち送信していただくことを指します。

※「インターネット申込に関する特約」は、P185をご覧ください。



1 告知に関するお願いについて

健康状態や職業など、ありのままを告知してください。

- ① ご契約者や被保険者には健康状態などについて、告知をしていただく義務があります。もし故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合、ご契約または特約を解除することがあります。
- ② 告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(当社の職員・代理店を含みます。)には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

2 傷病歴がある場合のお取扱いについて

追加のお手続きをお願いする場合やご契約をお断りさせていただくことがあります。

- ① 医師による診査、または追加の詳しい告知、健康診断書等が必要となる場合があります。
- ② 契約者間の公平性を保つため、ご契約に条件をつけさせていただく場合やご契約をお断りする場合があります。

▼条件をつけさせていただく例

- 保険料の割増……普通保険料に上乗せして、特別保険料をお支払いいただきます。
- 特定疾病不支払……特定のご病気について、一定期間給付金のお支払対象外とします。
- 特定部位不支払……特定のお体の部位について、一定期間給付金のお支払対象外とします。
- 保障内容の変更……保障内容を減額してお引き受けするか、特約の付加を見合わせていただきます。

(注) 特別条件特約を付加した場合に、不支払対象となる特定疾病または特定部位一覧は、[187ページ【別表】](#)を参照ください。

3 意向確認について

今回お申込みいただく内容が、お客さまのご意向に沿ったものか、書面やインターネット上の当社所定の保険契約申込画面およびお電話等で確認させていただきます。

総合的に見て、お申込内容がお客さまのご意向に沿わない場合にはご契約をお引き受けすることができません。

4 ご契約のお手続きについて

[詳しくは29ページ参照](#)

当社に契約申込書が到着次第※速やかに審査を開始いたします。お申込後にお手続き等が必要な場合には、電話や書面でご案内いたしますので、速やかにご対応いただきますようご協力をお願いいたします。

※インターネットによるお申込みの場合には、お申込完了日の翌営業日から審査を開始いたします。

- ① 医師による診査が必要な場合、当社指定の医師以外ではお取扱いができません。必ず当社からの案内に従い、所定の医師による診査を受診してください。
- ② 途中でお申込みを取り下げたい場合は、申込者ご本人からの、書面またはお電話にてお受けいたします。



5 保障の開始(責任開始期)について

お引受審査完了後、つぎの①または②のときから保障が開始されます(責任開始期)。

- ① クレジットカード扱の場合
第1回保険料のオーソリゼーション(カードの有効性などの確認)のとき
- ② 口座振替扱の場合
第1回保険料の口座振替のとき

▼ご契約のスケジュール(保険料お支払い)例

		7月	8月	9月	10月
クレジットカード扱の場合	ケース1	1日~20日申込書到着 ▶	1日 契約日	*責任開始は第1回 オーソリゼーション完了時	
	ケース2	21日~末日申込書到着		▶ 1日 契約日	
口座振替扱の場合	ケース3	1日~25日申込書到着 ▶	27日 第1回保険料引落し (責任開始)	▶ 1日 契約日	
	ケース4	26日~末日申込書到着		▶ 27日 第1回保険料引落し (責任開始)	▶ 1日 契約日

(注)お引受審査の関係などで、契約日が変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。



ガンに関する保障の責任開始期

ガン保障の給付金および入院保障のガン診断給付金については①または②の責任開始期から90日を経過した日の翌日(91日目)となります。

6 契約日について

責任開始期の翌月1日が契約日となります。ご契約年齢、保険期間の始期は契約日を基準に計算します。

責任開始期から契約日までの間に保険金等の支払事由または保険料払込免除事由が生じた場合には、契約年齢および保険期間は責任開始期を基準に再計算します。

フムフム...



7 保険料領収証について

領収証の発行は省略させていただいております。



8 クーリング・オフ制度(お申込みの撤回等)について

保険契約者はお引受け審査完了後にお届けする「引受内容確認書」の交付日から1か月以内であれば、書面により契約をクーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)することができます。

※ご契約の更新の際には、クーリング・オフ制度の適用はありません。

書面でのお手続きが必要となります。また、書面の発信時(郵便の消印日付)により効力を生じますので、郵便により当社に発信してください。すでに払い込みいただいた保険料がある場合はご返金させていただきます。

▼書面に記載いただく内容(書式は自由です。)

- 契約者の氏名(自署)、住所
- 申込書に押印したものと同一印(インターネットによるお申込みの場合は認印で可)
- 登録番号(引受内容確認書の表面に記載されている15桁の番号)
- 「申込みの撤回等」をする旨
＜例＞先般申込みの生命保険契約をクーリング・オフいたします。

9 契約確認制度へのご協力をお願いについて

お電話やご訪問による契約確認にご協力ください。

お申込みの後やご契約後に、お申込内容や告知内容の確認のため、当社よりお電話をさせていただくことや、当社で委託した確認担当者をご訪問させていただくことがございますので、その際にはご協力をお願いします。また、保険金・給付金もしくは保険料払込免除のご請求の際にも、当社で委託した確認担当者をご請求内容等について確認にお伺いする場合があります。

10 申込書類のお取扱いについて

お申込みの際にご提出いただいた書類については、お引受審査の結果に関わらずご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

当社では、個人情報の保護および審査上の理由からお申込みにあたってご提出いただいた書類(健康診断書等を含みます。)はご返却しておりません。

なお、健康診断書については、原本一式のコピーに自署をいただいたもののご提出をお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。

11 保険証券のご確認について

保険証券をお確かめください。

ご契約をお引き受けいたしますと、保険証券をご契約者にお送りします。また、ご契約者と被保険者が異なる場合には、被保険者ご本人にも保険証券(写)をお送りします。お申し込みいただいた内容と相違ないかよく確かめください。万一、相違する点などございましたら、お手数でも1ページに記載の当社コールセンターにご連絡願います。

IV

ご契約のお手続きについて

- 1 お手続きの流れについて
- 2 健康状態・職業等の告知について
- 3 必要な医的審査について
- 4 契約確認制度について
- 5 保険料の払込方法について

1 お手続きの流れについて

当社に契約申込書が到着次第※速やかに審査を開始いたします。お申込後にお手続き等が必要な場合には、電話や書面でご案内いたします。

※インターネットによるお申込みの場合には、お申込完了日の翌営業日から審査を開始いたします。

※下記 1 2 につきましては、当社の生命保険募集人よりご案内・ご説明等させていただく場合がございます。

1 お申込内容のご検討

パンフレットや当社Webサイトを使ってご自分に合った保険をおつくりください。

2 お申込み

〈郵送によるお手続きの場合〉

申込書・告知書にご記入のうえ専用封筒にてお送りください。
※お申込内容により、健康診断書等を同封ください。

〈インターネットによるお手続きの場合〉

インターネット上の当社所定の保険契約申込画面にて、申込み・告知内容の入力および送信を行ってください。
※お申込内容により、健康診断書等が必要となる場合には、後日当社よりご連絡をさせていただきます。

お申込手続きをされた方が保険契約申込人ご本人さまであることを確認するため、ご本人さまのみがお受け取り可能な方法でお送りした書類をお受け取りいただくか、ご本人さま確認のできる書類をご提出いただくかのいずれかのご対応をお願いします。

(ご本人さま確認ができない場合は、ご契約が成立しませんので、あらかじめご了承ください。)

3 ご契約のお引受審査

お申込み後、お引受けの可否について総合的な審査をさせていただきます。

4 「引受内容確認書」のお届けと保障の開始

お引受けが決定いたしますと「引受内容確認書」と「ご契約のしおり/約款」をお送りします。

■保障の開始

クレジットカード扱:第1回保険料のオーソリゼーションのとき
口座振替扱 :第1回保険料の口座振替のとき

5 保険証券のお届け

ご契約者あてに保険証券をご送付します。内容をご確認のうえ大切に保管してください。

2 健康状態・職業等の告知について

ご契約※にあたっては「告知書」などで当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

※新規ご加入、復活および保険金・給付金額の増額等のご契約内容変更のことをいいます。

1. 告知義務について

生命保険は多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件で契約されると保険料負担の公平性が保たれません。そのため、ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業などについて、当社(当社指定の医師を含む)がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)いただく義務があります。

2. 告知受領権について

告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(当社の職員・代理店を含みます。)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3. 告知内容が事実と相違する場合

- イ) 告知いただくことからは、告知書に記載（インターネットによるお申込みの場合には、インターネット上の当社所定の保険契約申込画面に表示）してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から3年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- ロ) 告知にあたり、生命保険募集人が告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

- 責任開始日または復活日から3年を経過していても、保険金や給付金の支払事由等が3年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。
（ただし、「保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金をお支払いする、または保険料のお払込みを免除することがあります。）

3 必要な医学的審査について

被保険者のご加入時の年齢、保険金額によって必要な医学的審査は異なります。また、告知いただいた内容等によっても、健康診断書や検査の結果票等のご提出をお願いすることがあります。

1. 告知書扱

告知書のご提出をもって審査をさせていただく方法です。また、告知内容等により、健康診断書をはじめとした資料のご提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

2. 健康診断書扱

当社所定の健康診断書と告知書をご提出いただく方法です。健康診断の受診日が告知日の過去1年以内であることが必要です。なお、当社所定の健康診断書とは以下の健康診断の結果通知書をいいます。

- 勤務先の定期健康診断…… 労働安全衛生規則第44条に定める定期健康診断。
- 地域の住民健康診査…… 「健康増進法」に定める「健康診査等指針」に基づく健康診査。
- 医療保険者の特定健診…… 「高齢者の医療の確保に関する法律」に定める「糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査」。
- 人間ドック…… 設備の整った医療施設にて多項目の検査を集中的に行う総合健診。

3. 嘱託医扱

当社が指定する医師による診査をお受けいただく方法です。当社指定の医師が口頭で告知を求める場合がありますので、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。告知いただいた内容は医師により記録されますので、ご確認のうえ自署欄にご署名ください。なお、必要に応じて当社から受診の要領についてご案内をさせていただきますので、受診をされる場合にはその案内にしたがってください。

4 契約確認制度について

お申込みの後やご契約後に、お申込内容や告知内容の確認のため、当社よりお電話をさせていただくことや、当社で委託した確認担当者をご訪問させていただくことがあります。

契約確認制度は生命保険業界各社において行われていますので、ご協力をお願いいたします。

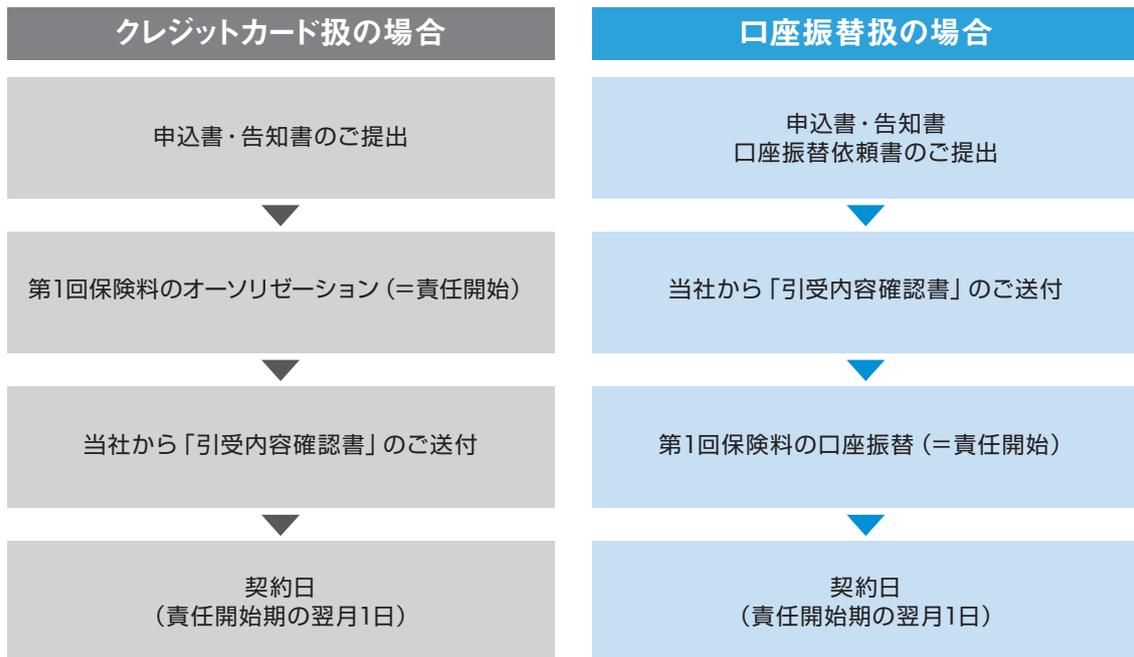
5 保険料の払込方法について

保険料のお払込みは、「クレジットカード」による方法と「口座振替」による方法からお選びいただけます。また、払込回数には「月払い」と「年払い」があります。

※インターネットによるお申込みの場合には、「クレジットカード」による方法のみご利用いただけます。

1. クレジットカード扱と口座振替扱

保険料のお払込みはクレジットカード扱または口座振替扱となります。お申込みから保障の開始までの流れはつぎのとおりです。



2. 月払いと年払い

- **月払い**……保険料を毎月払い込みいただく方法です。新規のご契約の際に毎月の保険料が2,000円未満となる場合には、年払いとさせていただきます。
- **年払い**……1年分の保険料を払い込みいただく方法です。なお、ご解約等により、ご契約が有効期間中に消滅した場合には解約返れい金はありませんが、いまだ到来していない契約期間分の保険料(未経過保険料)をお支払いできる場合があります。詳しくは、[36ページ](#) **9**の「保険料の払込みが不要となった場合のお取扱いについて」をご覧ください。

V

ご契約後について

- 1 第2回目以降の保険料の払込みについて
- 2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について
- 3 ご契約の復活について
- 4 保険金・給付金お支払時等に未払込保険料がある場合について
- 5 保険料の払込みが困難になられた場合について
- 6 死亡保険金受取人の変更について
- 7 死亡保険金受取人が死亡された場合について
- 8 被保険者による解除請求について
- 9 保険料の払込みが不要となった場合のお取扱いについて
- 10 各種変更の手続きについて
- 11 自動更新について
- 12 保障内容の見直しについて
- 13 ご契約の解約と解約返れい金について
- 14 生命保険と税金について

1 第2回目以降の保険料の払込みについて

1. 口座振替による払込みの場合

- イ) 当社および当社が委託している収納代行会社が提携している金融機関等で、ご契約者指定の預金口座から27日に振り替えられます。なお、27日が金融機関等の休業日にあたる場合はそのつぎの営業日が振替日となります。
- ロ) 27日に預金口座から振替えができなかった場合は、つぎのとおり取り扱います。
- 月払契約：翌月の27日に2か月分の保険料の口座振替を行います。
- 年払契約：翌月の27日に再度保険料の口座振替を行います。

2. クレジットカードによる払込みの場合

- イ) 当社の指定するクレジットカード発行会社のクレジットカードによりつぎのとおりカード決済がされます。

オーソリゼーションの日	カード会社からのご契約者への口座振替請求
毎月1日 (当社の休業日にあたる場合は、つぎの営業日とします。)	カード会社の会員規約によります。

- ロ) オーソリゼーションができなかった場合には、別のクレジットカードで払い込みいただくかまたは口座振替による払込方法に変更してください。
- ハ) クレジットカードの会員番号または有効期限が変更された場合には、1ページに記載の当社コールセンターまでご連絡ください。お手続き等についてご案内いたします。なお、ご契約者からのご連絡の前に、カード会社から当社へ変更内容が通知された場合は、通知された内容にて以後の保険料を払い込みいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

3. 保険料領収証について

領収証の発行は省略させていただきます。



2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について

保険料の払込みには猶予期間がありますが、猶予期間中に払込みがないご契約は効力を失います。

▼ 猶予期間はつぎのとおりです。

月払契約の場合：払込期月(※)の翌月初日から末日まで
 年払契約の場合：払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

※ 払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日までのことをいいます。



3 ご契約の復活について

ご契約が失効した場合でも、失効の日から3か月以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。ただし、ご契約の解約を請求された場合や健康状態によっては復活できません。復活に際しては失効している期間の保険料の払込みと告知が必要となります。なお、復活の際の責任開始期については、お手続きの際にお知らせいたします。

4 保険金・給付金お支払時等に未払込保険料がある場合について

保険金・給付金の支払事由が生じた場合に未払込保険料があるときは未払込保険料を差し引いた金額をお支払いします。また、保険料の払込免除事由が生じた場合に未払込保険料があるときはその未払込保険料を払い込んでいただきます。



5 保険料の払込みが困難になられた場合について

保障金額は少なくなりますが、保険金額・給付金額を当社の定める範囲内で減額することにより、保険料の払込額を少なくしてご契約を継続することができます。具体的なお手続きにつきましては、当社コールセンターにご相談ください。

6 死亡保険金受取人の変更について

つぎの場合には、死亡保険金受取人を変更することができます。

1. 当社への通知により変更する場合

- ① ご契約者は死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 死亡保険金受取人を変更される場合には、ご契約者が当社へご通知ください。通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人はその通知が発信されたときにさかのぼって変更されます。

2. 遺言により変更する場合

- ① ご契約者は死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 死亡保険金受取人を変更される場合には、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人が当社へご通知ください。なお、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力は生じません。

(注) 当社がその通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

7 死亡保険金受取人が死亡された場合について

新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをさせていただきますので、すみやかに当社にご連絡ください。

死亡保険金受取人が死亡された時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。死亡保険金受取人となる人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。

8 被保険者による解除請求について

ご契約者と被保険者が異なるご契約の場合、つぎの①から④までの事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解除を行う必要があります。

- ① ご契約者または保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合。
- ② 保険金受取人がご契約にもとづく保険金の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合。
- ③ 上記①②のほか、被保険者のご契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合。
- ④ ご契約者と被保険者の間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合。

9 保険料の払込みが不要となった場合のお取扱いについて

保険料の払込方法が年払いのご契約の場合、保険料を払い込みいただいた後に、ご契約の消滅等（ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。）により、保険料の払込みが不要となったときは、つぎの額をお支払いします。

※払込方法が、月払いのご契約については、このお取扱いはありません。

すでに払い込まれた保険料のうち、保険料の払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険期間の末日までの月数に対応する保険料相当額（未経過保険料）

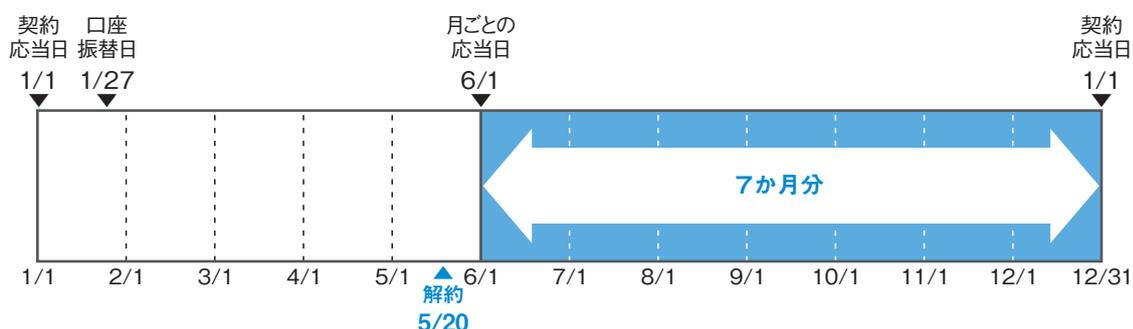
※ここで、すでに払い込まれた保険料とは、入院給付日額の減額など保険料の一部の払込みを要しなくなった場合は、その払込みを要しなくなった部分に限ります。

【年払契約】 ※口座振替による払込みで、更新されたご契約の場合

<ご契約例> 契約応当日:1月1日 月ごとの応当日:毎月1日

1月27日に年払保険料を払い込んだ後、5月20日に契約を解約した場合

⇒保険料のお払込みを要しなくなったのは契約を解約した5月20日であり、その翌日以後最初に到来する月ごとの応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。





10 各種変更の手続きについて

各種変更手続きについてご案内いたします。(2014年7月現在)

1ページに記載のコールセンターへご契約者本人からお電話いただくとお手続きがスピーディです。

※お電話をお受けした際には、ご本人さま確認をさせていただきます。

お手続きに際して

証券番号が必要となりますので、「保険証券」や「更新のご案内」で事前にお調べください。

1 引越し



お電話



Web
サイト



お手続き希望票

ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
住所・電話番号の変更をしたい	住所変更 ^(注)	
保険料振替口座を変更したい	保険料払込口座変更	

(注) ご契約者さまご本人からのお電話でお手続きが完了します。

2 ご結婚

ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
転居に伴い住所・電話番号の変更をしたい	住所変更 ^(注)	
改姓手続きをしたい	名義変更(改姓)	
ご契約者を変更したい	名義変更(契約者変更)	
受取人を変更したい	名義変更 (死亡保険金受取人変更[指定代理請求人*変更])	
保険料振替口座を変更したい	保険料払込口座変更	
保険料払込クレジットカードを変更したい	保険料払込カード変更	

(注) ご契約者さまご本人からのお電話でお手続きが完了します。

3 被保険者の転職・退職

ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
保険料振替口座を変更したい	保険料払込口座変更	
ご契約者を変更したい	名義変更(契約者変更)	
被保険者の職業が変わったことを通知したい	月給保障(就業不能保障特約)を付加している場合のみ 被保険者業務変更	

※[指定代理請求人]とは、被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、被保険者の代理人としてその保険金等を請求することができる人で、ご契約者があらかじめ指定した人のことをいいます。

4 離婚

ご要望	必要となる手続き	受付窓口
転居に伴い住所・電話番号の変更をしたい	住所変更 ^(注)	  
改姓手続きをしたい	名義変更(改姓)	 
ご契約者を変更したい	名義変更(契約者変更)	 
受取人を変更したい	名義変更 (死亡保険金受取人変更[指定代理請求人 [*] 変更])	 
保険料振替口座を変更したい	保険料払込口座変更	  
保険料払込クレジットカードを変更したい	保険料払込カード変更	  

(注) ご契約者さまご本人からのお電話でお手続きが完了します。

5 海外への転居

ご要望	必要となる手続き	受付窓口
海外へ転居する手続きをしたい	住所変更 ^(注)	

(注) ご契約者さまご本人からのお電話でお手続きが完了します。

6 ご契約者・受取人の死亡

ご要望	必要となる手続き	受付窓口
ご契約者を変更したい	名義変更(契約者変更)	 
受取人を変更したい	名義変更 (死亡保険金受取人変更[指定代理請求人 [*] 変更])	 



7 保険料の払込方法を変更したい

ご要望	必要となる手続き	受付窓口
保険料振替口座を変更したい	保険料払込口座変更	  
保険料払込クレジットカードを変更したい	保険料払込カード変更	  
口座振替扱をクレジットカード扱にしたい クレジットカード扱を口座振替扱にしたい	保険料払込方法(経路)変更	  
月払いを年払いに変更したい 年払いを月払いに変更したい	保険料払込方法(回数)変更 ^(注)	  

(注) 更新時のみのお取扱いです。

8 死亡保険金受取人を変更したい

ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
死亡保険金受取人を変更したい	名義変更 (死亡保険金受取人変更[指定代理請求人*変更])	 

9 保険証券を再発行してほしい

ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
保険証券を再発行してほしい	保険証券再発行	 

10 保障内容を見直したい

詳しくは40ページ12の「保障内容の見直しについて」をご覧ください。

ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
主契約(遺族保障)の保険金額を変更したい	保障内容変更(注)	 
特約を付加または解約したい 特約の給付金額(保険金額)を変更したい	保障内容変更(注)	 

(注) 更新時の「減額または特約解約」の場合は、ご契約者さまご本人からのお電話でお手続きが完了します。

11 契約をやめたい(解約・更新しない)

ご要望	必要となるお手続き	受付窓口
解約したい	解約	 
契約を更新したくない	非更新	 

※[指定代理請求人]とは、被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、被保険者の代理人としてその保険金等を請求することができる人で、ご契約者があらかじめ指定した人のことをいいます。

〈Webからのお申し出について〉

DIY契約者キット(ご契約者さま向けインターネットサービス)をご活用ください。
ご契約内容の照会や、見直しの保険料試算、書類のお取寄せなどができます。

- ・本サービスを初めてご利用される方はWeb上で登録のお手続きが必要です。
- ・「住所変更」「保険料払込口座変更」「保険料払込カード変更」はDIY契約者キットのご登録がない場合でもWeb上でお手続きいただけます。





11 自動更新について

- ① 被保険者の健康状態にかかわらず、ご契約は90歳まで*毎年自動的に更新されます。
*月給保障および特別な条件(保険料の割増)を付加されているご契約は60歳までの更新となります。
- ② 更新の際に保険金額・給付金額を増額される場合または新たに特約を付加される場合には、あらためて告知(または診査)をお願いします。



12 保障内容の見直しについて

ご結婚されたとき、お子さまがお生まれになったとき、お子さまが独立されたときなど、ライフステージの変化に応じて保障内容を見直すことができます。

- ① 保険金・給付金額を増額または減額することができます。
 - ・増額する場合は、あらためて告知(または診査)および被保険者の同意が必要です。なお、健康状態などによっては増額をお断りすることがあります。
 - ・減額する場合は、減額後の保険金・給付金額は、当社の定める最低引受金額を下回ることはできません。また、遺族保障の保険金額の減額に際して、入院保障の入院給付日額を減額させていただくことがあります。
 - ・特別条件特約が付加されているご契約はつぎのお取扱いになります。
 - ・特別保険料をいただいているご契約は増額できません。
 - ・特定疾病不支払方法および特定部位不支払方法が適用されたご契約については会社が定めた期間(特定期間といいます。)中は、医療特約・特定疾病診断給付特約・短期入院特約は増額できません。
- ② いろいろな特約を新たに付加したりまたは解約することができます。
 - ・特約を付加する場合は、あらためて告知(または診査)および被保険者の同意が必要です。なお、健康状態などによっては特約の付加をお断りすることがあります。
 - ・特別条件特約が付加されているご契約はつぎのお取扱いになります。
 - ・特別保険料をいただいているご契約については特約の中途付加はできません。
 - ・特定疾病不支払方法および特定部位不支払方法が適用されたご契約については会社が定めた期間(特定期間といいます。)中は、医療特約・特定疾病診断給付特約・短期入院特約は増額できません。
- ③ 月払契約の方で見直し後の月払保険料が2,000円を下回っても、年払契約への変更は必要ありません。

保障内容を見直して更新される場合には、変更内容によりお取扱いが異なります。

<p>ご請求に関する お引受審査</p>	<p>▲ 保障額を増やす</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主契約・特約保障額の増額 ● 特約の中途付加 	<p>▼ 保障額を減らす</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主契約・特約保障額の減額 ● 特約の解約
	<p>審査あり</p> <p>ご請求をお受けできない場合や、お引受けにあたって条件を提示させていただく場合がございます。</p>	<p>審査なし</p> <p>ご請求に関する審査はございません。</p>



13 ご契約の解約と解約返れい金について

ご契約を解約されても、解約返れい金はありません。

この保険は、保険期間1年の掛け捨て型ですので、払い込みいただいた保険料は保険期間1年ごとの保険金・給付金のお支払いとご契約を維持する費用にあてられます。したがって、解約されても解約返れい金はありません。

※年払契約の場合には、いまだ到来していない契約期間分の保険料(未経過保険料)をお支払いできる場合があります。詳しくは36ページをご覧ください。



14 生命保険と税金について

税務の取扱い等については、2014年7月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しております。個別の税務の取扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。

※法令の改正により取扱内容が変更される場合があります。

1. 生命保険料控除

お払い込みいただいた保険料は「生命保険料控除」の適用を受けることができます。

適用によりつぎの表の金額が、所得税・住民税の課税対象額から控除されます。

- **控除の対象となるご契約**：保険金等の受取人がご本人またはその配偶者もしくはその他の親族となっているご契約
- **控除の対象となる保険料**：1年間(1月1日から12月31日まで)にお払い込みいただいた保険料

▼所得税の生命保険料控除

年間の正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	(正味払込保険料×1/2)+10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	(正味払込保険料×1/4)+20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

▼住民税の生命保険料控除

年間の正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	(正味払込保険料×1/2)+6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	(正味払込保険料×1/4)+14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

※保険始期が2012年1月1日以降のご契約(新規のご契約・更新のご契約)から上表の金額が適用されます。

〈控除の手続き〉

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行いたしますので、年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付して控除をお受けください。

2012年1月から生命保険料控除制度が改正されています。

1. 「介護医療保険料控除」が創設され、「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」とあわせ、3つの控除からなる制度になります。これにより、入院・通院等にもなう給付の医療保障やがん保障に係る保険料は、「一般生命保険料控除」の対象から「介護医療保険料控除」の対象となります。
2. 保険料の控除限度額が変更になり、所得税5万円、住民税3万5千円が、それぞれ所得税で4万円、住民税で2万8千円になります。合計の控除額は、所得税は12万円に変更になりますが、住民税は7万円のまま変更がありません。

〈改正前〉	〈改正後〉
制度全体の控除限度額：所得税10万円、住民税7万円	制度全体の控除限度額：所得税12万円、住民税7万円
○一般生命保険料控除（遺族・介護・医療保障） 控除限度額：所得税5万円、住民税3.5万円	○一般生命保険料控除（遺族保障） 控除限度額：所得税4万円、住民税2.8万円
	○介護医療保険料控除（新設）（介護・医療保障） 控除限度額：所得税4万円、住民税2.8万円
○個人年金保険料控除（老後保障） 控除限度額：所得税5万円、住民税3.5万円	○個人年金保険料控除（老後保障） 控除限度額：所得税4万円、住民税2.8万円

2. 死亡保険金の税法上の取扱い

ご契約者（保険料負担者）、被保険者および保険金の受取人の関係によって、つぎのとおり死亡保険金に対する税金が異なりますのでご注意ください。

	ご契約形態	ご契約例	税法上の取扱い
死亡 保険金	ご契約者と被保険者が同一人の場合	ご契約者 夫 被保険者 夫 受取人 妻	相続税
	ご契約者と受取人が同一人の場合	ご契約者 夫 被保険者 妻 受取人 夫	所得税 （一時所得）
	ご契約者、被保険者、受取人が それぞれ異なる場合	ご契約者 夫 被保険者 妻 受取人 子	贈与税

3. 保険金・給付金の税法上の特典

- イ) 死亡保険金受取人が相続人のときは、法定相続人1人につき500万円まで保険金に対する非課税の特典があります。
- ロ) 高度障害保険金、入院給付金、通院給付金、手術給付金、診断給付金、就業不能保険金、リビング・ニーズ保険金は、受取人がつぎに該当する場合、全額非課税となります。
（受取人）：主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族

VI

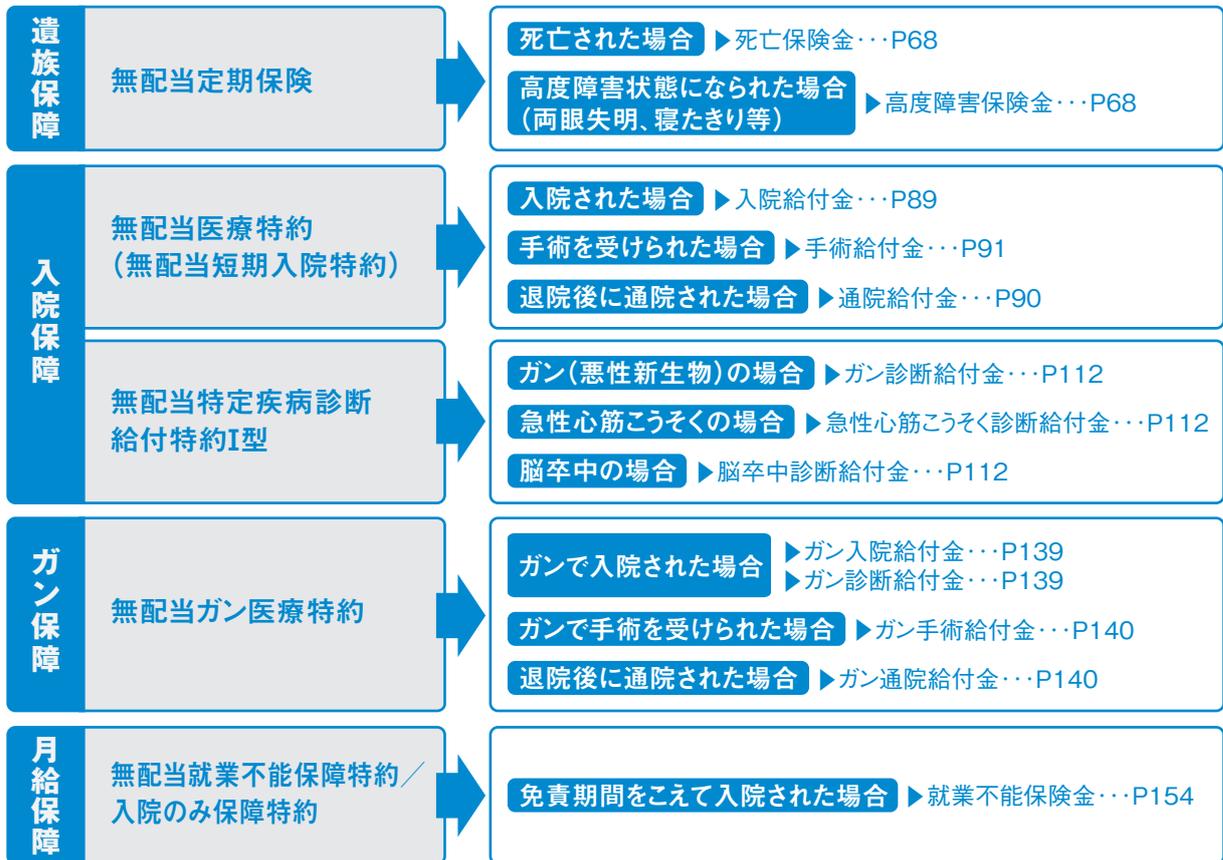
保	険	金	・	給	付	金	の				
お	支	払	い	な	ど	に	つ	い	て		

- 1 ご契約の内容に応じ、以下のような場合に
保険金・給付金をご請求いただけます
- 2 保険金・給付金のご請求について
- 3 保険金・給付金をもれなくご請求いただくために
- 4 保険金・給付金をお支払いできない場合、
保険料の払込免除ができない場合
- 5 保険金・給付金を
お支払いできる場合、できない場合(事例1～12)
- 6 保険金等をお支払いする場合
またはお支払いできない場合の代表的事例



1 ご契約の内容に応じ、以下のような場合に保険金・給付金をご請求いただけます

詳細およびお支払いできる場合、お支払いできない場合の詳細、具体例については、64ページの「保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合の代表的事例」をご覧ください。



▼ 保険金・給付金のお支払いなどについて

商品名	名称	保険金・給付金をお支払いする場合など	お支払金額など	参照条文
遺族保障 (無配当定期保険)	死亡保険金	被保険者が死亡されたときに、お支払いします。	保険金額	約款 第2条
	高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の疾病または傷害を原因として所定の高度障害状態になられたときに、お支払いします。		
入院保障 (無配当医療特約) 5日目から受取型	災害入院給付金	被保険者が責任開始期以後の不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に継続して5日以上入院されたときに、お支払いします。	●入院5日目から1日につき入院給付日額 ●1回の入院120日限度、通算730日限度	特約 第4条
	疾病入院給付金	被保険者が責任開始期以後の疾病または不慮の事故以外の外因による傷害により継続して5日以上入院されたときに、お支払いします。		
	通院給付金	入院給付金の支払われる入院の退院日の翌日から120日以内に入院の原因となった疾病または傷害の治療を目的として通院されたときに、お支払いします。	●通院1日につき通院給付日額 (入院給付日額の6割かつ3,000円限度) ●1回の入院にともなう通院30日限度、通算730日限度	
	手術給付金	被保険者が責任開始期以後の疾病または傷害を原因として所定の手術を受けられたときに、お支払いします。 被保険者が責任開始期から1年を経過した日以後に、組織の機能に障害がある者に移植することを目的として骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術を受けられたときに、お支払いします。	●手術種類により入院給付日額の40、20、10倍 ●入院給付日額の20倍 *お支払いは1回限り	

商品名	名称	保険金・給付金をお支払いする場合など	お支払金額など	参照条文
入院保障 (無配当特定疾病診断) 給付特約・I型 5日目から受取型・ 1泊入院から受取型で、 被保険者が満15歳以上 となる契約に共通で付加	ガン診断給付金*	被保険者がガン責任開始期以後に初めてガンと診断されたときに、お支払いします。	診断給付金額 (入院給付日額の100倍) *お支払いは1回限り	特約 第6条
	急性心筋こうそく 診断給付金	被保険者が責任開始期以後に急性心筋こうそくを発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたときに、お支払いします。		
	脳卒中診断 給付金	被保険者が責任開始期以後に脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたときに、お支払いします。		
入院保障 (無配当短期入院特約付) 無配当医療特約 1泊入院から受取型	短期災害入院 給付金 災害入院給付金	被保険者が責任開始期以後の不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に継続して2日以上入院されたときに、お支払いします。	短期入院給付金 ●入院1日目から1日につき入院給付日額 ●1回の入院4日限度、通算60日限度 入院給付金 ●入院5日目から1日につき入院給付日額 ●1回の入院120日限度、 通算730日限度	特約 第4条
	短期疾病入院 給付金 疾病入院給付金	被保険者が責任開始期以後の疾病または不慮の事故以外の外因による傷害により、継続して2日以上入院されたときに、お支払いします。		
	通院給付金、手術給付金のお支払事由とお支払金額は入院保障「5日目から受取型」と同じです。			
ガン保障 (無配当ガン医療特約)	ガン診断給付金*	被保険者が給付責任開始期以後のガンにより入院を開始されたときに、お支払いします。	ガン入院給付日額の100倍	特約 第5条
	ガン入院給付金*	被保険者が給付責任開始期以後のガンにより入院されたときに、お支払いします。	入院1日につき ガン入院給付日額	
	ガン通院給付金*	ガン入院給付金の支払われる入院の退院日の翌日から120日以内に、入院の原因となったガンの治療を目的として通院されたときに、お支払いします。	●通院1日につきガン通院給付日額 (ガン入院給付日額の3割かつ 3,000円限度) ●1回の入院にともなう通院 30日限度、通算730日限度	
	ガン手術給付金*	被保険者が給付責任開始期以後のガンによる所定の手術を受けられたときに、お支払いします。	手術の種類によりガン入院給付日額の40、20、10倍	
月給保障[入院保障型] (無配当就業不能 保障特約・ 入院のみ保障特約)	就業不能保険金	被保険者が責任開始期以後の疾病または傷害を原因として入院の必要があり、120日(免責期間)をこえて入院を継続されたときに、お支払いします。	●免責期間をこえた就業不能(入院) 1か月につき就業不能保険金月額 ●1回就業不能の限度は 1年、通算2年限度	特約第4条・ 入院のみ 保障特約 第2条
リビング・ニーズ保障 (リビング・ニーズ特約)	リビング・ニーズ 保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるときは、ご希望によりお支払いします。	遺族保障の保険金額の全部または一部(ご請求時に3,000万円を限度としてご指定ください。)から6か月分の所定の利息および保険料を差し引いた金額	特約 第4条
全商品	保険料の 払込免除	被保険者が責任開始期以後の不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたとき	将来の保険料の払込みを免除します。	約款 第4条

- 責任開始期とは、保障が開始される時(時期)のことをいい、その責任開始期の属する日のことを責任開始日といいます。
- 入院給付金とは、災害入院給付金、疾病入院給付金、短期災害入院給付金および短期疾病入院給付金を総称したものをいいます。
- 入院保障の入院給付金・手術給付金については、責任開始期より前の疾病、または傷害の治療を目的とする入院・手術であっても、この特約の最初の責任開始日から3年を経過した後に開始した入院または受けた手術は、お支払いの対象となります。
- 月給保障については、責任開始期より前の疾病または傷害を原因とする就業不能(入院)であっても、この特約の最初の責任開始日から3年を経過した後に開始し免責期間をこえて継続した就業不能(入院)は、お支払いの対象となります。
- 短期災害入院給付金および短期疾病入院給付金の支払日数が、ともに通算60日に達したときには、無配当短期入院特約は消滅し、「1泊入院から受取型」は「5日目から受取型」に変更させていただきます。
- 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術について、その提供者と受容者が同一となる場合(自家移植)は、入院保障の手術給付金のお支払いの対象となりません。また、臍帯(さいたい)血幹細胞の採取は、入院保障の手術給付金のお支払いの対象となりません。
- ※印のガンに関する保障の責任開始日は、つぎの(イ)または(ロ)のいずれかの日から90日を経過した日の翌日(91日目)とします。
(イ)ご契約時に入院保障またはガン保障の特約を付加されていた場合は遺族保障の責任開始日
(ロ)入院保障またはガン保障の特約を中途付加した場合は特約の付加日
- ガン以外の原因による入院中にガンの治療を開始したときは、その日をガン入院開始日とします。
- ガン保障のガン診断給付金は悪性新生物および上皮内新生物をお支払いの対象としますが、入院保障のガン診断給付金は悪性新生物をお支払いの対象とし、上皮内新生物はお支払いの対象としません。
- 通算の限度は、保険期間(ご契約の更新前後の保険期間は継続されたものとします。)を通じての限度期間となります。
- 就業保険金月額が平均月間所得額(就業不能(入院)が開始した日の前年における所得の平均月間額)を上回るときは、平均月間所得額を就業不能保険金月額として取り扱います。

2 保険金・給付金のご請求について

◆ ご請求の流れ ◆

1

コールセンターへご連絡ください。



0120-833-337

受付時間:9:00~21:00(土曜日は17:00まで)
※日曜日・祝日を除く

お電話で
確認させて
いただくこと

被保険者が亡くなられた場合

- 証券番号
- 亡くなる原因となった病気や事故(事故発生日)
- 亡くなられた日
- 亡くなられる前の入院・手術等の有無
- 死亡保険金受取人の氏名およびご連絡先 等

被保険者が入院・手術などをされた場合

- 証券番号
- 原因となった病気や事故(事故発生日)
- 入院期間(入院日と退院日)
- 正式な手術名と手術日
- 退院後の通院の有無 等

➔ 速やかに「請求手続のご案内」「請求書類一式」を受取人さまあてにご郵送いたします。

2

ご請求に必要な書類をご提出ください。

ご案内した必要書類をご準備いただき、当社あてにご返送ください。

3

ご請求内容をご確認させていただきます。

当社に書類が到着次第、ご契約の保険約款にしたがい、
内容を確認させていただきます。

4

保険金・給付金をお支払いいたします。

ご契約の保険約款にしたがい、保険金・給付金をお支払いいたします。

➔ お支払内容の明細を受取人さまあてにご郵送いたしますので、ご指定口座への入金をご確認ください。

※ご請求の内容により、保険金・給付金をお支払いできない場合もございますが、その場合は、お取扱いが決定次第、速やかにご通知させていただきます。なお、保険金・給付金をお支払いできない場合の事例については、P50~64をご覧ください。

保険金等の適切なお支払いには、お客さまからのご連絡が重要な情報となります。保険金等の支払事由が生じた場合はもちろんのこと、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合についても、左記の当社コールセンターまでご連絡ください。

必要書類

- ご請求の内容及び、お客さまそれぞれのご事情に合わせて、必要書類一式をご郵送させていただいております。
- お客さまにご記入いただく「保険金・給付金等請求書」と医療機関に証明いただく「入院・手術・通院証明書(診断書)」が主な書類となります。
- その他、ご請求の内容により必要書類は異なりますので、ご不明な点は、左記の当社コールセンターまでお問い合わせください。

ご請求にかかる費用

- ご提出いただく書類のうち、医療機関発行の「入院・手術・通院証明書(診断書)」や、「戸籍謄本」・「印鑑証明書」などの公的書類の取付けにかかる費用は、お客さまのご負担になりますので、あらかじめご了承ください。
- なお、ケースによっては、医療機関発行の診断書に代えて、お客さま自身にご記入いただく「申告書」および医療機関発行の「領収書の写し」等でご請求いただく簡易取扱ができる場合もございますので、ご請求お申出時にご相談ください。



指定代理人請求制度

- 被保険者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合*は、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定いただいた指定代理請求人*よりご請求いただくことができます。

※被保険者本人が寝たきりで、給付金の請求ができない等

*「指定代理請求人」は、つぎの要件を満たしている必要があります。

イ) 指定、変更および請求時における被保険者の戸籍上の配偶者

ロ) 指定、変更および請求時における被保険者の3親等内の親族

(注1) あらかじめ指定された指定代理請求人が離婚などにより上記の範囲外となったときは指定代理請求人の権利を喪失します。

この場合には、当社にご連絡いただき、その際にお送りする書類にもとつき新しい指定代理請求人に変更する手続きをしてください。

(注2) 指定代理請求人のご請求により高度障害保険金または特約の給付金・保険金をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡しません。これらの保険金・給付金のお支払い後にご契約者または被保険者からお問合せがあった場合には、その保険金・給付金の支払状況について、事実にもとづいて回答せざるを得ませんのでご承知お願います。

事実の確認

- 治療の経過・内容、障がいの状態、事故状況などについて、医療機関等へ確認する場合がございます。
 - その場合、お支払いできるか否かの判断および内容の決定までに、確認先の事情により異なりますが、1か月程度お時間をいただく場合がございます。
- 確認の実施にあたりましては、当社から改めて通知させていただきます。

請求書類のご整備

- 万一、ご提出いただいた書類に不足やご記入漏れ等がある場合には、書類のご整備をお願いいたします。

お支払いまでに かかる期間

- 保険金等の支払金は、請求に必要な不備のない書類が当社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、お支払いします。
 - ただし、事実の確認等が必要なときは、請求に必要な不備のない書類が当社に着いた日の翌日からその日を含めて60日以内にお支払いします。
- *事実の確認等に際し、ご契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責を負わず、事実の確認が終わるまで保険金等をお支払いしません。

3 保険金・給付金をもれなくご請求いただくために

以下の①～⑦を☑チェックのうえ、ご確認ください。

お支払いの対象かどうか分からない場合にも、まずは1ページに記載のコールセンターにご相談ください。

1 三大疾病になったときにお支払いする特約がついていませんか？



「無配当特定疾病診断給付特約I型」を付加いただいている場合で、

ガ ン ▶ 癌、肉腫、白血病、悪性リンパ腫 等

急性心筋こうそく ▶ 急性心筋こうそく

脳 卒 中 ▶ 脳内出血、くも膜下出血、脳こうそく 等

になられた場合には、入院給付金、手術給付金、通院給付金のほかに、**特定疾病診断給付金**をお支払いできる場合がございます。

※詳細につきましては、P111をご参照ください。

2 死亡保険金のほかに、入院や手術をしたときにお支払いする特約がついていませんか？



「無配当医療特約」「無配当ガン医療特約」を付加いただいている場合で、入院や手術をされている場合には、**入院給付金、手術給付金**をお支払いできる場合がございます。

※詳細につきましては、P44、89、139をご参照ください。

3 ご入院中、ご通院中にご請求いただいた場合、その後のご入院、ご通院のご請求はお済みですか？



ご入院

▶ **無配当医療特約** …… 1回のご入院(複数入院で継続した1回の入院とみなされる場合を含みます。)につき、120日までお支払いの対象となります。(短期入院特約を付加いただいている場合は124日までお支払いの対象となります。)

▶ **無配当ガン医療特約** …… ご入院日数がお支払対象となります。

ご通院

▶ **無配当医療特約** …… 1回のご入院に対し、退院日の翌日から120日目までのご通院で30日までお支払いの対象となります。

▶ **無配当ガン医療特約** …… 1回のご入院に対し、退院日の翌日から120日目までのご通院で30日までお支払いの対象となります。

※詳細につきましては、P44、89、139をご参照ください。

4

日帰り手術を受けていませんか？



チェック

「無配当医療特約」「無配当ガン医療特約」を付加いただいている場合で、お受取りの対象となる手術を受けられた場合は、入院の有無を問わず、手術給付金をご請求いただけます。

※詳細につきましては、P44、91、140をご参照ください。

5

所定の障害状態に該当されていませんか？



チェック

ケガにより、事故の日から180日以内に

1眼失明

両耳聴力喪失

片腕切断

などの状態になられた場合、

以後の保険料のお払込みが不要となる場合がございます。

※詳細につきましては、P69、82をご参照ください。

6

高度障害状態に該当されていませんか？



チェック

両眼失明

喉頭全摘

両腕切断

などの状態になられた場合、

高度障害保険金をお支払いできる場合がございます。

※詳細につきましては、P44、68、82をご参照ください。

7

余命6か月以内で保険金の請求ができる場合があります。



チェック

病気やケガで余命6か月以内と医師に診断された場合、リビング・ニーズ保険金をお支払いできる場合がございます。

※詳細につきましては、P45、168をご参照ください。



4 保険金・給付金をお支払いできない場合、保険料の払込免除ができない場合

つぎの場合は、当社は保険金・給付金をお支払いしません。または保険料の払込免除ができません。

1. 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合（高度障害保険金および特約の入院給付金等）

2. 告知義務違反による解除の場合

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合。

※保険金・給付金のお支払事由や保険料の払込免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込免除を行います。

3. 重大事由による解除の場合

つぎのような事由に該当し、主契約または付加された特約が解除された場合。なお、すでに払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

- ① 保険金・給付金（保険料の払込免除を含みます。）を、詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- ② 保険金・給付金の請求に関して詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力（*1）に該当すると認められた場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（*2）を有していると認められた場合
- ④ 主契約については、付加されている特約が重大事由によって解除された場合
- ⑤ 当社との間の他の保険契約、または他社との間の保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除され当社の信頼を損ない、保険契約を継続することを期待しえない上記①および②と同等の事由がある場合
- ⑥ 特約については、他のご契約との重複によって給付金額等が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑦ その他このご契約を継続することを期待しえない上記の事由と同等の事由がある場合

※上記③の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金のうち、その受取人にお支払いすることになっていた保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。

（*1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（*2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

4. ご契約が無効または取消しとなった場合

ご契約の締結、復活、もしくは保険金・給付金の増額または特約の中途付加に際してつぎの事由に該当し、ご契約または付加された特約（保険金・給付金を増額したときは、増額した部分）が無効または取消しとなった場合。なお、すでに払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

- ① ご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があったこと
- ② ご契約者に保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的が認められたこと

5. ご契約の失効の場合

保険料の払込みがなかったためにご契約が失効している間に、保険金・給付金の支払事由または保険料払込免除事由が生じた場合。

6. つぎの免責事由に該当した場合

名 称		保険金・給付金のお支払いまたは保険料の払込免除ができない場合(免責事由といいます。)
遺族保障	死亡保険金	つぎのいずれかにより被保険者が死亡された場合 ① 責任開始期から3年以内の被保険者の自殺 ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。 ② ご契約者の故意 ③ 死亡保険金受取人の故意
	高度障害保険金	つぎのいずれかにより被保険者が高度障害状態になられた場合 ① ご契約者の故意 ② 被保険者の故意 ③ 指定代理請求人の故意
入院保障	災害(短期災害)入院給付金	つぎのいずれかにより被保険者が入院された場合 ① ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 被保険者の頸部症候群または腰痛でいずれも他覚所見のないもの ⑧ 指定代理請求人の故意
	疾病(短期疾病)入院給付金	つぎのいずれかにより被保険者が入院された場合または手術をうけられた場合 ① 災害入院給付金と同じ免責事由(「⑦ 被保険者の頸部症候群または腰痛でいずれも他覚所見のないもの」は、手術給付金については除きます。)
	手術給付金	② 被保険者の薬物依存
	通院給付金	つぎのいずれかにより被保険者が通院された場合 ① ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の薬物依存 ③ 被保険者の頸部症候群または腰痛でいずれも他覚所見のないもの ④ 指定代理請求人の故意
月給保障	就業不能保険金	つぎのいずれかにより被保険者が就業不能になられた場合 ① 災害入院給付金と同じ免責事由 ② 被保険者の薬物依存 ③ 被保険者の妊娠または出産
全商品	保険料の払込免除	災害入院給付金の免責事由のうち①から⑥までにより被保険者が所定の障害状態になられた場合

5 保険金・給付金をお支払いできる場合、できない場合

ご契約の内容やご加入時期などにより、お取扱いが異なりますが、保険金・給付金のお支払いに関する代表的な事例を掲載しておりますのでご確認ください。

事例

1

告知義務違反による解除



お支払い
できる場合

ご加入前の「慢性C型肝炎」でのご通院について、告知書で正しく告知いただかず、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない交通事故によりご入院された場合

「入院給付金」等をお支払いいたします。

▶ 告知義務違反の対象となった事実と、ご請求事由との間に全く因果関係が認められない場合には、給付金等をお支払いできます。ただし、告知義務違反となった場合、ご契約は解除となりますので、解除日の翌日以降は給付金のお支払対象外となります。

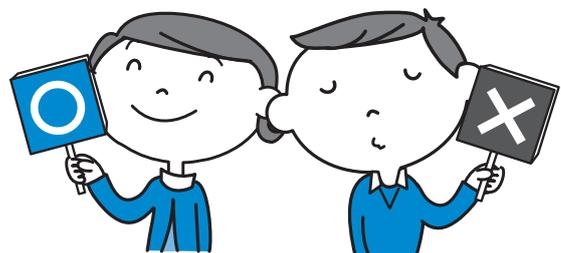


お支払い
できない場合

ご加入前の「慢性C型肝炎」でのご通院について、告知書で正しく告知いただかず、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」によりご入院された場合

「入院給付金」はお支払いできません。

▶ 告知義務違反のためご契約は解除となり、給付金等はお支払いできません。



事例

2

責任開始期前の発病



お支払い
できる場合

ご契約の責任開始日以後に発病した「椎間板ヘルニア」により
ご入院された場合



「入院給付金」等をお支払いいたします。

▶ 責任開始日以後に発病した病気による入院のため、給付金等をお支払いできます。



お支払い
できない場合

ご契約の責任開始日より前に「椎間板ヘルニア」の治療を受けて
おり、責任開始日以後に手術目的でご入院された場合



「入院給付金」はお支払いできません。

▶ 高度障害保険金・入院給付金等は、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始期前に生じている場合は、約款に特に定めがない限り、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ご契約に特別条件が付加されている場合でも同様です。



責任開始期前に発病していても、責任開始日後3年以内にお支払事由(ご入院や手術等)が発生せず、責任開始日から3年経過後に開始したご入院や手術などについては、入院保障の給付金をお支払いできる場合がございます。



保険金・給付金の
お支払いなどについて

事例
3

1回の入院に対する入院給付金の支払限度日数

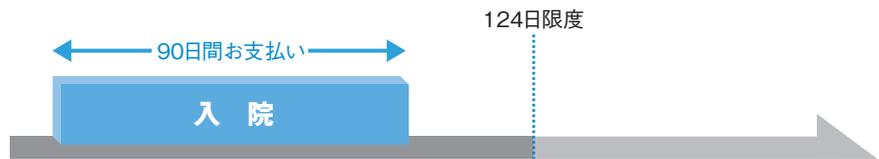
【無配当医療特約の場合】「1泊入院から受取型」▶124日／「5日目から受取型」▶120日



お支払い
できる場合

「うつ病」により90日間ご入院された場合

「1泊入院から受取型」で
ご加入の場合



90日間すべてお支払いいたします。



お支払い
できない場合

「うつ病」により150日間ご入院された場合

「1泊入院から受取型」で
ご加入の場合



支払限度日数の124日を超えた部分はお支払いできません。



「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

詳しくは103ページ 無配当医療特約 別表1 入院、通院および病院または診療所等をご参照ください。



事例

4

複数回の入院

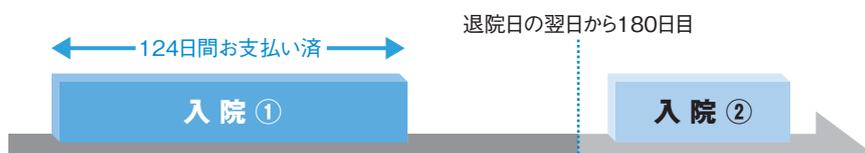
【無配当医療特約の場合】



お支払い
できる場合

「肺ガン」により124日以上ご入院後、
退院日の翌日から180日経過後に同じ
「肺ガン」によりご入院された場合

「1泊入院から受取型」で
ご加入の場合



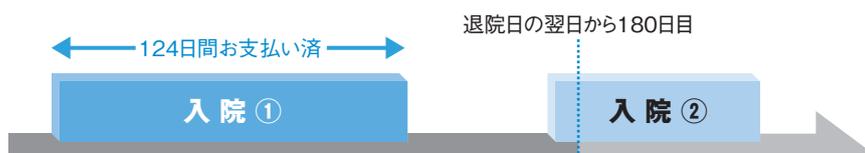
入院②は入院①の退院日の翌日から180日経過後の入院であるため、新たな入院とみなされ124日までお支払い
できます。



お支払い
できない場合

「肺ガン」により124日以上ご入院後、
退院日の翌日から180日以内に同じ
「肺ガン」によりご入院された場合

「1泊入院から受取型」で
ご加入の場合



入院②は入院①の退院日の翌日から180日以内の入院であるため、入院①と入院②は「1回の入院」とみなされます。このため、入院①で「1回の入院」に対する支払限度日数分をお支払い済であることから、入院②についてはお支払い
できません。

(入院①と入院②が異なる病気による入院である場合は、お取扱いが異なります。)



ガン医療特約の場合、入院給付金の「1回の入院」に対する支払限度日数は
ございませんので、全入院日数分をお支払いいたします。

詳しくは139ページ 無配当ガン医療特約 第5条(特約給付金の支払)をご参照ください。



保険金・給付金の
お支払いなどについて

事例
5

検査のための入院 【無配当医療特約の場合】



お支払い
できる場合

「便潜血陽性」のため病院を受診したところ、
原因を精査するため入院となった場合

「入院給付金」をお支払いいたします。

▶「便潜血陽性」という身体の異常(症状)に対する医師の指示による検査入院であるため、
病気に対する治療の一環として入院給付金をお支払いいたします。



お支払い
できない場合

人間ドックを受けるためご入院された場合

「入院給付金」はお支払いできません。

▶病気やケガの治療を目的とする入院ではないため、入院給付金はお支払いできません。



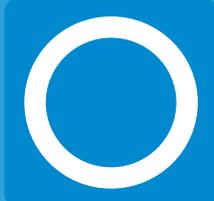
手術給付金についても、治療を直接の目的としない**検査や診断のための手術**に対しては
給付金をお支払いできません。



事例
6

通院給付金

【無配当医療特約の場合】



お支払い
できる場合

「交通事故」によりご入院され、退院日の翌日から
120日目までの間に、10日間ご通院された場合



10日間すべてお支払いいたします。



お支払い
できない場合

「腰椎椎間板ヘルニア」によりご入院され、
ご入院前とご入院後に以下のとおりご通院された場合



①と③のご通院については、通院給付金を
お支払いできません。

(②のご通院については給付金をお支払いいたします。)

▶①については、入院前の通院であるため、③については、退院日の翌日から120日をこえての
通院であるため、通院給付金のお支払対象外となります。



このほか、通院給付金は、「1回の入院※」につき、退院日の翌日から120日目
までのご通院で30日までがお支払限度となります。

※無配当医療特約の場合「1回の入院」とは、複数の入院で「継続した1回の入院」とみなされる
場合を含みます。



保険金・給付金の
お支払いなどについて

事例
7

手術給付金

【無配当医療特約の場合】



お支払い
できる場合

- ①「急性虫垂炎」のため、「虫垂切除術」を受けられた場合
- ②内視鏡による「大腸ポリープ切除術」を受けられた場合
- ③「帝王切開術」を受けられた場合

「手術給付金」をお支払いいたします。

▶ 約款に定める手術に該当するため、手術給付金をお支払いいたします。



お支払い
できない場合

- ①「慢性扁桃炎」のため、「扁桃摘出術」を受けられた場合
- ②「皮下良性腫瘍摘出術」を受けられた場合
- ③「レーザーによる近視矯正手術(レーシック等)」を受けられた場合

「手術給付金」はお支払いできません。

▶ 約款に定める手術に該当しないため、手術給付金はお支払いできません。



手術給付金のお支払対象となる手術の種類および給付倍率については、約款に定められており、これに該当しない手術につきましては手術給付金のお支払対象外となります。

 詳しくは105ページ 無配当医療特約 別表2 対象となる手術および手術給付割合表をご参照ください。



事例

8

ガン(悪性新生物)

【無配当特定疾病診断給付特約の場合】



お支払い
できる場合

「子宮頸ガン」で手術を受け、病理組織診断の結果、
上皮内ガン以外のガンであった場合

「特定疾病診断給付金」をお支払いいたします。
また、「無配当医療特約の手術給付金」も悪性新生物
の手術としてお取り扱いいたします。



お支払い
できない場合

「子宮頸ガン」で手術を受け、病理組織診断の結果、
上皮内ガンであった場合

「特定疾病診断給付金」はお支払いできません。
「無配当医療特約の手術給付金」は悪性新生物以外の
手術としてお取り扱いいたします。

▶ 「無配当医療特約」「無配当特定疾病診断給付特約」で定める「ガン(悪性新生物)」の定義には、「上皮内ガン」は含まれません。



「無配当ガン医療特約」で定める「ガン(悪性新生物)」の定義には、「上皮内ガン」が含まれるため、
上皮内ガンでもガン診断給付金はお支払いの対象となります。(ただし、診断確定されたガンの治
療のために、ご入院されていることが条件となります。)



事例
9

急性心筋こうそく

【無配当特定疾病診断給付特約の場合】



お支払い
できる場合

「急性心筋こうそく」によりご入院され、初診日を含め60日以上、労働制限（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）を必要とする状態が継続したと医師に診断された場合



「特定疾病診断給付金」をお支払いいたします。

- ▶ 約款に定める「急性心筋こうそく」に該当し、かつ、初診日から60日以上、労働制限を必要とする状態が継続したとの医師の診断があるため、特定疾病診断給付金のお支払いの対象となります。



お支払い
できない場合

「急性心筋こうそく」によりご入院されたが、初診日を含め60日以上、労働制限を必要とする状態が継続することなく症状が治まった場合



「特定疾病診断給付金」はお支払いできません。

- ▶ 初診日から60日以上労働制限を必要とする状態が継続していないため、特定疾病診断給付金のお支払いの対象外となります。



特定疾病診断給付金のお支払対象となる「急性心筋こうそく」の定義については、約款に定められており、これに該当しないものにつきましては特定疾病診断給付金のお支払対象外となります。

[詳しくは121ページ](#) 無配当特定疾病診断給付特約 別表1および表1、2をご参照ください。



事例
10

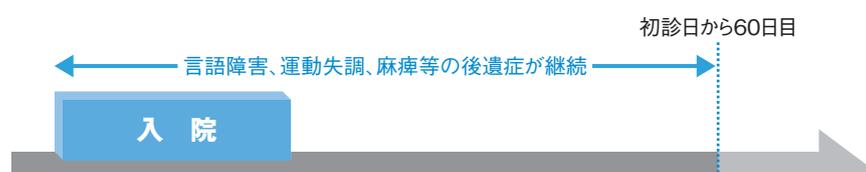
脳卒中

【無配当特定疾病診断給付特約の場合】



お支払い
できる場合

「くも膜下出血」によりご入院され、初診日を含め60日以上、半身麻痺が継続したと医師に診断された場合



「特定疾病診断給付金」をお支払いいたします。

- ▶ 約款に定める「脳卒中(脳内出血、脳こうそく等)」に該当し、かつ、初診日から60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したとの医師の診断があるため、特定疾病診断給付金のお支払いの対象となります。



お支払い
できない場合

「くも膜下出血」によりご入院されたが、初診日を含め60日以内に、言語障害、運動失調、麻痺等の症状が治まった場合



「特定疾病診断給付金」はお支払いできません。

- ▶ 初診日から60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続していないため、特定疾病診断給付金のお支払いの対象外となります。



特定疾病診断給付金のお支払対象となる「脳卒中(脳内出血、脳こうそく等)」の定義については、約款に定められており、これに該当しないものにつきましては特定疾病診断給付金のお支払対象外となります。

詳しくは121ページ 詳細は、無配当特定疾病診断給付特約 別表1および表1、2をご参照ください。





事例

11

保険料の払込免除(身体障害の状態)



払込免除
できる場合

「交通事故」により、事故の日から180日以内に
1眼を失明された場合



以後の「保険料の払込免除」の対象となります。

▶ 不慮の事故によるケガにより、事故の日から180日以内に「所定の身体障害の状態(1眼失明等)」※に該当されたため、以後の「保険料の払込免除」の対象となります。

※責任開始期以後に発生したケガを原因とするものに限ります。

なお、「所定の身体障害の状態」の詳細は、無配当定期保険普通保険約款 別表2 対象となる身体障害の状態および備考をご参照ください。 [82ページ](#)



払込免除
できない場合

「緑内障」により1眼を失明された場合



「保険料の払込免除」の対象外となります。

▶ 不慮の事故によるケガを原因としていないため、「保険料の払込免除」の対象外となります。

以下の理由により「身体障害の状態」に該当した場合には、保険料の払込免除をいたしません。



- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

[詳しくは70ページ](#) 詳細は、無配当定期保険普通保険約款 第5条(保険料の払込を免除しない場合)をご参照ください。



事例

12

高度障害保険金 (高度障害状態)



お支払い
できる場合

両眼とも矯正視力が0.02以下となり、
回復の見込みがない場合

「高度障害保険金」をお支払いいたします。

▶ 「所定の高度障害状態(両眼失明等)」※に該当されるため、「高度障害保険金」のお支払対象となります。

※責任開始期以後に発生した病気やケガを原因としたものに限り、

なお、「所定の高度障害状態」の詳細は、無配当定期保険普通保険約款 別表1 対象となる高度障害状態および備考をご参照ください。

 82ページ



入院給付金や特定疾病診断給付金をお支払後に「高度障害状態」に該当された場合には、高度障害保険金のお支払も可能です。なお、高度障害保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅いたします。



お支払い
できない場合

両眼とも矯正視力が0.02以下となったが、
手術等により回復の見込みがある場合

「高度障害保険金」のお支払対象外となります。

▶ 回復の見込みがあり、「両眼の視力をまったく永久に失ったもの」に該当しないため「高度障害保険金」のお支払対象外となります。



以下の理由により「高度障害状態」に該当した場合には、高度障害保険金はお支払いいたしません。

(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 指定代理請求人の故意

 詳しくは68ページ 詳細は、無配当定期保険普通保険約款 第2条(保険金の支払)をご参照ください。



6 保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合の代表的事例

(注) 保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。実際のご契約での取扱いに関しては、ご契約(特約)内容・約款を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

	お支払いできない場合	解 説	お支払いする場合
<p>事例1</p> <p>告知義務違反による解除</p> <p>(遺族保障) 死亡保険金のお支払い</p>	<p>ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入し、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で死亡された場合。</p>	<p>ご契約にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除となり、保険金等はお支払いできません。</p> <p>ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金等をお支払いします。</p>	<p>ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入されたが、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない原発性の「胃ガン」で死亡された場合。</p>
<p>事例2</p> <p>所定の障害状態への該当</p> <p>(遺族保障) 高度障害保険金のお支払い</p>	<p>「脳こうそく」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。</p>	<p>高度障害保険金は、約款所定の障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、所定の障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。</p> <p>なお、高度障害保険金の支払対象となる約款所定の障害状態は、身体障がい者福祉等に定める障害状態とは異なる場合があります。</p>	<p>ご契約加入後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。</p>
<p>事例3</p> <p>責任開始期前の発病</p> <p>(入院保障) 入院給付金のお支払い (1泊入院から受取型) (5日目から受取型)</p>	<p>ご契約加入前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、ご契約加入後に悪化し入院された場合。</p>	<p>入院給付金等は、ご契約(特約)の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合をお支払いの対象と定めています。</p> <p>したがって責任開始期前に発病した疾病や、責任開始期前の事故を原因とする場合には、お支払いできません。なお、責任開始期から3年経過後は責任開始期前の疾病や事故を原因とするものでもお支払いする場合があります。</p>	<p>ご契約加入後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院された場合。</p>
<p>事例4</p> <p>支払日数限度の超過</p> <p>(入院保障) 入院給付金のお支払い (1泊入院から受取型※)</p>	<p>1泊入院から受取型の場合1回の入院に対して支払われる限度日数が124日で、退院日の翌日から起算して180日以内の再入院については1回の入院とみなすこととなっています。「大腸ガン」で130日間入院され、退院から100日後に再び同じ「大腸ガン」で90日間入院された場合。</p> <p>1回目の入院は124日分お支払いしますが、2回目の入院は1回目と通算される結果、支払日数の限度(124日)を超過することになるので、お支払いできません。</p>	<p>1泊入院から受取型の場合、1回の入院に対して支払われる限度日数は124日です。その日数を越えた入院については、給付金はお支払いできません。</p> <p>いったん退院し、180日以内に再入院された場合、1回の入院とみなし入院日数を通算します。</p> <p>(異なる病気による入院である場合は、お取扱いが異なります。)</p>	<p>1回の入院に対して支払われる限度日数が124日で、退院日の翌日から起算して180日を超えての再入院については別の入院とします。「大腸ガン」で130日間入院され、退院から200日後に再び同じ「大腸ガン」で90日間入院された場合。1回目の入院は124日分、2回目の入院は90日分お支払いいたします。</p>

※ガン保障の入院給付金については支払日数の限度はありません。

約 款

ご契約のとりきめを記載しております。

遺族保障（無配当定期保険普通保険約款）

入院保障（無配当医療特約）

入院保障（無配当特定疾病診断給付特約）

入院保障（無配当短期入院特約）

ガン保障（無配当ガン医療特約）

月給保障（無配当就業不能保障特約、入院のみ保障特約^{※1}）

リビング・ニーズ保障（リビング・ニーズ特約）

特別条件特約^{※2}

保険料クレジットカード支払特約

保険料口座振替特約

ふうふセット特約（保険料合算払込特約（夫婦型））

インターネット申込に関する特約

（注）保険金額・年齢等の契約条件や告知の内容等により、上記の特約を付加できない場合があります。

※1 入院のみ保障特約は、2004年2月1日以降を契約日とする新契約からすべてのご契約に付加されております。

※2 第2条(1)の保険金削減支払方法については、お取り扱いしておりません。

無配当定期保険普通保険約款目次

(保険期間 1 年)

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期
第 1 条 責任開始期
 2. 保険金の支払
第 2 条 保険金の支払
第 3 条 戦争その他の変乱の場合の特例
 3. 保険料の払込免除
第 4 条 保険料の払込免除
第 5 条 保険料の払込を免除しない場合
第 6 条 戦争その他の変乱、地震、噴火
または津波の場合の特例
 4. 告知義務・保険契約の解除および無効
第 7 条 告知義務
第 8 条 告知義務違反による解除
第 9 条 保険契約を解除できない場合
第 10 条 詐欺による取消し
第 11 条 不法取得目的による無効
 5. 重大事由による解除
第 12 条 重大事由による解除
 6. 保険料の払込・保険契約の失効
第 13 条 保険料の払込
第 14 条 払込期月中の保険事故等と保険
料の取扱
第 15 条 保険料の払込方法（経路）
第 16 条 保険料払込の猶予期間
第 17 条 猶予期間中の保険事故等と保険
料の取扱
第 18 条 保険契約の失効
 7. 保険契約の復活
第 19 条 保険契約の復活
 8. 保険契約者の住所の変更
第 20 条 保険契約者の住所の変更
 9. 契約内容の変更
第 21 条 保険金額の減額
第 22 条 保険金額の増額
第 23 条 保険料払込方法（回数）の変更
第 24 条 会社への通知による死亡保険金
受取人の変更
第 25 条 遺言による死亡保険金受取人の
変更
 - 第 26 条 死亡保険金受取人の死亡
 - 第 27 条 保険契約者の変更
 10. 保険契約者・死亡保険金受取人の代表者
第 28 条 保険契約者・死亡保険金受取人
の代表者
 11. 保険契約の解約
第 29 条 保険契約の解約
 12. 解約返戻金
第 30 条 解約返戻金
 13. 契約者配当
第 31 条 契約者配当
 14. 保険料の未経過期間に対応した金額の返
還
第 32 条 保険料の未経過期間に対応した
金額の返還
 15. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処
理
第 33 条 年齢の計算
第 34 条 年齢および性別の誤りの処理
 16. 請求手続・保険金等の支払時期および場
所
第 35 条 請求手続
第 36 条 保険金等の支払時期・場所
 17. 時効
第 37 条 時効
 18. 被保険者の業務、転居および旅行
第 38 条 被保険者の業務、転居および旅行
 19. 管轄裁判所
第 39 条 管轄裁判所
 20. 契約内容の登録
第 40 条 契約内容の登録
 21. 特則
第 41 条 保険契約を更新する場合の特則
- 別表 1 対象となる高度障害状態
別表 2 対象となる身体障害の状態
備考
別表 3 対象となる不慮の事故
別表 4 必要書類
別表 5 身体部位の説明図

無配当定期保険普通保険約款

（保険期間1年）

この保険の趣旨

この保険は、つぎの給付を行うことによって、万一の場合のご家族の保障を確保することを目的とするものです。

(1) 死亡保険金

被保険者が、保険期間中に死亡したときに支払います。

(2) 高度障害保険金

被保険者が、保険期間中に所定の高度障害状態になったときに支払います。

(3) 保険料の払込免除

被保険者が、保険料払込期間中に不慮の事故により所定の身体障害の状態になったときは、その後の保険料の払込を免除します。

1. 会社の責任開始期

第1条（責任開始期）

- 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、告知の時）
- 2 第1項により会社の責任が開始する日を「契約日」とし、保険期間および保険料払込期間はその日を含めて計算します。
- 3 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

2. 保険金の支払

第2条（保険金の支払）

- 1 この保険契約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

名称	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が保険期間中（保険契約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとし、以下同様とします。）に死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、保険金額の増額が行われた場合の増額部分については、最後の保険金額の増額の際の責任開始期とします。以下同様とします。）の属する日からその日を含めて3年以内（保険契約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとし、以下同様とします。）の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当したとき	死亡保険金額と同額	被保険者	つぎのいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表1）に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 指定代理請求人の故意

- 2 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 3 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、会社は、死亡保険金を支払います。
- 4 責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1）に該当したときは、会社は、高度障害保険金を支払います。
- 5 高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態（別表1）に該当した時から保険契約は消滅したものとします。
- 6 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。
- 7 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 8 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取

- 人である場合を含みます。) の場合には、第1項にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。
- 9 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払いません。
- 10 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
- (1) 保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等の健康状態を評価することで疾患の予防および早期発見に役立てることを目的として行う診察、検査または検診において異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条（戦争その他の変乱の場合の特例）

第2条にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態（別表1）に該当した場合で、戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態（別表1）に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めるときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。

3. 保険料の払込免除

第4条（保険料の払込免除）

- 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表3）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ保険料払込期間中（保険契約の更新が行われた場合には、更新前の保険料払込期間と更新後の保険料払込期間は継続されたものとします。）に、身体障害の状態（別表2）に該当したときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日まで）に身体障害の状態（別表2）に該当したときは、その払込期月。以下同様とします。）以後の保険料の払込を免除します。
- 保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者は、遅滞なく会社に通知してください。
- 責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表3）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表2）に該当したときは、会社は、つぎの払込期月以後の保険料の払込を免除します。
- 保険料の払込を免除した後は、会社は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- 会社は、保険料の払込を免除した後は、つぎの取扱いを行いません。
 - 保険金額の増額
 - 保険料払込方法（回数）の変更

- (3) 他の個人保険への変更
- 6 会社が保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第5条（保険料の払込を免除しない場合）

被保険者がつぎのいずれかにより身体障害の状態（別表2）に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第6条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態（別表2）に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態（別表2）に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めるときは、会社は、その程度に応じて、保険料の全部または一部についてその払込を免除しないことがあります。

4. 告知義務・保険契約の解除および無効

第7条（告知義務）

保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、会社が支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関し会社所定の書面等で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面等により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第8条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第7条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約（保険金額の増額の場合には、その際の保険金額の増額部分とします。以下本条において同様とします。）を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3 第2項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実にもとづかないことを、保険契約者、被保険者、保険金の受取人または指定代理請求人が証明したときは、保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4 本条による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険

契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者、保険金の受取人または指定代理請求人に通知します。

第9条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、第8条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていた場合、または過失によって知らなかった場合
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げた場合
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第7条（告知義務）の告知をしないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合
 - (4) 会社が、保険契約の締結、復活または保険金額の増額の後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日からその日を含めて1か月が経過した場合
 - (5) 保険契約が責任開始時の属する日から3年をこえて有効に継続した場合。ただし、責任開始時の属する日からその日を含めて3年以内に解除の原因となる事実にもとづいて保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じていた場合を除きます。
- 2 第1項第2号および第3号の場合において各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第7条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、第1項の規定を適用しません。

第10条（詐欺による取消し）

保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際に、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があった場合には、会社は、保険契約（保険金額の増額の際に詐欺の行為があった場合には、増額部分。）を取り消すことができます。この場合すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第11条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または保険金額を増額したときは、保険契約（不法取得目的で保険金額を増額したときは、増額部分）は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

5. 重大事由による解除

第12条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金等（死亡保険金を除きます。）の受取人が、この保険契約の保険金等（死亡保険金を除き、保険料払込の免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の保険金等（保険料払込の免除を含みます。）の請求に関し、その受取人（保険料払込免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (7) 会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が発生した後においても、第1項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号①から⑤までに該当した者が保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下、本項について同様とします。）の支払または払込免除事由による保険料の払込免除は行いません。また、この場合に、すでに保険金等を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者、保険金の受取人または指定代理請求人に通知します。

6. 保険料の払込・保険契約の失効

第13条（保険料の払込）

保険契約者は、第2回以後の保険料を、その払込期間中、毎回、第15条（保険料の払込方法（経路））の規定にしたがい、つぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

(1) 保険料払込方法（回数）が月払の場合

契約日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日とします。以下同様とします。）の属する月の初日から末日まで

(2) 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合

契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで

第14条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）

1 払込期月の契約日の応当日の前日までに保険料が払い込まれている場合に、その応当日の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。

2 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日までに保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険金の支払事由が生じたとき

会社は、未払込の保険料を保険金から差し引きます。

(2) 保険料の払込免除の事由が生じたとき

保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第15条（保険料の払込方法（経路））

1 保険契約者は、つぎのいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

(1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

(2) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法

(3) 所属団体または集団を経由して払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りです。）

2 保険契約者が選択した第1項のいずれかの方法によって、保険料が会社の定めの日（ただし、第2回以降の保険料は、払込期月内の会社の定めの日）に払い込まれないとき、または第1回保険料の払込について保険契約者から申出があったときは、その保険料についてつぎのいずれかの払込方法（経路）により払い込むことができます。

(1) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法

(2) 会社の指定した場所に持参して払い込む方法

3 保険契約者は、第1項の払込方法（経路）を相互に変更することができます。

4 第1項のいずれかの払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第3項により、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が他の払込方法（経路）に変更するまでの間の保険料については、第2項のいずれかの払込方法（経路）により払い込んでください。

第16条（保険料払込の猶予期間）

第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 保険料払込方法（回数）が月払の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
- (2) 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（払込期月の契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

第17条（猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）

猶予期間中に保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険金の支払事由が生じたとき
会社は、未払込の保険料を保険金から差し引きます。
- (2) 保険料の払込免除の事由が生じたとき
保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第18条（保険契約の失効）

猶予期間満了日までに保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

7. 保険契約の復活

第19条（保険契約の復活）

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3か月以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、すでに解約の請求があったときを除きます。
- 2 会社が保険契約の復活を承諾したときは、保険契約者は、保険契約の復活までの保険料を払い込んでください。
- 3 保険契約が復活された場合には、会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の復活を承諾した後に延滞した保険料を受け取った場合
延滞した保険料を受け取った時
 - (2) 延滞した保険料を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
延滞した保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、告知の時）
- 4 第3項により、会社の責任が開始する日を「復活日」とします。
- 5 保険契約の復活を行う場合、会社は、新たな保険証券を発行しません。

8. 保険契約者の住所の変更

第20条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同様とします。）を変更したときは、すみやかに、会社の本店に通知してください。
- 2 第1項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った

最終の住所に発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

9. 契約内容の変更

第21条（保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社が定める取扱いにもとづき、いつでも将来に向かって、保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の保険金額は、会社の定める金額を下まわることとはできません。
- 2 保険金額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとし、将来の保険料を変更します。
- 3 保険金額が減額されたときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第22条（保険金額の増額）

- 1 保険契約者は、会社が定める取扱いにもとづき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険金額を増額することができます。
- 2 会社が保険金額の増額を承諾したときは、増額後保険料を払い込んでください。
- 3 保険金額が増額された場合には、会社は、つぎの時から保険金額の増額部分について責任を負います。
 - (1) 保険金額の増額を承諾した後に、その承諾した日の属する月の末日までに、増額後保険料を受け取った場合
増額後保険料を受け取った時
 - (2) 保険金額の増額を承諾した後に、その承諾した日の属する月の翌月末日までに、増額後保険料を受け取った場合
承諾した日の属する月の翌月1日
- 4 増額後保険料の払込
 - (1) 第2項の増額後保険料は、第15条（保険料の払込方法（経路））の第1項に定める払込方法（経路）にしたがい払い込んでください。
 - (2) 第2項に規定する増額後保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 - ① 保険契約者から更新の際に増額の申出があり、会社が更新日前にこれを承諾した場合には、第16条（保険料払込の猶予期間）に定める期間
 - ② ①以外の場合には、会社の定めた払込日の属する月の末日まで
 - (3) 猶予期間中または第3項第2号の責任開始の時から第2項に規定する増額後保険料が払い込まれるまでの間に、保険金の支払事由もしくは保険料の払込免除の事由が生じたときは、第17条（猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (4) 猶予期間中に第2項の増額後保険料の払込がないときは増額はなかったものとします。
- 5 第3項により会社が責任を開始する日を「増額日」とします。
- 6 保険金額が増額されたときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第23条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社が定める取扱いにもとづき、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第24条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。
- 2 第1項の通知が会社に到達した場合には、保険金受取人は当該通知が発信されたときにさかのぼって変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 3 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行われていない間に死亡保険金の支払事由が発生したときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で死亡保険金の支払事由の発生時に生存している者を死亡保険金受取人とします。
- 4 第3項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第25条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 1 第24条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
- 2 第1項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 第1項および第2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することはできません。
- 4 第3項の通知は、別表4の必要書類を提出することにより行ってください。

第26条（死亡保険金受取人の死亡）

- 1 死亡保険金受取人が支払事由の発生前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 2 第1項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第1項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 3 第1項および第2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第27条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者の変更が行われた場合には、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

10. 保険契約者・死亡保険金受取人の代表者

第28条（保険契約者・死亡保険金受取人の代表者）

- 1 保険契約者または死亡保険金受取人が2人以上ある場合は、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 2 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者または死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対してもその効力を生じ

- ます。
- 3 保険契約者が2人以上ある場合は、その責任は連帯とします。

11. 保険契約の解約

第29条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。

12. 解約返戻金

第30条（解約返戻金）

この保険契約には解約返戻金はありません。

13. 契約者配当

第31条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

14. 保険料の未経過期間に対応した金額の返還

第32条（保険料の未経過期間に対応した金額の返還）

保険料払込方法が年払または半年払の場合であり、かつ、以下の各号のいずれかに定める事由が更新日前に生じた場合（11か月目の月単位の応当日以後年単位の応当日までに生じた場合（年払または半年払の場合）または5か月目の月単位の応当日以後6か月目の月単位の応当日までに生じた場合（半年払の場合）を除きます。）は、保険料の未経過期間に対応した会社所定の方法により計算した額を、保険契約者（保険契約者が死亡している場合は、死亡保険金受取人）に返還します。ただし、第4条（保険料の払込免除）の規定により、保険料の払込が免除された後の期間に、以下の各号のいずれかに定める事由が生じた場合は、返還しません。

- (1) 死亡保険金または高度障害保険金が支払われたことにより、保険契約が消滅する場合
- (2) つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われない場合
 - ① 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内（保険契約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。）に被保険者が自殺した場合
 - ② 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人が保険契約者である場合を除きます。）が故意に被保険者を死亡させた場合
- (3) 第4条（保険料の払込免除）の規定により保険料の払込が免除された場合
- (4) 第8条（告知義務違反による解除）の規定により保険契約が解除された場合
- (5) 第12条（重大事由による解除）の規定により保険契約が解除された場合
- (6) 第18条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効した場合
- (7) 第21条（保険金額の減額）の規定により保険金額が減額された場合
- (8) 第29条（保険契約の解約）の規定により保険契約が解約された場合

15. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第33条（年齢の計算）

- 1 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- 2 被保険者の契約後の年齢は、更新日ごとに第1項の契約年齢に1歳を加えて計算します。

第34条（年齢および性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
 - (1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 実際の年齢にもとづいて保険料を改め、すでに払い込まれた保険料の超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを会社に払い込んでください。
 - ② ①の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生後で、保険金が支払われる場合、保険金の受取人に保険料の超過分を支払い、または支払うべき保険金から保険料の不足分を差し引きます。
 - (2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 保険契約を無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。この場合、会社からの支払金があるときは、すでに払い込まれた保険料からその金額を差し引きます。
 - ② ①の規定にかかわらず、契約日においては最低契約年齢に足りなかったものの、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に保険契約を締結したものとして、第1号と同様に取り扱います。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて保険料を改め、第1項第1号の規定を準用して取り扱います。

16. 請求手続・保険金等の支払時期および場所

第35条（請求手続）

- 1 この約款にもとづく支払および変更等は、別表4の必要書類を提出して請求してください。
- 2 被保険者が高度障害保険金を請求できない特別な事情（以下「特別な事情」といいます。）がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（この約款では「指定代理請求人」といいます。）が、被保険者の代理人として高度障害保険金の支払を請求することができます。ただし、高度障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 特別な事情がある場合とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。
 - ① 高度障害保険金の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - ② 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - ③ その他①および②に準じる状態であると会社が認めた場合
 - (2) 指定代理請求人はつぎの範囲内で1人の者とします。
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者

- ② 被保険者の3親等内の親族
- (3) 高度障害保険金が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (4) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、第2号に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。
- (5) 指定代理請求人が高度障害保険金の支払を請求する場合には、指定代理請求人は請求時において第2号の範囲内であることを要します。
- (6) 第4号の場合、指定代理請求人の変更は、保険証券に表示または会社からの通知を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。
- 3 会社は、第36条（保険金等の支払時期・場所）第2項各号に規定する確認が必要な場合において、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人（指定代理請求人が代理人として高度障害保険金の支払を請求する場合には、その指定代理請求人を含みます。）が、会社からのその事実の確認について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。この場合には、会社は、保険金等の支払または保険料の払込免除の遅滞の責を負いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に取り扱います。

第36条（保険金等の支払時期・場所）

- 1 保険金等は、請求に必要な書類が会社に着いた日（以下「会社が請求を受けた日」といいます。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店で支払います。また、保険料の払込免除に必要な書類が会社に着いた日（以下「会社が払込免除の請求を受けた日」といいます。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、つぎの払込期月から保険料の払込免除をすることを会社の本店で決定します。
- 2 保険金等を支払うため、または保険料の払込免除を行うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から会社が請求を受けた日または会社が払込免除の請求を受けた日までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第1項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限または保険料の払込免除を決定する期限は、会社が請求を受けた日または会社が払込免除の請求を受けた日の翌日からその日を含めて60日を経過する日とします。この場合、会社は、保険金等を請求した者（保険金等受取人の代表者）または保険料の払込免除を請求した保険契約者に通知をします。
 - (1) 保険金等の支払事由または保険料払込免除事由の発生の有無の確認が必要な場合
保険金等の支払事由または保険料払込免除事由の発生の有無
 - (2) 保険金等支払または保険料払込免除の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由または保険料払込免除事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号および第3号に定める事項、第12条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等請求時までにおける事実

17. 時効

第37条（時効）

保険金等、その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときには、消滅します。

18. 被保険者の業務、転居および旅行

第38条（被保険者の業務、転居および旅行）

被保険者が、保険契約が有効に継続している間に、どのような業務に従事し、またはどのような場所に転居もしくは旅行した場合でも、会社は、それを理由としては、保険契約の解除および特別の保険料の請求のどちらも行わないで、保険契約上の責任を負います。

19. 管轄裁判所

第39条（管轄裁判所）

- 1 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、第1項の規定を準用します。

20. 契約内容の登録

第40条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活または増額が行われた場合は、最後の復活または増額の日とします。以下第2項において同様とします。）
 - (4) 当会社名
- 2 第1項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものと

- します。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
 - 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同様とします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
 - 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
 - 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
 - 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
 - 9 第3項、第4項および第5項の規定中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

21. 特則

第41条（保険契約を更新する場合の特則）

- 1 保険契約者から保険期間満了日の2週間前までに更新しない旨の申出がない限り、保険契約は更新されます。ただし、更新前の保険契約の最終の保険料が払い込まれていないときまたは更新日（更新前の保険契約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下本条において同様とします。）における被保険者の年齢が会社の定める年齢以上であるときには更新されません。
- 2 更新後の保険契約については、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険期間
1年とします。
 - (2) 保険料払込期間
1年とします。
 - (3) 死亡保険金額
更新前の保険契約の死亡保険金額と同額とします。
 - (4) 保険料
更新日における被保険者の年齢によりあらためて計算します。
 - (5) 告知義務違反による解除
更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、会社は、更新後の保険契約を解除することができます。

(6) 第1回保険料の払込

- ① 更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第16条（保険料払込の猶予期間）および第17条（猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）の規定を準用します。
- ② 猶予期間中に第1回保険料が払い込まれないときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は、更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしします。

(7) 適用する普通保険約款および保険料率

更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。

(8) 保険証券

旧保険証券をもって新保険証券に代えます。

- 3 更新後の保険契約については、本条に定めがある事項を除いて第40条までの規定を適用します。

別表1 対象となる高度障害状態（つぎのいずれかの状態をいいます。）

- 1 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
- 2 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
- 3 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 4 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 6 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 7 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

別表2 対象となる身体障害の状態（つぎのいずれかの状態をいいます。）

- 1 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
- 2 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
- 3 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
- 4 1上肢を手関節以上で失ったもの
- 5 1下肢を足関節以上で失ったもの
- 6 1上肢の用または1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
- 7 1下肢の用または1下肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
- 8 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- 9 10手指の用をまったく永久に失ったもの
- 10 10足指を失ったもの

備考（別表1、別表2）

- 1 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 2 言語またはそしゃくの障害

- a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- b. 「しゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- 3 上・下肢の障害
- a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻ひまたは上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- 4 常に介護を要するもの
- 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 5 耳の障害（聴力障害）
- a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、
- $$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
- の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
- 6 脊柱の障害
- a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- 7 手指の障害
- a. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- b. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- 8 足指の障害
- 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。

ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	つぎのような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にあるものの、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病・熱射病)の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 (1) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など (3) 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表4 必要書類(1)

項 目	必 要 書 類
死亡保険金の支払 (第2条)	① 会社所定の請求書 ② 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 ③ 被保険者の住民票 ④ 死亡保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ⑤ 保険証券
高度障害保険金の支払 (第2条)	① 会社所定の請求書 ② 会社所定の様式による医師の診断書 ③ 被保険者の住民票または会社が必要と認めた場合は戸籍抄本 ④ 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ⑤ 保険証券
高度障害保険金の指定代理請求 (第35条)	① 会社所定の請求書 ② 会社所定の様式による医師の診断書 ③ 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 ④ 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 ⑤ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ⑥ 保険証券
保険料の払込免除 (第4条)	① 会社所定の請求書 ② 不慮の事故であることを証する書類 ③ 会社所定の様式による医師の診断書 ④ 被保険者の住民票 ⑤ 保険証券
保険契約の復活 (第19条)	① 会社所定の請求書 ② 被保険者についての会社所定の医師の診断書および告知書
保険金額の減額 (第21条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
保険金額の増額 (第22条)	① 会社所定の請求書 ② 被保険者についての会社所定の医師の診断書および告知書 ③ 保険契約者の印鑑証明書 ④ 保険証券
会社への通知による死亡 保険金受取人の変更 (第24条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
遺言による死亡保険金受 取人の変更 (第25条)	① 会社所定の請求書 ② イ 旧保険契約者の戸籍謄本 □ 相続人の印鑑証明書 ③ 保険証券
保険契約者の変更 (第27条)	① 会社所定の請求書 ② 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 イ 旧保険契約者の戸籍謄本 □ 保険契約者代表者選任届 ハ 相続人の印鑑証明書 ③ 保険証券
解約 (第29条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券

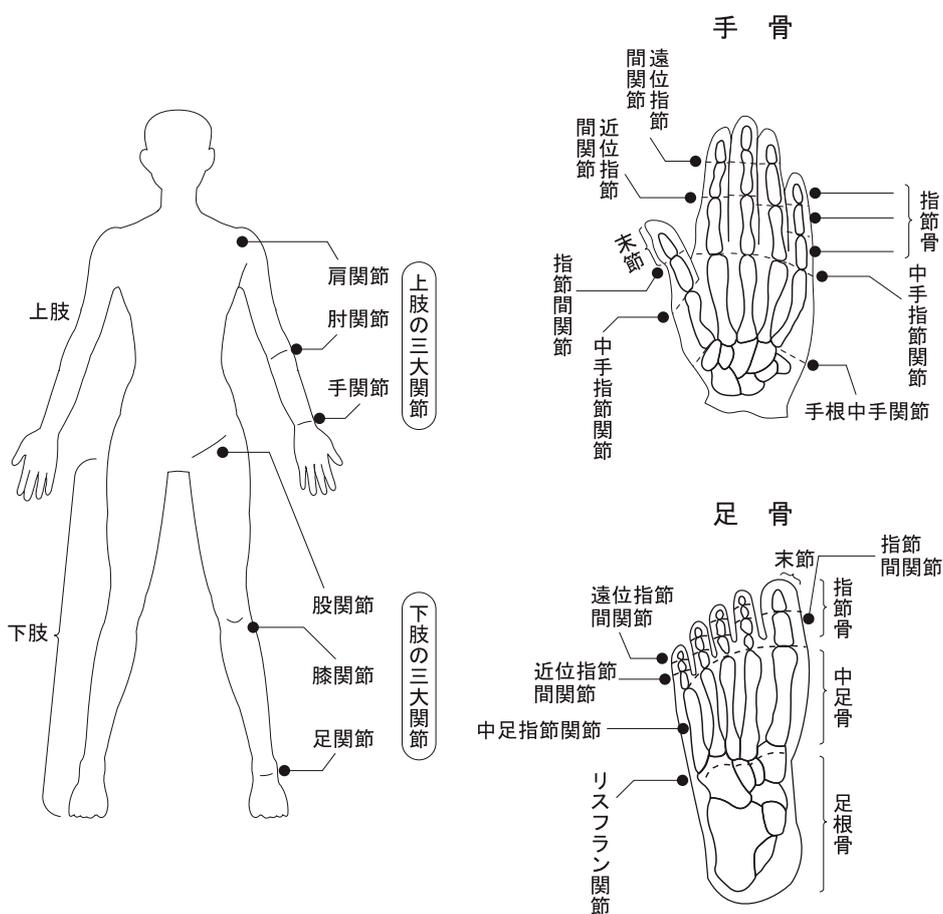
項 目	必 要 書 類
指定代理請求人の変更 (第35条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

必要書類(2)

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類を必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

別表5 身体部位の説明図



無配当医療特約目次

(保険期間 1 年)

この特約の趣旨

1. 総則
 - 第 1 条 特約の締結
 - 第 2 条 特約の責任開始期
 - 第 3 条 特約の保険期間および保険料払込期間
2. 特約給付金の支払
 - 第 4 条 特約給付金の支払
 - 第 5 条 戦争その他の変乱、地震、噴火
または津波の場合の特例
 - 第 6 条 特約給付金の給付限度
3. 特約保険料の払込免除
 - 第 7 条 特約保険料の払込免除
4. 告知義務・特約の解除
 - 第 8 条 告知義務および告知義務違反による解除
5. 重大事由による解除
 - 第 9 条 重大事由による解除
6. 特約保険料の払込・特約の失効および同時消滅
 - 第 10 条 特約保険料の払込
 - 第 11 条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
 - 第 12 条 特約の失効および同時消滅
7. 特約の復活
 - 第 13 条 特約の復活
8. 特約内容の変更
 - 第 14 条 入院給付日額または通院給付日額の減額
 - 第 15 条 入院給付日額または通院給付日額の増額
9. 特約の解約
 - 第 16 条 特約の解約
10. 解約返戻金
 - 第 17 条 解約返戻金

11. 契約者配当
 - 第 18 条 契約者配当
12. 保険料の未経過期間に対応した金額の返還
 - 第 19 条 保険料の未経過期間に対応した金額の返還
13. 請求手続
 - 第 20 条 請求手続
14. 特約給付金等の支払時期・場所
 - 第 21 条 特約給付金等の支払時期・場所
15. 契約内容の登録
 - 第 22 条 契約内容の登録
16. 主約款の準用
 - 第 23 条 主約款の準用
17. 特則
 - 第 24 条 中途付加の場合の特則
 - 第 25 条 特別条件特約付加の場合の特則
 - 第 26 条 主契約が定期保険の場合の特則

疾病による給付金のみ保障特約目次

この特約の趣旨

- 第 1 条 特約の締結
 - 第 2 条 特約給付金の支払
 - 第 3 条 特約の解約
 - 第 4 条 特約の中途付加
 - 第 5 条 特約の更新
-
- 別表 1 入院、通院および病院または診療所等
 - 別表 2 対象となる手術および手術給付割合表
- 備考
- 別表 3 必要書類
 - 別表 4 対象となる感染症
 - 別表 5 異常分娩

無配当医療特約

(保険期間 1年)

この特約の趣旨

この特約は、つぎの給付を行うことによって、被保険者が疾病もしくは不慮の事故により、入院した場合、退院後に通院した場合または手術を受けた場合の保障を確保することを目的とするものです。

(1) 疾病入院給付金または災害入院給付金

被保険者が、この特約の保険期間中に疾病または不慮の事故により5日以上入院したときに支払います。

(2) 通院給付金

被保険者が、この特約の保険期間中に疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、退院後120日以内に通院をしたときに支払います。

(3) 手術給付金

被保険者が、この特約の保険期間中に所定の手術を受けたときに支払います。

(4) 保険料の払込免除

主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込を免除します。

1. 総則

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は1年とします。

2. 特約給付金の支払

第4条 (特約給付金の支払)

1 この特約において支払う疾病入院給付金、災害入院給付金、通院給付金および手術給付金（以下これらを総称するときは「給付金」といいます。）は、つぎのとおりです。

名称	給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人 支払事由に該当しても給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
疾病入院給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間（この特約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。以下同様とします。）中につぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(1) 被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、入院給付日額の増額が行われた場合の増額部分については、最後の入院給付日額の増額の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする入院（別表1に定めるところによります。以下同様とします。）であること</p> <p>① 疾病（異常分娩（別表5に定めるところによります。）を含みます。以下同様とします。）</p> <p>② 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表3に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）以外の外因による傷害</p> <p>③ 不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院に限ります。）</p> <p>(2) 治療を目的とした入院であること</p> <p>(3) 病院または診療所（別表1に定めるところによります。以下同様とします。）における入院であること</p> <p>(4) この特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上であること</p>	<p>(1)入院1回につき、 (入院給付日額) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)</p> <p>(2) 入院中に入院給付日額が変更されたときは、各日現在の入院給付日額によります。 (以下同様とします。)</p>	<p>つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の薬物依存（別表1に定めるところによります。以下同様とします。)</p> <p>(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(8) 被保険者の頸部症候群または腰痛でいずれも他覚所見のないもの</p> <p>(9) 指定代理請求人の故意</p>

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
災害入院給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中につきの条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(1) 被保険者の責任開始期以後に生じた不慮の事故を直接の原因とする入院であること</p> <p>(2) 不慮の事故による傷害の治療を目的としている入院であること</p> <p>(3) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること</p> <p>(4) 病院または診療所における入院であること</p> <p>(5) 同一の不慮の事故によるこの特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上であること</p>	<p>同一の不慮の事故による入院1回につき、</p> <p>(入院給付日額) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)</p>	被保険者	<p>つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者の頸部症候群または腰痛でいずれも他覚所見のないもの</p> <p>(8) 指定代理請求人の故意</p>
通院給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中につきの条件のすべてを満たす通院をしたとき</p> <p>(1) 疾病入院給付金または災害入院給付金（以下「入院給付金」といいます。）の支払われる入院（以下「入院」といいます。）の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の通院（別表1に定めるところにより、往診を含みます。以下同様とします。）であること</p> <p>(2) 入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を直接の目的とした通院であること</p> <p>(3) 病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。）への通院であること</p>	<p>(1) (通院給付日額) × (通院期間内の通院日数)</p> <p>(2) 通院中に通院給付日額が変更されたときは、各日現在の通院給付日額によります</p>	被保険者	<p>つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の薬物依存</p> <p>(3) 被保険者の頸部症候群または腰痛でいずれも他覚所見のないもの</p> <p>(4) 指定代理請求人の故意</p>

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
手術給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中につきの条件のすべてを満たす手術を受けたとき</p> <p>(1) つぎのいずれかに該当する手術であること</p> <p>① 被保険者の責任開始期以後に生じたつぎのいずれかの治療を直接の目的とした手術</p> <p>ア. 疾病</p> <p>イ. 不慮の事故による傷害</p> <p>ウ. 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>② 組織の機能に障害がある者に対して移植することを目的として、被保険者の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術（骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。）</p> <p>(2) 手術給付割合表（別表2に定めるところによります。以下同様とします。）に定めるうちいずれかの手術であること</p> <p>(3) 病院または診療所で受けた手術であること</p>	<p>手術1回につき、 （入院給付日額） × （手術給付割合表に定める倍率）</p>	被保険者	<p>つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の薬物依存</p> <p>(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(8) 指定代理請求人の故意</p>

- 2 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 3 入院がつぎの時を含んで継続している場合は、その時以後の入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。また、通院期間がつぎの時を含んでいる場合は、その時以後のその通院期間中の通院をこの特約の保険期間中の通院とみなします。
 - (1) この特約の保険期間満了の時
 - (2) 主契約の高度障害保険金の支払によりこの特約が消滅した時
- 4 被保険者が、同一の疾病、不慮の事故または不慮の事故以外の外因（これらと因果関係があると会社が認めたものを含め、別表1によります。）を直接の原因として疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 5 被保険者が、同一の不慮の事故を直接の原因として災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、その事故の日

- からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- 6 被保険者が、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合に、入院開始時に異なる疾病（不慮の事故（不慮の事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院に限ります。）および不慮の事故以外の外因を含みます。以下、本項において同様とします。）を併発していたときまたは入院中に異なる疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。
 - 7 被保険者が2以上の不慮の事故により入院したときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。
 - (2) 第1号にかかわらず、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金額は、第1項にかかわらず、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付日額を乗じた金額とします。
 - 8 疾病入院給付金の支払事由と災害入院給付金の支払事由が重複して生じた場合には、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。
 - 9 被保険者が、疾病入院給付金の支払われる入院中に不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、災害入院給付金額は、第1項にかかわらずつぎのとおりとします。
 - (1) 疾病を直接の原因とする入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に不慮の事故による傷害の治療を開始したとき
不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付日額を乗じた金額
 - (2) 疾病を直接の原因とする入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故による傷害の治療を開始したとき
疾病を直接の原因とする入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数に入院給付日額を乗じた金額
 - 10 被保険者が、災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始した場合、災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、疾病入院給付金額は、第1項にかかわらず、災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付日額を乗じた金額とします。
 - 11 被保険者が、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなします。
 - 12 つぎの場合には、会社は、通院給付金を重複しては支払いません。
 - (1) 被保険者が同一の日に2回以上通院をしたとき（この場合、1回の通院とみなして取り扱います。）
 - (2) 被保険者が2以上の疾病または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とした1回の通院をしたとき
 - 13 被保険者が、入院給付金（他の特約の入院によって支払われる入院給付金等を含みます。）の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否とにかかわらず、通院給付金は支払いません。
 - 14 被保険者が入院を2回以上した場合で、第4項または第5項により継続した1回の入院とみなされる入院については、つぎのとおりとします。
 - (1) 2回以上の入院のうち最後の入院の退院日（1回の入院の入院給付金が支払われた日

- 数が120日に達した場合は、その支払日数が120日となる日を含んだ入院の退院日）を第1項の退院日として取り扱います。
- (2) 第1号の場合、最初の入院の退院日後、最後の入院の入院日前までの間に、その入院開始の直接の原因の治療を目的として通院した場合は、その通院については、通院期間中の通院とみなします。
- 15 被保険者が疾病または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因として入院を開始したときまたはその入院中に、異なる疾病または異なる不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害を併発したとき（併発したそれぞれの疾病または傷害について入院の必要があると会社が認めた場合に限り）はつぎのとおりとします。
- (1) その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
- (2) 併発した疾病または傷害による入院の直接の原因の治療を目的とした通院について、本条に定めるところにより通院給付金を支払います。
- (3) 支払日数の限度は、それぞれの入院と同一の原因の治療を目的とした通院につき、それぞれ30日とします。ただし、第6項により、入院開始の直接の原因となった疾病により継続した入院とみなされる場合はこの限りではありません。
- 16 被保険者が、別表2の対象となる手術の種類のうち同時に2以上の種類の手術を受けたときは、最も倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
- 17 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた疾病または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害を原因として入院し、通院し、または手術を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年を経過（この特約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。）した後に開始した入院、その入院の退院後の通院または受けた手術は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- 18 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項にかかわらず、保険契約者をこの特約の給付金の受取人とします。
- 19 被保険者が死亡した場合、給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの第1号から第4号までに定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。
- (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が2人以上いる場合にはその協議により定めた者）
- (2) 第1号に該当する者がいない場合
指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において第20条第2項第1号に定める範囲内であることを要します。）
- (3) 第1号および第2号に該当する者がいない場合
配偶者
- (4) 第1号から第3号までに該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 20 第19項により、会社が給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 21 故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第19項に定める代表者としての取扱を受けることはできません。
- 22 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた

傷害または疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に疾病入院給付金、災害入院給付金、通院給付金または手術給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

- (1) この特約の締結（この特約の中途付加を含みます。）、復活または入院給付日額もしくは通院給付日額の増額の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で疾病入院給付金、災害入院給付金、通院給付金または手術給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等の健康状態を評価することで疾患の予防および早期発見に役立てることを目的として行う診察、検査または検診において異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は疾病入院給付金、災害入院給付金、通院給付金または手術給付金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

第4条にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院し、通院しまたは手術を受けた場合に、これらの事由により入院し、通院しまたは手術を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めるときは、会社は、その程度に応じ、給付金を削減して支払うかまたは給付金を支払わないことがあります。

第6条（特約給付金の給付限度）

この特約による疾病入院給付金、災害入院給付金および通院給付金は、つぎの支払日数（疾病入院給付金、災害入院給付金および通院給付金が支払われる日数をいいます。以下同様とします。）をもって限度とします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術による手術給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて1回のみとします。

- (1) 疾病入院給付金の支払日数は、継続した1回の入院については120日を限度とし、この特約の保険期間を通じて通算730日を限度とします。
- (2) 災害入院給付金の支払日数は、同一の不慮の事故による入院については120日を限度とし、この特約の保険期間を通じて通算730日を限度とします。
- (3) 通院給付金の支払日数は、1回の入院（第4条第4項または第5項により継続した1回の入院とみなされる場合を含みます。）のその通院について30日を限度とし、この特約の保険期間を通じて通算730日を限度とします。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

- 1 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- 2 会社は、この特約の保険料の払込を免除した後は、入院給付日額および通院給付日額の増額は行いません。

4. 告知義務・特約の解除

第8条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の第7条（告知義務）、第8条（告知義務違反による解除）および第9条（保険契約を解除できない場合）に関する規定を準用します。この場合、主約款の規定中「保険契約」、「保険金」とあるのは、それぞれ「特約」、「給付金」と読み替えます。

5. 重大事由による解除

第9条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約または特約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる入院給付日額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (7) 会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が発生した後においても、第1項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金（第1項第4号のみに該当した場合で、

第1項第4号①から⑤までに該当した者が給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下、本項について同様とします。)の支払または払込免除事由による保険料の払込免除は行いません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

- 3 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人に通知します。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および同時消滅

第10条 (特約保険料の払込)

- 1 保険契約者は、この特約の保険料を、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- 2 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- 3 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同様とします。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じたときは、未払込の保険料を給付金から差し引きます。
- 4 第3項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合にこの未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失ったものとし、給付金を支払いません。
- 5 この特約の保険料がその払込期月に属する契約日の応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（主契約の保険金を支払うときは、その保険金の受取人）に払い戻します。

第11条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 1 猶予期間中に給付金の支払事由が生じたときは、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同様とします。）を給付金から差し引きます。
- 2 第1項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に保険料の払込がないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失ったものとし、給付金を支払いません。

第12条 (特約の失効および同時消滅)

- 1 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- 2 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

7. 特約の復活

第13条（特約の復活）

- 1 主契約の復活の請求の際に保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第14条（入院給付日額または通院給付日額の減額）

- 1 保険契約者は、会社が定める取扱いにもとづき、いつでも将来に向かって、入院給付日額または通院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額および通院給付日額は、会社の定める金額を下まわることできません。
- 2 主契約の死亡保険金額が減額されたことにより、入院給付日額が会社の定める限度をこえるにいたったときは、会社は、入院給付日額を会社の定める限度まで減額します。
- 3 入院給付日額が減額されたことにより、通院給付日額が会社の定める限度をこえるにいたったときは、会社は、通院給付日額を会社の定める限度まで減額します。
- 4 入院給付日額または通院給付日額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとします。
- 5 入院給付日額または通院給付日額が減額されたときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第15条（入院給付日額または通院給付日額の増額）

- 1 保険契約者は、会社が定める取扱いにもとづき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、入院給付日額または通院給付日額を増額することができます。
- 2 会社が入院給付日額または通院給付日額の増額を承諾したときは、増額後保険料を払い込んでください。
- 3 入院給付日額または通院給付日額が増額された場合には、会社は、つぎの時から入院給付日額または通院給付日額の増額部分について責任を負います。
 - (1) 入院給付日額または通院給付日額の増額を承諾した後に、その承諾した日の属する月の末日までに、増額後保険料を受け取った場合
増額後保険料を受け取った時
 - (2) 入院給付日額または通院給付日額の増額を承諾した後に、その承諾した日の属する月の翌月末日までに、増額後保険料を受け取った場合
承諾した日の属する月の翌月1日
- 4 増額後保険料の払込
 - (1) 第2項の増額後保険料は、主約款に定める保険料払込方法（経路）にしたがい払い込んでください。
 - (2) 第2項の増額後保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 - ① 保険契約者から更新の際に増額の申出があり、会社が更新日前にこれを承諾した場合には、主約款に定める保険料払込の猶予期間
 - ② ①以外の場合には、会社の定めた払込日の属する月の末日まで

- (3) 猶予期間中または第3項第2号の責任開始の時から第2項の増額後保険料が払い込まれるまでの間に、給付金の支払事由もしくは保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款に定める「猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱」に関する規定を準用します。
- (4) 猶予期間中に第2項の増額後保険料の払込がないときは増額はなかったものとします。
- 5 第3項により会社が責任を開始する日を「増額日」とします。
- 6 入院給付日額または通院給付日額が増額されたときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

9. 特約の解約

第16条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 この特約が解約されたときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

10. 解約返戻金

第17条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

11. 契約者配当

第18条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 保険料の未経過期間に対応した金額の返還

第19条（保険料の未経過期間に対応した金額の返還）

保険料払込方法が年払または半年払の場合であり、かつ、以下の各号のいずれかに定める事由が更新日前に生じた場合（11か月目の月単位の応当日以後年単位の応当日までに生じた場合（年払または半年払の場合）または5か月目の月単位の応当日以後6か月目の月単位の応当日までに生じた場合（半年払の場合）を除きます。）は、保険料の未経過期間に対応した会社所定の方法により計算した額を、保険契約者（保険契約者が死亡している場合は、死亡保険金受取人）に返還します。ただし、第7条（特約保険料の払込免除）の規定により保険料の払込が免除された後の期間に、以下の各号のいずれかに定める事由が生じた場合は、返還しません。

- (1) 死亡保険金または高度障害保険金が支払われたことにより、保険契約が消滅した場合
- (2) つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われない場合
 - ① 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内（保険契約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。）に被保険者が自殺した場合
 - ② 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人が保険契約者である場合を除きます。）が故意に被保険者を死亡させた場合
- (3) 第7条（特約保険料の払込免除）の規定により特約保険料の払込が免除された場合
- (4) 第8条（告知義務および告知義務違反による解除）の規定によりこの特約が解除され

た場合

- (5) 第9条（重大事由による解除）の規定によりこの特約が解除された場合
- (6) 第12条（特約の失効および同時消滅）の規定によりこの特約が失効または消滅した場合
- (7) 第14条（入院給付日額または通院給付日額の減額）の規定により入院給付日額または通院給付日額が減額された場合
- (8) 第16条（特約の解約）の規定によりこの特約が解約された場合

13. 請求手続

第20条（請求手続）

- 1 この特約にもとづく支払および変更は、別表3の必要書類を提出して請求してください。
- 2 被保険者が給付金を請求できない特別な事情（以下「特別な事情」といいます。）がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（この特約では「指定代理請求人」といいます。）が、被保険者の代理人としてこの特約の給付金の支払を請求することができます。ただし、この特約の給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 特別な事情がある場合とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。
 - ① この特約の給付金の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - ② 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - ③ その他①および②に準じる状態であると会社が認めた場合
 - (2) 指定代理請求人はつぎの範囲内で1人の者とします。
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の3親等内の親族
 - (3) この特約の給付金が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払後にこの特約の給付金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (4) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、第2号に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。
 - (5) 指定代理請求人がこの特約の給付金の支払を請求する場合には、指定代理請求人は請求時において第2号の範囲内であることを要します。
 - (6) 第4号の場合、指定代理請求人の変更は、保険証券に表示または会社からの通知を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。
- 3 主約款の保険金等の支払時期・場所に関する規定の第2項各号に規定する確認が必要な場合に、保険契約者、被保険者または給付金の受取人（指定代理請求人が代理人として給付金を請求する場合には、その指定代理請求人を含みます。）が、会社からのその確認について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得てその確認が終わるまで給付金等を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。この場合には、会社は、給付金等の支払または保険料の払込免除の遅滞の責を負いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に取り扱います。

14. 特約給付金等の支払時期・場所

第21条（特約給付金等の支払時期・場所）

この特約の給付金等の支払時期および場所については、主約款の保険金等の支払時期・場所に関する規定を準用します。

15. 契約内容の登録

第22条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日（復活、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同様とします。）
 - (5) 当会社名
- 2 第1項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同様とします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

16. 主約款の準用

第23条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

17. 特則

第24条（中途付加の場合の特則）

- 1 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 2 中途付加は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 会社が中途付加を承諾したときは、この特約の第1回保険料を払い込んでください。
 - (2) 会社は、つぎの時からこの特約の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後に、その承諾した日の属する月の末日までに、この特約の第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時
 - ② 中途付加を承諾した後に、その承諾した日の属する月の翌月末日までに、この特約の第1回保険料を受け取った場合
承諾した日の属する月の翌月1日
 - (3) この特約の第1回保険料の払込
 - ① この特約の第1回保険料は、主約款に定める保険料払込方法（経路）にしたがい払い込んでください。
 - ② この特約の第1回保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 - イ 保険契約者から更新の際に中途付加の申出があり、会社が更新日前にこれを承諾した場合には、主約款に定める保険料払込の猶予期間
 - ロ イ以外の場合には、会社の定めた払込日の属する月の末日まで
 - ③ 猶予期間中または第2号②の責任開始の時からこの特約の第1回保険料が払い込まれるまでの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款に定める「猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱」に関する規定を準用します。
 - ④ 猶予期間中にこの特約の第1回保険料の払込がないときは中途付加はなかったものとして扱います。
 - (4) 保険期間
この特約の保険期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (5) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
- 3 この特約を中途付加したときは、新たな保険証券を発行せず、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第25条（特別条件特約付加の場合の特則）

- 1 特別条件特約第2条（特約による条件）第1項第3号の特定疾病不支払方法または特定

部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といい、この特約が更新された場合には、更新前の特定期間と更新後の特定期間は継続されたものとし、）中に行った入院、通院および手術に関しては、つぎのとおりとします。

- (1) 会社指定の特定の疾病（以下「特定疾病」といい、これと医学上重要な関係にあると会社が認めた疾病を含みます。）または会社指定の特定の部位（以下「特定部位」といい、）に生じた疾病（第4条（特約給付金の支払）第1項に定める事由を含め、別表4に定める感染症を除きます。）による場合は、疾病入院給付金、通院給付金または手術給付金を支払いません。
 - (2) 特定期間の満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間の満了日の翌日からの入院日数が継続して5日以上あるときは、第1号にかかわらず、その満了日の翌日からの入院に対して第4条（特約給付金の支払）により疾病入院給付金を支払います。
 - (3) 特定疾病以外の疾病または特定部位以外の部位に生じた疾病（第4条（特約給付金の支払）第1項に定める事由を含みます。以下本号において同様とします。）を併発した場合、その併発日以後のその疾病による入院が継続して5日以上あるときは、第1号にかかわらず、その併発日以後の入院に対して第4条（特約給付金の支払）により疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、会社が、その併発した疾病のみによっても入院する必要があると認めた場合に限り、適用されます。
 - (4) 第2号または第3号によって疾病入院給付金が支払われる場合には、第1号にかかわらず、その疾病の治療を目的とした通院に対して第4条（特約給付金の支払）により通院給付金を支払います。
- 2 特定期間、特定疾病および特定部位は、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第26条（主契約が定期保険の場合の特則）

この特約が無配当定期保険に付加されているときは、主契約の更新に際して、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約は主契約とともに更新されます。
- (2) 更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、この特約と同等の会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとし、適用されます。

疾病による給付金のみ保障特約

この特約の趣旨

この特約は、無配当医療特約の給付金のうち疾病および不慮の事故以外の外因により入院した場合、通院した場合ならびに手術を受けた場合の保障を確保することを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加された無配当医療特約を締結する際、保険契約者の申出により、医療特約に付加して締結します。

第2条（特約給付金の支払）

この特約を付加した場合には、無配当医療特約第4条に定めるつぎの給付金を支払いません。

- (1) 災害入院給付金
- (2) 災害入院給付金の支払われる入院の退院後に支払われる通院給付金
- (3) 不慮の事故を直接の原因とする手術給付金

第3条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

第4条（特約の中途付加）

この特約の中途付加は取り扱いません。

第5条（特約の更新）

無配当医療特約の更新に際しては、この特約は無配当医療特約とともに更新されます。

別表1 入院、通院および病院または診療所等

1. 「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等（老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。）での治療が困難なため、3に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます（往診を含みます。）。
3. 「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。
 - (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
 - (2) 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設
4. 「同一の疾病」とは、医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、「糖尿病と糖尿病性腎症」、「リュウマチとそれに起因する関節痛」、「肝硬変とそれに起因する食道静脈瘤」、「高血圧症とこれ

に起因する心臓疾患または腎臓疾患」等をいいます。

5. 「治療を目的とする入院」には、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を主たる目的としない診断のための検査などのための入院は該当しません。
6. 「治療を目的とする通院」には、美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院などは該当しません。
7. 「治療を直接の目的とした手術」には、美容上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。
8. 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類番号中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表2 対象となる手術および手術給付割合表

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えること（吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。）または組織の機能に障害がある者に対して移植することを目的とした骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞の採取手術をいい、下表の手術番号1～89を指します。

手術番号	手術の種類	入院給付日額に対する倍率
皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術（25cm ² 未満は除く。）	20
2.	乳房切断術	20
筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3.	骨移植術	20
4.	骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5.	頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
6.	鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20
8.	脊椎・骨盤観血手術	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.	四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11.	切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20
12.	四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
13.	筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭全摘除術	20
16.	気管、気管支、肺、胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	20
17.	胸郭形成術	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	40
循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸、開腹術を伴うもの。）	40
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20
25.	脾摘除術	20
消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	40
29.	胃切除術	40
30.	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10

手術 番号	手術の種類	入院給付日額 に対する倍率
尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者に限る。）	40
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（屈折矯正手術は除く。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40

手術番号	手術の種類	入院給付日額に対する倍率
悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術		
89.	組織の機能に障害がある者に対して移植することを目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術（骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。）	20

備考

- 「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。
- 「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。
- 「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。
- 「悪性新生物」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
(1) 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
(2) 消化器の悪性新生物	C15-C26
(3) 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
(4) 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
(5) 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
(6) 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
(7) 乳房の悪性新生物	C50
(8) 女性性器の悪性新生物	C51-C58
(9) 男性性器の悪性新生物	C60-C63
(10) 尿路の悪性新生物	C64-C68
(11) 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72

分 類 項 目	基本分類コード
(12) 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
(13) 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
(14) リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
(15) 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97

別表3 必要書類

項 目	必 要 書 類
疾病入院給付金の支払 (第4条)	① 会社所定の請求書 ② 会社所定の様式による医師の診断書 ③ 被保険者の住民票または会社が必要と認めた場合は戸籍抄本 ④ 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ⑤ 保険証券
災害入院給付金の支払 (第4条)	① 会社所定の請求書 ② 不慮の事故であることを証する書類 ③ 会社所定の様式による医師の診断書 ④ 被保険者の住民票または会社が必要と認めた場合は戸籍抄本 ⑤ 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ⑥ 保険証券
通院給付金の支払 (第4条)	① 会社所定の請求書 ② 会社所定の様式による医師の診断書 ③ 会社所定の様式による通院証明書 ④ 被保険者の住民票または会社が必要と認めた場合は戸籍抄本 ⑤ 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ⑥ 保険証券
手術給付金の支払 (第4条)	① 会社所定の請求書 ② 会社所定の様式による医師の診断書 ③ 被保険者の住民票または会社が必要と認めた場合は戸籍抄本 ④ 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ⑤ 保険証券
給付金の指定代理請求 (第20条)	① 上記の必要書類 ② 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 ③ 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
入院給付日額または通院 給付日額の減額 (第14条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
入院給付日額または通院 給付日額の増額 (第15条)	① 会社所定の請求書 ② 被保険者についての会社所定の医師の診断書および告知書 ③ 保険契約者の印鑑証明書 ④ 保険証券
解約 (第16条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
指定代理請求人の変更 (第20条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表4 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (注) 病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。	U04

別表5 異常分娩

1. 「異常分娩」とは、分娩のうち、2に定める公的医療保険制度による「療養の給付」の対象となる分娩をいいます。
2. 「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。
 - ① 健康保険法
 - ② 国民健康保険法
 - ③ 国家公務員共済組合法
 - ④ 地方公務員等共済組合法
 - ⑤ 私立学校教職員共済法
 - ⑥ 船員保険法
 - ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律

無配当特定疾病診断給付特約目次

(保険期間 1 年)

この特約の趣旨

1. 総則

- 第 1 条 特約の締結
- 第 2 条 特約の責任開始期
- 第 3 条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第 4 条 特約の型
- 第 5 条 ガンの定義および診断確定

2. 診断給付金の支払

- 第 6 条 診断給付金の支払

3. 特約保険料の払込免除

- 第 7 条 特約保険料の払込免除

4. 告知義務・特約の解除

- 第 8 条 告知義務および告知義務違反による解除

5. 重大事由による解除

- 第 9 条 重大事由による解除

6. 特約保険料の払込・特約の失効および同時消滅

- 第 10 条 特約保険料の払込
- 第 11 条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第 12 条 特約の失効および同時消滅

7. 特約の復活

- 第 13 条 特約の復活

8. 特約内容の変更

- 第 14 条 診断給付金額の減額
- 第 15 条 診断給付金額の増額

9. 特約の解約

- 第 16 条 特約の解約

10. 解約返戻金

- 第 17 条 解約返戻金

11. 契約者配当

- 第 18 条 契約者配当

12. 保険料の未経過期間に対応した金額の返還

- 第 19 条 保険料の未経過期間に対応した金額の返還

13. 請求手続

- 第 20 条 請求手続

14. 診断給付金等の支払時期・場所

- 第 21 条 診断給付金等の支払時期・場所

15. 主約款の準用

- 第 22 条 主約款の準用

16. 特則

- 第 23 条 中途付加の場合の特則
- 第 24 条 特別条件特約付加の場合の特則
- 第 25 条 主契約が定期保険の場合の特則

別表 1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

別表 2 必要書類

無配当特定疾病診断給付特約

（保険期間1年）

この特約の趣旨

この特約は、つぎの給付を行うことによって、被保険者がガン、急性心筋梗塞、脳卒中に罹患した場合の保障を確保することを目的とするものです。

(1) ガン診断給付金（I型の特約に限ります。）

被保険者が、悪性新生物に罹患したときに支払います。

(2) 急性心筋梗塞診断給付金および脳卒中診断給付金

被保険者が、急性心筋梗塞または脳卒中に罹患し、所定の状態になられたときに支払います。

(3) 保険料の払込免除

主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込を免除します。

1. 総則

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。

(1) ガン診断給付金については、主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日（以下「ガン責任開始日」といいます。）とします。

(2) 急性心筋梗塞診断給付金、脳卒中診断給付金および保険料の払込の免除については、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は1年とします。

第4条（特約の型）

保険契約者は、この特約の締結の際、次表のいずれかの型を選択するものとします。

型	対象とする給付
I型	ガン診断給付金、急性心筋梗塞診断給付金および脳卒中診断給付金（以下これらを総称する場合は「診断給付金」といいます。）
II型	急性心筋梗塞診断給付金および脳卒中診断給付金

第5条（ガンの定義および診断確定）

1 この特約において「ガン」とは、別表1に定める悪性新生物をいいます。

2 ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師または歯科医師によってされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

2. 診断給付金の支払

第6条（診断給付金の支払）

- 1 この特約において支払う診断給付金は、つぎのとおりです。

名称	診断給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン（Ⅰ型に限りません） 診断給付金	被保険者が、ガン責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、診断給付金額の増額が行われた場合の増額部分については、最後の診断給付金額の増額の際のガン責任開始期とします。）以後のこの特約の保険期間（この特約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。以下同様とします。）中に、初めてガンと診断確定されたとき	診断給付金額	被保険者
急性心筋梗塞 診断給付金	被保険者が責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、診断給付金額の増額が行われた場合の増額部分については、最後の診断給付金額の増額の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後のこの特約の保険期間中に、急性心筋梗塞（別表1に定めるところによります。）を発病し、その疾病を直接の原因として、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき		
脳卒中 診断給付金	被保険者が責任開始期以後のこの特約の保険期間中に、脳卒中（別表1に定めるところによります。）を発病し、その疾病を直接の原因として、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		

- 2 診断給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または診断給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 3 診断給付金が支払われた場合には、被保険者が診断給付金の支払事由に該当した時からこの特約は消滅したものとします。
- 4 つぎの第1号または第2号の日からその日を含めて60日以内に、被保険者が急性心筋梗塞診断給付金または脳卒中診断給付金の支払事由に該当した場合には、この特約の保険期間中に該当したものとみなします。
- (1) この特約の保険期間満了の日
- (2) 主契約の高度障害保険金の支払によりこの特約が消滅した日
- 5 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項にかかわらず保険契約者を診断給付金の受取人とします。
- 6 被保険者が死亡した場合、診断給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの第1号から第4号までに定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、診断給付金の受取人が法人である場合を除きます。
- (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が2人以上いる場合にはその協議により定めた者）

- (2) 第1号に該当する者がいない場合
指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において第20条第2項第1号に定める範囲内であることを要します。）
- (3) 第1号および第2号に該当する者がいない場合
配偶者
- (4) 第1号から第3号までに該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めたる者
- 7 第6項により、会社が診断給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその診断給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 8 故意に診断給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第6項に定める代表者としての取扱を受けることはできません。
- 9 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた急性心筋梗塞または脳卒中を原因としてこの特約の責任開始期以後に医師の診療を受け、診断給付金の支払事由に該当する状態または症状が継続したと医師によって診断された場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年を経過（この特約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。）した後に診療を開始し、その診療において診断給付金の支払事由に該当する状態または症状が継続したと医師によって診断された場合は、この特約の責任開始期以後の発病によるものとみなします。
- 10 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に診断給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
- (1) この特約の締結（この特約の中途付加を含みます。）、復活または診断給付金の増額の際、会社が告知等により知っていたその急性心筋梗塞または脳卒中に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で診断給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その急性心筋梗塞または脳卒中に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その急性心筋梗塞または脳卒中について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等の健康状態を評価することで疾患の予防および早期発見に役立てることを目的として行う診察、検査または検診において異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は診断給付金を支払います。ただし、その急性心筋梗塞または脳卒中による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

- 1 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- 2 会社は、この特約の保険料の払込を免除した後は、診断給付金額の増額は行いません。

4. 告知義務・特約の解除

第8条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の第7条（告知義務）、第8条（告知義務違反による解除）および第9条（保険契約を解除できない場合）に関する規定を準用します。この場合、主約款の規定中「保険契約」、「保険金」とあるのは、それぞれ「特約」、「給付金」と読み替えます。

5. 重大事由による解除

第9条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号に定めるいずれかの事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または診断給付金の受取人が診断給付金（他の保険契約または特約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に診断給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 診断給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる診断給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または診断給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または診断給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または診断給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 保険契約者、被保険者または診断給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または診断給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (7) 会社の保険契約者、被保険者または診断給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、診断給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が発生した後においても、

第1項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による診断給付金（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号①から⑤までに該当した者が診断給付金の受取人のみであり、その診断給付金の受取人が診断給付金の一部の受取人であるときは、診断給付金のうち、その受取人に支払われるべき診断給付金をいいます。以下、本項について同様とします。）の支払または払込免除事由による保険料の払込免除は行いません。また、この場合に、すでに診断給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

- 3 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者、診断給付金の受取人または指定代理請求人に通知します。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および同時消滅

第10条（特約保険料の払込）

- 1 保険契約者は、この特約の保険料を、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- 2 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- 3 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同様とします。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日までに診断給付金の支払事由が生じたときは、未払込の保険料を診断給付金から差し引きます。
- 4 第3項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日まで未払込の保険料を払い込んでください。この場合にこの未払込の保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失ったものとし、診断給付金を支払いません。
- 5 この特約の保険料がその払込期月に属する契約日の応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（主契約の保険金を支払うときは、その保険金の受取人）に払い戻します。

第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 1 猶予期間中に診断給付金の支払事由が生じたときは、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同様とします。）を診断給付金から差し引きます。
- 2 第1項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日まで未払込の保険料を払い込んでください。この場合に保険料の払込がないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失ったものとし、診断給付金を支払いません。

第12条（特約の失効および同時消滅）

- 1 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- 2 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

7. 特約の復活

第13条（特約の復活）

- 1 主契約の復活の請求の際に保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱いを行います。
- 3 この特約が復活した場合には、会社はつぎの時からこの特約の責任を負います。
 - (1) ガン診断給付金については、つぎのとおりとします。
 - ① 主契約の復活の際の責任開始期がガン責任開始期前であるときは、ガン責任開始期
 - ② 主契約の復活の際の責任開始期がガン責任開始期以降であるときは、主契約の復活の際の責任開始期
 - (2) 急性心筋梗塞診断給付金、脳卒中診断給付金および保険料の払込の免除については、主契約の復活の際の責任開始期

8. 特約内容の変更

第14条（診断給付金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社が定める取扱いにもとづき、いつでも将来に向かって、診断給付金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の診断給付金額は、会社の定める金額を下まわることとはできません。
- 2 主契約の死亡保険金額が減額されたことにより、診断給付金額が会社の定める限度をこえるにいたったときは、会社は、診断給付金額を会社の定める限度まで減額します。
- 3 診断給付金額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとします。
- 4 診断給付金額が減額されたときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第15条（診断給付金額の増額）

- 1 保険契約者は、会社が定める取扱いにもとづき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、診断給付金額を増額することができます。
- 2 会社が診断給付金額の増額を承諾したときは、増額後保険料を払い込んでください。
- 3 診断給付金額が増額された場合には、会社は、つぎの時から診断給付金額の増額部分について責任を負います。
 - (1) ガン診断給付金については、つぎの①または②の時の属する日を含めて90日を経過した日の翌日（この特約では「ガン責任開始日」といいます。）とします。
 - ① 診断給付金額の増額を承諾した後に、その承諾した日の属する月の末日までに、第2項の増額後保険料を受け取った場合
第2項の増額後保険料を受け取った時
 - ② 診断給付金額の増額を承諾した後に、その承諾した日の属する月の翌月末日までに、第2項の増額後保険料を受け取った場合
承諾した日の属する月の翌月1日
 - (2) 急性心筋梗塞診断給付金、脳卒中診断給付金および保険料の払込の免除については、第1号の①または②の時とします。
- 4 増額後保険料の払込
 - (1) 第2項の増額後保険料は、主約款に定める保険料払込方法（経路）にしたがい払い込

んでください。

(2) 第2項の増額後保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

① 保険契約者から更新の際に増額の申出があり、会社が更新日前にこれを承諾した場合には、主約款に定める保険料払込の猶予期間

② ①以外の場合には、会社の定めた払込日の属する月の末日まで

(3) 猶予期間中または第3項第2号の責任開始の時から第2項の増額後保険料が払い込まれるまでの間に、診断給付金の支払事由もしくは保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款に定める「猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱」に関する規定を準用します。

(4) 猶予期間中に第2項の増額後保険料の払込がないときは増額はなかったものとします。

5 第3項により会社が責任を開始する日を「増額日」とします。

6 診断給付金額が増額されたときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

9. 特約の解約

第16条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 この特約が解約されたときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

10. 解約返戻金

第17条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

11. 契約者配当

第18条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 保険料の未経過期間に対応した金額の返還

第19条（保険料の未経過期間に対応した金額の返還）

保険料払込方法が年払または半年払の場合であり、かつ、以下の各号のいずれかに定める事由が更新日前に生じた場合（11か月目の月単位の応当日以後年単位の応当日までに生じた場合（年払または半年払の場合）または5か月目の月単位の応当日以後6か月目の月単位の応当日までに生じた場合（半年払の場合）を除きます。）は、保険料の未経過期間に対応した会社所定の方法により計算した額を、保険契約者（保険契約者が死亡している場合は、死亡保険金受取人）に返還します。ただし、第7条（特約保険料の払込免除）の規定により保険料の払込が免除された後の期間に、以下の各号のいずれかに定める事由が生じた場合は、返還しません。

(1) 死亡保険金または高度障害保険金が支払われたことにより、保険契約が消滅した場合

(2) つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われない場合

① 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内（保険契約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。）に被保険

者が自殺した場合

- ② 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人が保険契約者である場合を除きます。）が故意に被保険者を死亡させた場合
- (3) 第6条（診断給付金の支払）の規定により診断給付金が支払われこの特約が消滅した場合
- (4) 第7条（特約保険料の払込免除）の規定により特約保険料の払込が免除された場合
- (5) 第8条（告知義務および告知義務違反による解除）の規定によりこの特約が解除された場合
- (6) 第9条（重大事由による解除）の規定によりこの特約が解除された場合
- (7) 第12条（特約の失効および同時消滅）の規定によりこの特約が失効または消滅した場合
- (8) 第14条（診断給付金額の減額）の規定により診断給付金額が減額された場合
- (9) 第16条（特約の解約）の規定によりこの特約が解約された場合

13. 請求手続

第20条（請求手続）

- 1 この特約にもとづく支払および変更は、別表2に定める必要書類を提出して請求してください。
- 2 被保険者が診断給付金を請求できない特別な事情（以下「特別な事情」といいます。）がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（この特約では「指定代理請求人」といいます。）が、被保険者の代理人として診断給付金の支払を請求することができます。ただし、診断給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 特別な事情がある場合とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。
 - ① 診断給付金の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - ② 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - ③ その他①および②に準じる状態であると会社が認めた場合
 - (2) 指定代理請求人はつぎの範囲内で1人の者とします。
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の3親等内の親族
 - (3) 診断給付金が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払後に診断給付金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (4) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、第2号に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。
 - (5) 指定代理請求人が診断給付金の支払を請求する場合には、指定代理請求人は請求時において第2号の範囲内であることを要します。
 - (6) 第4号の場合、指定代理請求人の変更は、保険証券に表示または会社からの通知を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。
- 3 主約款の保険金等の支払時期・場所に関する規定の第2項各号に規定する確認が必要な場合に、保険契約者、被保険者または診断給付金の受取人（指定代理請求人が代理人として診断給付金の支払を請求する場合には、その指定代理請求人を含みます。）が、会社からのその確認について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得てその確認が終わるまで診断給付金等を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。この場合には、会社は、診断給付金等の支払または保険料の払込免除の遅滞の責を負

いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に取り扱い
ます。

14. 診断給付金等の支払時期・場所

第21条（診断給付金等の支払時期・場所）

この特約の診断給付金等の支払時期および場所については、主約款の保険金等の支払時
期・場所に関する規定を準用します。

15. 主約款の準用

第22条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

16. 特則

第23条（中途付加の場合の特則）

- 1 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約
を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 2 中途付加は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 会社が中途付加を承諾したときは、この特約の第1回保険料を払い込んでください。
 - (2) 会社は、つぎの時からこの特約の責任を負います。
 - ① ガン診断給付金については、つぎのイまたは口の時の属する日を含めて90日を経過
した日の翌日（この特約では「ガン責任開始日」といいます。）とします。
イ 中途付加を承諾した後に、その承諾した日の属する月の末日までに、この特約の
第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時
□ 中途付加を承諾した後に、その承諾した日の属する月の翌月末日までに、この特
約の第1回保険料を受け取った場合
承諾した日の属する月の翌月1日
 - ② 急性心筋梗塞診断給付金、脳卒中診断給付金および保険料の払込の免除については、
①のイまたは口の時とします。この責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - (3) この特約の第1回保険料の払込
 - ① この特約の第1回保険料は、主約款に定める保険料払込方法（経路）にしたがい払
い込んでください。
 - ② この特約の第1回保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
イ 保険契約者から更新の際に中途付加の申出があり、会社が更新日前にこれを承諾
した場合には、主約款に定める保険料払込の猶予期間
□ イ以外の場合には、会社の定めた払込日の属する月の末日まで
 - ③ 猶予期間中または第2号②の責任開始の時からこの特約の第1回保険料が払い込ま
れるまでの間に、診断給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたとき
は、主約款に定める「猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱」に関する規定を準用
します。
 - ④ 猶予期間中にこの特約の第1回保険料の払込がないときは中途付加はなかったもの

とします。

(4) 保険期間

この特約の保険期間は、会社所定の範囲内で定めます。

(5) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。

- 3 この特約を中途付加したときは、新たな保険証券を発行せず、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第24条（特別条件特約付加の場合の特則）

- 1 特別条件特約第2条（特約による条件）第1項第3号の特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といい、この特約が更新された場合には、更新前の特定期間と更新後の特定期間は継続されたものとします。）中に会社指定の特定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じたガンを直接の原因としてガン診断給付金の支払事由が発生した場合には、ガン診断給付金を支払いません。
- 2 特定期間および特定部位は、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第25条（主契約が定期保険の場合の特則）

この特約が無配当定期保険に付加されているときは、主契約の更新に際し、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約は主契約とともに更新されます。
- (2) 更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、保険契約者から特段の申出がない限り更新の取扱いに準じて、この特約と同等の会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、診断給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	(1) 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	(2) 消化器の悪性新生物	C15-C26
	(3) 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
	(4) 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
	(5) 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
	(6) 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
	(7) 乳房の悪性新生物	C50
	(8) 女性性器の悪性新生物	C51-C58
	(9) 男性性器の悪性新生物	C60-C63
	(10) 尿路の悪性新生物	C64-C68
	(11) 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72
	(12) 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
	(13) 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
	(14) リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
	(15) 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I20-I25）のうち、急性心筋梗塞	I21
3. 脳卒中	脳血管疾患（I60-I69）のうち、	
	(1) くも膜下出血	I60
	(2) 脳内出血	I61
	(3) 脳動脈の狭塞	I63

別表2 必要書類

項 目	必 要 書 類
診断給付金の支払 (第6条)	① 会社所定の請求書 ② 会社所定の様式による医師の診断書 ③ 被保険者の住民票または会社が必要と認めた場合は戸籍抄本 ④ 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ⑤ 保険証券
診断給付金の指定代理請求 (第20条)	① 上記の必要書類 ② 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 ③ 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
診断給付金額の減額 (第14条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
診断給付金額の増額 (第15条)	① 会社所定の請求書 ② 被保険者についての会社所定の医師の診断書および告知書 ③ 保険契約者の印鑑証明書 ④ 保険証券
解約 (第16条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
指定代理請求人の変更 (第20条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

無配当短期入院特約目次

(保険期間 1 年)

この特約の趣旨

1. 総則

- 第 1 条 特約の締結
- 第 2 条 特約の責任開始期
- 第 3 条 特約の保険期間および保険料払込期間

2. 短期入院給付金の支払

- 第 4 条 短期入院給付金の支払
- 第 5 条 戦争その他の変乱、地震、噴火
または津波の場合の特例
- 第 6 条 短期入院給付金の給付限度

3. 特約保険料の払込免除

- 第 7 条 特約保険料の払込免除

4. 告知義務・特約の解除

- 第 8 条 告知義務および告知義務違反による解除

5. 重大事由による解除

- 第 9 条 重大事由による解除

6. 特約保険料の払込・特約の失効および同時消滅

- 第 10 条 特約保険料の払込
- 第 11 条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第 12 条 特約の失効および同時消滅

7. 特約の復活

- 第 13 条 特約の復活

8. 特約の解約

- 第 14 条 特約の解約

9. 解約返戻金

- 第 15 条 解約返戻金

10. 契約者配当

- 第 16 条 契約者配当

11. 保険料の未経過期間に対応した金額の返還

- 第 17 条 保険料の未経過期間に対応した金額の返還

12. 請求手続

- 第 18 条 請求手続

13. 短期入院給付金等の支払時期・場所

- 第 19 条 短期入院給付金等の支払時期・場所

14. 契約内容の登録

- 第 20 条 契約内容の登録

15. 主約款の準用

- 第 21 条 主約款の準用

16. 特則

- 第 22 条 中途付加の場合の特則
- 第 23 条 特別条件特約付加の場合の特則
- 第 24 条 主契約が定期保険の場合の特則

別表 1 必要書類

別表 2 対象となる感染症

無配当短期入院特約

(保険期間 1 年)

この特約の趣旨

この特約は、つぎの給付を行うことによって、被保険者が疾病もしくは不慮の事故により短期の入院をした場合の保障を確保することを目的とするものです。

(1) 短期疾病入院給付金または短期災害入院給付金

被保険者が、この特約の保険期間中に疾病または不慮の事故により 2 日以上入院したときに所定の入院期間に対し支払います。

(2) 保険料の払込免除

主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込を免除します。

1. 総則

第 1 条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、無配当医療特約（以下「主特約」といいます。）とあわせて主契約に付加して締結します。

第 2 条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第 3 条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は 1 年とします。

2. 短期入院給付金の支払

第 4 条 (短期入院給付金の支払)

1 この特約において支払う短期疾病入院給付金および短期災害入院給付金（以下これらを総称するときは「短期入院給付金」といいます。）は、つぎのとおりです。

名称	短期入院給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人 支払事由に該当しても短期入院給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
短期 疾 病 入 院 給 付 金	<p>被保険者が、この特約の保険期間（この特約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。以下同様とします。）中につぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(1) 被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、主特約の入院給付日額の増額が行われた場合の増額部分については、最後の入院給付日額の増額の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする入院（主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の別表1に定めるところによります。以下同様とします。）であること</p> <p>① 疾病（異常分娩（主特約条項の別表5に定めるところによります。）を含みます。以下同様とします。）</p> <p>② 不慮の事故（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表3に定めるところによります。以下、「不慮の事故」といいます。）以外の外因による傷害</p> <p>③ 不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院に限ります。）</p> <p>(2) 治療を目的とした入院であること</p> <p>(3) 病院または診療所（主特約条項の別表1に定めるところによります。以下同様とします。）における入院であること</p> <p>(4) この特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上であること</p>	<p>(1) 入院1回につき、 （主特約の入院給付日額） × （入院日数。ただし、その入院に対し、主特約の入院給付金が支払われる期間を除きます。）</p> <p>(2) 入院中に主特約の入院給付日額が変更されたときは、各日現在の入院給付日額によります（以下同様とします。）</p>	<p>つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の薬物依存（主特約条項の別表1に定めるところによります。）</p> <p>(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(8) 被保険者の頸部症候群または腰痛でいずれも他覚所見のないもの</p> <p>(9) 指定代理請求人の故意</p>

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
短期災害入院給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中につきの条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(1) 被保険者の責任開始期以後に生じた不慮の事故を直接の原因とする入院であること</p> <p>(2) 不慮の事故による傷害の治療を目的としている入院であること</p> <p>(3) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること</p> <p>(4) 病院または診療所における入院であること</p> <p>(5) 同一の不慮の事故によるこの特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上であること</p>	<p>同一の不慮の事故による入院1回につき、</p> <p>(主特約の入院給付日額)</p> <p>×</p> <p>(入院日数。ただし、その入院に対し、主特約の入院給付金が支払われる期間を除きます。)</p>	被保険者	<p>つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者の頸部症候群または腰痛でいずれも他覚所見のないもの</p> <p>(8) 指定代理請求人の故意</p>

- 2 短期入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または短期入院給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 3 入院がつぎの時を含んで継続している場合は、その時以後の入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
 - (1) この特約の保険期間満了の時
 - (2) 主契約の高度障害保険金の支払によりこの特約が消滅した時
- 4 被保険者が、同一の疾病、不慮の事故または不慮の事故以外の外因（これらと因果関係があると会社が認めたものを含め、主特約条項の別表1によります。）を直接の原因として短期疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、短期疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 5 被保険者が、同一の不慮の事故を直接の原因として短期災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- 6 被保険者が、短期疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合に、入院開始時に異なる疾病（不慮の事故（不慮の事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院に限ります。）および不慮の事故以外の外因を含みます。以下、本項において同様とします。）を併発していたときまたは入院中に異なる疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。
- 7 被保険者が2以上の不慮の事故により入院したときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」

といいます。)に対する短期災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する短期災害入院給付金は支払いません。

- (2) 第1号にかかわらず、その入院中に主たる不慮の事故により短期災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する短期災害入院給付金額は、第1項にかかわらず、主たる不慮の事故により短期災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付日額を乗じた金額とします。
- 8 短期疾病入院給付金の支払事由と短期災害入院給付金の支払事由が重複して生じた場合には、短期災害入院給付金が支払われる期間に対しては、短期疾病入院給付金は支払いません。
- 9 被保険者が、短期災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始した場合、短期災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、短期疾病入院給付金額は、第1項にかかわらず、短期災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付日額を乗じた金額とします。
- 10 被保険者が、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなします。
- 11 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた疾病または不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害を原因として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年を経過（この特約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。）した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- 12 短期入院給付金が支払われた後に、その入院に対し、主特約条項の規定により主特約の入院給付金が支払われる期間がある場合は、その期間に対する短期入院給付金は支払われなかったものとして取り扱い、支払うべき主特約の入院給付金から、既に支払われた短期入院給付金を差し引きます。
- 13 主特約条項第4条第1項の「通院給付金の支払事由」に関する規定中、「疾病入院給付金または災害入院給付金」には短期疾病入院給付金および短期災害入院給付金を含みます。
- 14 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項にかかわらず、保険契約者を短期入院給付金の受取人とします。
- 15 被保険者が死亡した場合、短期入院給付金および通院給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの第1号から第4号までに定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、短期入院給付金および通院給付金の受取人が法人である場合を除きます。
- (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が2人以上いる場合にはその協議により定めた者）
- (2) 第1号に該当する者がいない場合
指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において主特約第20条第2項第1号に定める範囲内であることを要します。）
- (3) 第1号および第2号に該当する者がいない場合
配偶者
- (4) 第1号から第3号までに該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 16 第15項により、会社が短期入院給付金および通院給付金を被保険者の法定相続人の代表

者に支払った場合には、その後重複してその短期入院給付金および通院給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

17 故意に短期入院給付金および通院給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第15項に定める代表者としての取扱を受けることはできません。

18 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に短期疾病入院給付金または短期災害入院給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

(1) この特約の締結（この特約の中途付加を含みます。）、復活または主特約の入院給付日額の増額の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で短期疾病入院給付金または短期災害入院給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。

(2) その傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等の健康状態を評価することで疾患の予防および早期発見に役立てることを目的として行う診察、検査または検診において異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は短期疾病入院給付金または短期災害入院給付金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

第4条にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合に、これらの事由により入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めるときは、会社は、その程度に応じ、給付金を削減して支払うかまたは給付金を支払わないことがあります。

第6条（短期入院給付金の給付限度）

1 短期入院給付金は、つぎの支払日数（短期入院給付金が支払われる日数をいいます。以下同様とします。）をもって限度とします。

(1) 短期疾病入院給付金の支払日数は、継続した1回の入院については4日を限度とし、この特約の保険期間を通じて通算60日を限度とします。

(2) 短期災害入院給付金の支払日数は、同一の不慮の事故による入院については4日を限度とし、この特約の保険期間を通じて通算60日を限度とします。

2 短期入院給付金の支払日数が第1項第1号および第2号に該当したときは、この特約は消滅します。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

4. 告知義務・特約の解除

第8条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の第7条（告知義務）、第8条（告知義務違反による解除）および第9条（保険契約を解除できない場合）に関する規定を準用します。この場合、主約款の規定中「保険契約」、「保険金」とあるのは、それぞれ「特約」、「給付金」と読み替えます。

5. 重大事由による解除

第9条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約または特約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる入院給付日額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (7) 会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が発生した後においても、第1項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金（第1項第4号のみに該当した場合で、

第1項第4号①から⑤までに該当した者が給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下、本項について同様とします。)の支払または払込免除事由による保険料の払込免除は行いません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

- 3 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人に通知します。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および同時消滅

第10条 (特約保険料の払込)

- 1 保険契約者は、この特約の保険料を、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- 2 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- 3 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同様とします。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日までに短期入院給付金の支払事由が生じたときは、未払込の保険料を短期入院給付金から差し引きます。
- 4 第3項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合にこの未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失ったものとし、短期入院給付金を支払いません。
- 5 この特約の保険料がその払込期月に属する契約日の応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（主契約の保険金を支払うときは、その受取人）に払い戻します。

第11条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 1 猶予期間中に短期入院給付金の支払事由が生じたときは、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同様とします。）を短期入院給付金から差し引きます。
- 2 第1項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に保険料の払込がないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失ったものとし、短期入院給付金を支払いません。

第12条 (特約の失効および同時消滅)

- 1 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- 2 主契約もしくは主特約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

7. 特約の復活

第13条（特約の復活）

- 1 主契約の復活の請求の際に保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約の解約

第14条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 この特約が解約されたときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

9. 解約返戻金

第15条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

10. 契約者配当

第16条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

11. 保険料の未経過期間に対応した金額の返還

第17条（保険料の未経過期間に対応した金額の返還）

保険料払込方法が年払または半年払の場合であり、かつ、以下の各号のいずれかに定める事由が更新日前に生じた場合（11か月目の月単位の応当日以後年単位の応当日までに生じた場合（年払または半年払の場合）または5か月目の月単位の応当日以後6か月目の月単位の応当日までに生じた場合（半年払の場合）を除きます。）は、保険料の未経過期間に対応した会社所定の方法により計算した額を、保険契約者（保険契約者が死亡している場合は、死亡保険金受取人）に返還します。ただし、第7条（特約保険料の払込免除）の規定により保険料の払込が免除された後の期間に、以下の各号のいずれかに定める事由が生じた場合は、返還しません。

- (1) 死亡保険金または高度障害保険金が支払われたことにより、保険契約が消滅した場合
- (2) つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われない場合
 - ① 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内（保険契約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。）に被保険者が自殺した場合
 - ② 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人が保険契約者である場合を除きます。）が故意に被保険者を死亡させた場合
- (3) 主特約の入院給付日額が減額された場合
- (4) 第6条（短期入院給付金の給付限度）の規定によりこの特約が消滅した場合

- (5) 第7条（特約保険料の払込免除）の規定により特約保険料の払込が免除された場合
- (6) 第8条（告知義務および告知義務違反による解除）の規定によりこの特約が解除された場合
- (7) 第9条（重大事由による解除）の規定によりこの特約が解除された場合
- (8) 第12条（特約の失効および同時消滅）の規定によりこの特約が失効または消滅した場合
- (9) 第14条（特約の解約）の規定によりこの特約が解約された場合

12. 請求手続

第18条（請求手続）

この特約の短期入院給付金の請求手続については、主特約の請求手続に関する規定を準用します。この場合、別表1の必要書類を提出して請求してください。

13. 短期入院給付金等の支払時期・場所

第19条（短期入院給付金等の支払時期・場所）

この特約の短期入院給付金等の支払時期および場所については、主約款の保険金等の支払時期・場所に関する規定を準用します。

14. 契約内容の登録

第20条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日（復活、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同様とします。）
 - (5) 当会社名
- 2 第1項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給

付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。

- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同様とします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

15. 主約款の準用

第21条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

16. 特則

第22条（中途付加の場合の特則）

- 1 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を主特約とあわせて（既に主特約が締結されている場合を含みます。）締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 2 中途付加は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 会社が中途付加を承諾したときは、この特約の第1回保険料を払い込んでください。
 - (2) 会社は、つぎの時からこの特約の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後に、その承諾した日の属する月の末日までに、この特約の第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時
 - ② 中途付加を承諾した後に、その承諾した日の属する月の翌月末日までに、この特約の第1回保険料を受け取った場合
承諾した日の属する月の翌月1日
 - (3) この特約の第1回保険料の払込
 - ① この特約の第1回保険料は、主約款に定める保険料払込方法（経路）にしたがい払い込んでください。

- ② この特約の第1回保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
- イ 保険契約者から更新の際に中途付加の申出があり、会社が更新日前にこれを承諾した場合には、主約款に定める保険料払込の猶予期間
 - ロ イ以外の場合には、会社の定めた払込日の属する月の末日まで
- ③ 猶予期間中または第2号②の責任開始の時からこの特約の第1回保険料が払い込まれるまでの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款に定める「猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱」に関する規定を準用します。
- ④ 猶予期間中にこの特約の第1回保険料の払込がないときは中途付加はなかったものとして扱います。
- (4) 保険期間
この特約の保険期間は、会社所定の範囲内で定めます。
- (5) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
- 3 この特約を中途付加したときは、新たな保険証券を発行せず、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第23条（特別条件特約付加の場合の特則）

- 1 特別条件特約第2条（特約による条件）第1項第3号の特定疾病不支払方法または特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といい、この特約が更新された場合には、更新前の特定期間と更新後の特定期間は継続されたものとして扱います。）中に行った入院および通院に関しては、つぎのとおりとします。
- (1) 会社指定の特定の疾病（以下「特定疾病」といい、これと医学上重要な関係にあると会社が認めた疾病を含みます。）または会社指定の特定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた疾病（第4条（短期入院給付金の支払）第1項に定める事由を含め、別表2に定める感染症を除きます。）によるときは、短期疾病入院給付金または通院給付金を支払いません。
 - (2) 特定期間の満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間の満了日の翌日からの入院日数が継続して2日以上あるときは、第1号にかかわらず、その満了日の翌日からの入院に対して第4条（短期入院給付金の支払）により短期疾病入院給付金を支払います。
 - (3) 特定疾病以外の疾病または特定部位以外の部位に生じた疾病（第4条（短期入院給付金の支払）第1項に定める事由を含みます。以下本号において同様とします。）を併発した場合、その併発日以後のその疾病による入院が継続して2日以上あるときは、第1号にかかわらず、その併発日以後の入院に対して第4条（短期入院給付金の支払）により短期疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、会社が、その併発した疾病のみによっても入院する必要があると認めた場合に限りです。
 - (4) 第2号または第3号によって短期疾病入院給付金が支払われる場合には、第1号にかかわらず、その疾病の治療を目的とした通院に対して第4条（短期入院給付金の支払）第13項により通院給付金を支払います。
- 2 特定期間、特定疾病および特定部位は、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第24条（主契約が定期保険の場合の特則）

この特約が無配当定期保険に付加されているときは、主契約の更新に際して、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約は主契約とともに更新されます。
- (2) 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、この特約と同等の会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、短期入院給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとして扱います。

別表1 必要書類

項 目	必 要 書 類
短期疾病入院給付金の支払 (第4条)	① 会社所定の請求書 ② 会社所定の様式による医師の診断書 ③ 被保険者の住民票または会社が必要と認めた場合は戸籍抄本 ④ 短期入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ⑤ 保険証券
短期災害入院給付金の支払 (第4条)	① 会社所定の請求書 ② 不慮の事故であることを証する書類 ③ 会社所定の様式による医師の診断書 ④ 被保険者の住民票または会社が必要と認めた場合は戸籍抄本 ⑤ 短期入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ⑥ 保険証券
短期入院給付金の指定代理請求 (第18条)	① 上記の必要書類 ② 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 ③ 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
解約 (第14条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (注) 病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りま す。	U04

無配当ガン医療特約目次

(保険期間 1年)

この特約の趣旨

1. 総則
 - 第1条 特約の締結
 - 第2条 特約の責任開始期
 - 第3条 特約の保険期間および保険料払込期間
 - 第4条 ガンの定義および診断確定
 2. 特約給付金の支払
 - 第5条 特約給付金の支払
 3. 特約保険料の払込免除
 - 第6条 特約保険料の払込免除
 4. 給付責任開始期前のガンの診断確定による無効
 - 第7条 給付責任開始期前のガンの診断確定による無効
 5. 告知義務・特約の解除
 - 第8条 告知義務および告知義務違反による解除
 6. 重大事由による解除
 - 第9条 重大事由による解除
 7. 特約保険料の払込・特約の失効および同時消滅
 - 第10条 特約保険料の払込
 - 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
 - 第12条 特約の失効および同時消滅
 8. 特約の復活
 - 第13条 特約の復活
 9. 特約内容の変更
 - 第14条 ガン入院給付日額またはガン通院給付日額の減額
 - 第15条 ガン入院給付日額またはガン通院給付日額の増額
 10. 特約の解約
 - 第16条 特約の解約
 11. 解約返戻金
 - 第17条 解約返戻金
 12. 契約者配当
 - 第18条 契約者配当
 13. 保険料の未経過期間に対応した金額の返還
 - 第19条 保険料の未経過期間に対応した金額の返還
 14. 請求手続
 - 第20条 請求手続
 15. 特約給付金等の支払時期・場所
 - 第21条 特約給付金等の支払時期・場所
 16. 主約款の準用
 - 第22条 主約款の準用
 17. 特則
 - 第23条 中途付加の場合の特則
 - 第24条 特別条件特約付加の場合の特則
 - 第25条 主契約が定期保険の場合の特則
- 別表 1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物
- 別表 2 入院、通院および病院または診療所
- 別表 3 対象となる手術および手術給付割合表
- 別表 4 必要書類

無配当ガン医療特約

(保険期間 1年)

この特約の趣旨

この特約は、つぎの給付を行うことによって、被保険者がガンにより入院した場合、退院後に通院した場合または手術を受けた場合の保障を確保することを目的とするものです。

(1) ガン診断給付金

被保険者が、この特約の給付責任開始期以後にガンと診断確定され、保険期間中に、そのガンにより入院したときに支払います。

(2) ガン入院給付金

被保険者が、この特約の給付責任開始期以後にガンと診断確定され、保険期間中に、そのガンにより入院を開始したときに支払います。

(3) ガン通院給付金

被保険者が、ガン入院給付金が支払われる入院をし、退院後120日以内に通院をしたときに支払います。

(4) ガン手術給付金

被保険者が、この特約の給付責任開始期以後にガンと診断確定され、保険期間中に所定のガン手術を受けたときに支払います。

(5) 保険料の払込免除

主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込を免除します。

1. 総則

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。

- (1) ガン診断給付金、ガン入院給付金、ガン通院給付金およびガン手術給付金（以下これらを総称する場合は「給付金」といいます。）については、主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日（以下「給付責任開始日」といいます。）とします。
- (2) 保険料の払込の免除については、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は1年とします。

第4条 (ガンの定義および診断確定)

- 1 この特約において「ガン」とは、別表1に定める悪性新生物および上皮内新生物をいいます。
- 2 ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師または歯科医師によってされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

2. 特約給付金の支払

第5条（特約給付金の支払）

1 この特約において支払う給付金は、つぎのとおりです。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン診断給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間（この特約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとし、以下同様とします。）中につぎの条件のすべてを満たす入院を開始したとき</p> <p>(1) 給付責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、ガン入院給付日額の増額が行われた場合のガン入院給付日額の増額部分については、最後のガン入院給付日額の増額の際の給付責任開始期とします。以下同様とします。）以後に診断確定されたガンを直接の原因とする入院（別表2に定めるところによります。以下同様とします。）であること</p> <p>(2) ガンの治療を目的とした入院であること</p> <p>(3) 病院または診療所（別表2に定めるところによります。以下同様とします。）における入院であること</p>	<p>(1) (ガン入院給付日額) × 100</p> <p>(2) ガンの治療を開始した日現在のガン入院給付日額によります</p>	被 保 険 者
ガン入院給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中につぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(1) 給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする入院であること</p> <p>(2) ガンの治療を目的とした入院であること</p> <p>(3) 病院または診療所における入院であること</p>	<p>(1) (ガン入院給付日額) × (入院日数)</p> <p>(2) 入院中にガン入院給付日額が変更されたときは、各日現在のガン入院給付日額によります（以下同様とします。）</p>	被 保 険 者

名称	支払事由	支払額	受取人
ガン通院給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中につきの条件のすべてを満たす通院をしたとき</p> <p>(1) ガン入院給付金の支払われる入院（以下「入院」といいます。）の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の通院（別表2に定めるところにより、往診を含みます。以下同様とします。）であること</p> <p>(2) 入院の直接の原因となったガンの治療を直接の目的とした通院であること</p> <p>(3) 病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。）への通院であること</p>	<p>(1) (ガン通院給付日額) × (通院期間内の通院日数)</p> <p>(2) 通院中にガン通院給付日額が変更されたときは、各日現在のガン通院給付日額によります</p>	被 保 者
ガン手術給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中につきの条件のすべてを満たす手術を受けたとき</p> <p>(1) 給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする手術であること</p> <p>(2) ガンの治療を目的とした手術（別表3に定めるところによります。以下同様とします。）であること</p> <p>(3) 手術給付割合表（別表3に定めるところによります。以下同様とします。）に定めるうちいずれかの手術であること</p> <p>(4) 病院または診療所で受けた手術であること</p>	<p>手術1回につき、 (ガン入院給付日額) × (手術給付割合表に定める倍率)</p>	被 保 者

- 2 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 3 第1項の入院がつぎの時を含んで継続している場合は、その時以後の入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。また、第1項の通院期間がつぎの時を含んでいる場合は、その時以後のその通院期間中の通院をこの特約の保険期間中の通院とみなします。
 - (1) この特約の保険期間満了の時
 - (2) 主契約の高度障害保険金の支払によりこの特約が消滅した時
- 4 被保険者が、ガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内にガン診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項にかかわらず、ガン診断給付金を支払いません。
- 5 被保険者が、ガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にガン入院給付金の支払事由に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなしてガン診断給付金を支払います。
- 6 被保険者が、ガン以外を直接の原因とする入院中にガンの治療を開始したと会社が認められたときは、その治療を開始した日にガンを直接の原因とする入院を開始したものとみなし

- ます。
- 7 被保険者が同一の日に2回以上第1項の通院をしたときは、ガン通院給付金を重複しては支払いません（この場合、1回の通院とみなして取り扱います。）。
 - 8 被保険者が、入院給付金（他の特約の入院によって支払われる入院給付金等を含みます。）の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否とにかかわらず、ガン通院給付金は支払いません。
 - 9 被保険者が再入院をすることにより、新たな通院期間が定められる場合には、第1項にかかわらず、すでに定められた通院期間は、その再入院した日の前日に終了したものとします。
 - 10 ガン通院給付金は、つぎの支払日数（ガン通院給付金が支払われる日数をいいます。以下同様とします。）をもって限度とします。
 - (1) 1回の入院のその通院についての支払日数は、30日とします。
 - (2) この特約の保険期間を通じての支払日数は、通算730日とします。
 - 11 被保険者が、別表3の対象となる手術の種類のうち同時に2以上の種類の手術を受けたときは、最も倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
 - 12 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項にかかわらず、保険契約者をこの給付金の受取人とします。
 - 13 被保険者が死亡した場合、給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの第1号から第4号までに定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が2人以上いる場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 第1号に該当する者がいない場合
指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において第20条第2項第1号に定める範囲内であることを要します。）
 - (3) 第1号および第2号に該当する者がいない場合
配偶者
 - (4) 第1号から第3号までに該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
 - 14 第13項により、会社が給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - 15 故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第13項に定める代表者としての取扱を受けることはできません。

3. 特約保険料の払込免除

第6条（特約保険料の払込免除）

- 1 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- 2 会社は、この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン入院給付日額およびガン通院給付日額の増額は行いません。

4. 給付責任開始期前のガンの診断確定による無効

第7条（給付責任開始期前のガンの診断確定による無効）

- 1 被保険者が告知（復活、ガン入院給付日額またはガン通院給付日額の増額の際の告知を含みます。以下本条において同様とします。）時以前または告知時から給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者、被保険者および給付金の受取人の、その事実の知、不知にかかわらず、また、給付金の支払事由もしくは保険料払込の免除事由に該当しても、この特約は無効とします。
- 2 第1項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのとおり取り扱います。
 - (1) 告知時以前に被保険者がガンと診断確定されていた事実を保険契約者、被保険者および給付金の受取人のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に被保険者がガンと診断確定されていた事実を保険契約者、被保険者および給付金の受取人のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (3) 告知時から給付責任開始期までに被保険者が初めてガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
- 3 本条の適用がある場合には、第8条（告知義務および告知義務違反による解除）および第9条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

5. 告知義務・特約の解除

第8条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の第7条（告知義務）、第8条（告知義務違反による解除）および第9条（保険契約を解除できない場合）に関する規定を準用します。この場合、主約款の規定中「保険契約」、「保険金」とあるのは、それぞれ「特約」、「給付金」と読み替えます。

6. 重大事由による解除

第9条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号に定めるいずれかの事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約または特約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかるガン入院給付日額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしている

- と認められること
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- (6) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- (7) 会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が発生した後においても、第1項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金(第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号①から⑤までに該当した者が給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下、本項について同様とします。)の支払または払込免除事由による保険料の払込免除は行いません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人に通知します。

7. 特約保険料の払込・特約の失効および同時消滅

第10条（特約保険料の払込）

- 1 保険契約者は、この特約の保険料を、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- 2 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、給付金を支払いません。
- 3 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同様とします。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じたときは、未払込の保険料を給付金から差し引きます。
- 4 第3項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合にこの未払込の保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失ったものとし、給付金を支払いません。
- 5 この特約の保険料がその払込期月に属する契約日の応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契

約者（主契約の保険金を支払うときは、その保険金の受取人）に払い戻します。

第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 1 猶予期間中に給付金の支払事由が生じたときは、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同様とします。）を給付金から差し引きます。
- 2 第1項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に保険料の払込がないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失ったものとし、給付金を支払いません。

第12条（特約の失効および同時消滅）

- 1 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- 2 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

8. 特約の復活

第13条（特約の復活）

- 1 主契約の復活の請求の際に保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしてします。
- 2 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。
- 3 この特約が復活した場合には、会社はつぎの時からこの特約の給付金の責任を負います。
 - (1) 主契約の復活の際の責任開始期が給付責任開始期前であるときは、給付責任開始期
 - (2) 主契約の復活の際の責任開始期が給付責任開始期以降であるときは、主契約の復活の際の責任開始期

9. 特約内容の変更

第14条（ガン入院給付日額またはガン通院給付日額の減額）

- 1 保険契約者は、会社が定める取扱いにもとづき、いつでも将来に向かって、ガン入院給付日額またはガン通院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後のガン入院給付日額およびガン通院給付日額は、会社の定める金額を下まわることとはできません。
- 2 主契約の死亡保険金額が減額されたことにより、ガン入院給付日額が会社の定める限度をこえるにいたったときは、会社は、ガン入院給付日額を会社の定める限度まで減額します。
- 3 ガン入院給付日額が減額されたことにより、ガン通院給付日額が会社の定める限度をこえるにいたったときは、会社は、ガン通院給付日額を会社の定める限度まで減額します。
- 4 ガン入院給付日額またはガン通院給付日額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとし、将来の保険料を変更します。
- 5 ガン入院給付日額またはガン通院給付日額が減額されたときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第15条（ガン入院給付日額またはガン通院給付日額の増額）

- 1 保険契約者は、会社が定める取扱いにもとづき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、ガン入院給付日額またはガン通院給付日額を増額することができます。
- 2 会社がガン入院給付日額またはガン通院給付日額の増額を承諾したときは、増額後保険料を払い込んでください。
- 3 ガン入院給付日額またはガン通院給付日額が増額された場合には、会社は、つぎの時からガン入院給付日額またはガン通院給付日額の増額部分について責任を負います。
 - (1) 給付金については、つぎの①または②の時の属する日を含めて90日を経過した日の翌日とします。
 - ① ガン入院給付日額またはガン通院給付日額の増額を承諾した後に、その承諾した日の属する月の末日までに、増額後保険料を受け取った場合
増額後保険料を受け取った時
 - ② ガン入院給付日額またはガン通院給付日額の増額を承諾した後に、その承諾した日の属する月の翌月末日までに、増額後保険料を受け取った場合
承諾した日の属する月の翌月1日
 - (2) 保険料の払込の免除については、第1号の①または②の時とします。
- 4 増額後保険料の払込
 - (1) 第2項の増額後保険料は、主約款に定める保険料払込方法（経路）にしたがい払い込んでください。
 - (2) 第2項の増額後保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 - ① 保険契約者から更新の際に増額の申出があり、会社が更新日前にこれを承諾した場合には、主約款に定める保険料払込の猶予期間
 - ② ①以外の場合には、会社の定めた払込日の属する月の末日まで
 - (3) 猶予期間中または第3項第2号の責任開始の時から第2項の増額後保険料が払い込まれるまでの間に、保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款に定める「猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱」に関する規定を準用します。
 - (4) 猶予期間中に第2項の増額後保険料の払込がないときは増額はなかったものとします。
- 5 第3項により会社が責任を開始する日を「増額日」とします。
- 6 ガン入院給付日額またはガン通院給付日額が増額されたときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

10. 特約の解約

第16条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 この特約が解約されたときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

11. 解約返戻金

第17条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

12. 契約者配当

第18条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

13. 保険料の未経過期間に対応した金額の返還

第19条（保険料の未経過期間に対応した金額の返還）

保険料払込方法が年払または半年払の場合であり、かつ、以下の各号のいずれかに定める事由が更新日前に生じた場合（11か月目の月単位の応当日以後年単位の応当日までに生じた場合（年払または半年払の場合）または5か月目の月単位の応当日以後6か月目の月単位の応当日までに生じた場合（半年払の場合）を除きます。）は、保険料の未経過期間に対応した会社所定の方法により計算した額を、保険契約者（保険契約者が死亡している場合は、死亡保険金受取人）に返還します。ただし、第6条（特約保険料の払込免除）の規定により保険料の払込が免除された後の期間に、以下の各号のいずれかに定める事由が生じた場合は、返還しません。

- (1) 死亡保険金または高度障害保険金が支払われたことにより、保険契約が消滅した場合
- (2) つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われない場合
 - ①責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内（保険契約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。）に被保険者が自殺した場合
 - ②死亡保険金受取人（死亡保険金受取人が保険契約者である場合を除きます。）が故意に被保険者を死亡させた場合
- (3) 第6条（特約保険料の払込免除）の規定により特約保険料の払込が免除された場合
- (4) 第8条（告知義務および告知義務違反による解除）の規定によりこの特約が解除された場合
- (5) 第9条（重大事由による解除）の規定によりこの特約が解除された場合
- (6) 第12条（特約の失効および同時消滅）の規定によりこの特約が失効または消滅した場合
- (7) 第14条（ガン入院給付日額またはガン通院給付日額の減額）の規定によりガン入院給付日額またはガン通院給付日額が減額された場合
- (8) 第16条（特約の解約）の規定によりこの特約が解約された場合

14. 請求手続

第20条（請求手続）

- 1 この特約にもとづく支払および変更は、別表4の必要書類を提出して請求してください。
- 2 被保険者が給付金を請求できない特別な事情（以下「特別な事情」といいます。）がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（この特約では「指定代理請求人」といいます。）が、被保険者の代理人としてこの特約の給付金の支払を請求することができます。ただし、この特約の給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 特別な事情がある場合とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。
 - ① この特約の給付金の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - ② 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - ③ その他①および②に準じる状態であると会社が認めた場合

- (2) 指定代理請求人はつぎの範囲内で1人の者とします。
- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の3親等内の親族
- (3) この特約の給付金が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払後にこの特約の給付金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (4) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、第2号に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。
- (5) 指定代理請求人がこの特約の給付金の支払を請求する場合には、指定代理請求人は請求時において第2号の範囲内であることを要します。
- (6) 第4号の場合、指定代理請求人の変更は、保険証券に表示または会社からの通知を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。
- 3 主約款の保険金等の支払時期・場所に関する規定の第2項各号に規定する確認が必要な場合に、保険契約者、被保険者または給付金の受取人（指定代理請求人が代理人として給付金を請求する場合には、その指定代理請求人を含みます。）が、会社からのその確認について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得てその確認が終わるまで給付金等を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。この場合には、会社は、給付金等の支払または保険料の払込免除の遅滞の責を負いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に取り扱いします。

15. 特約給付金等の支払時期・場所

第21条（特約給付金等の支払時期・場所）

この特約の給付金等の支払時期および場所については、主約款の保険金等の支払時期・場所に関する規定を準用します。

16. 主約款の準用

第22条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

17. 特則

第23条（中途付加の場合の特則）

- 1 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を主特約とあわせて（既に主特約が締結されている場合を含みます。）締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 2 中途付加は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 会社が中途付加を承諾したときは、この特約の第1回保険料を払い込んでください。
 - (2) 会社は、つぎの時からこの特約の責任を負います。
 - ① 給付金については、つぎのイまたはロの時の属する日（以下「中途付加日」といいます。）を含めて90日を経過した日の翌日とします。
 - イ 中途付加を承諾した後に、その承諾した日の属する月の末日までに、この特約の第1回保険料を受け取った場合
 - ロ この特約の第1回保険料を受け取った時

- 中途付加を承諾した後に、その承諾した日の属する月の翌月末日までに、この特約の第1回保険料を受け取った場合
 - 承諾した日の属する月の翌月1日
- ② 保険料の払込の免除については、①のイまたは□の時とします。
- (3) この特約の第1回保険料の払込
 - ① この特約の第1回保険料は、主約款に定める保険料払込方法（経路）にしたがい払い込んでください。
 - ② この特約の第1回保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 - イ 保険契約者から更新の際に中途付加の申出があり、会社が更新日前にこれを承諾した場合には、主約款に定める保険料払込の猶予期間
 - イ以外の場合には、会社の定めた払込日の属する月の末日まで
 - ③ 猶予期間中または第2号②の責任開始の時からこの特約の第1回保険料が払い込まれるまでの間に、保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款に定める「猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱」に関する規定を準用します。
 - ④ 猶予期間中にこの特約の第1回保険料の払込がないときは中途付加はなかったものとします。
- (4) 保険期間
 - この特約の保険期間は、会社所定の範囲内で定めます。
- (5) 保険料の計算
 - この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
- 3 この特約を中途付加したときは、新たな保険証券を発行せず、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第24条（特別条件特約付加の場合の特則）

- 1 特別条件特約第2条（特約による条件）第1項第3号の特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といい、この特約が更新された場合には、更新前の特定期間と更新後の特定期間は継続されたものとします。）中に行った入院、通院および手術に関しては、つぎのとおりとします。
 - (1) 会社指定の特定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じたガンによるときは、ガン診断給付金、ガン入院給付金、ガン通院給付金またはガン手術給付金を支払いません。
 - (2) 特定期間の満了日を含んで継続して入院した場合、第1号にかかわらず、特定期間の満了日の翌日からの入院に対して第5条（特約給付金の支払）によりガン診断給付金およびガン入院給付金を支払います。
 - (3) 特定部位以外の部位に生じたガンを併発した場合、第1号にかかわらず、その併発日以後の入院に対して第5条（特約給付金の支払）によりガン診断給付金およびガン入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、会社が、その併発したガンのみによっても入院する必要があると認めた場合に限りです。
 - (4) 第2号または第3号によってガン入院給付金が支払われる場合には、第1号にかかわらず、そのガンの治療を目的とした通院に対して第5条（特約給付金の支払）によりガン通院給付金を支払います。
- 2 特定期間および特定部位は、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第25条（主契約が定期保険の場合の特則）

この特約が無配当定期保険に付加されているときは、主契約の更新に際して、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約は主契約とともに更新されます。
- (2) 更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、この特約と同等の会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとしします。

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

1. 悪性新生物

分類項目	基本分類コード
(1) 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
(2) 消化器の悪性新生物	C15-C26
(3) 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
(4) 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
(5) 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
(6) 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
(7) 乳房の悪性新生物	C50
(8) 女性性器の悪性新生物	C51-C58
(9) 男性性器の悪性新生物	C60-C63
(10) 尿路の悪性新生物	C64-C68
(11) 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72
(12) 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
(13) 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
(14) リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
(15) 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97

2. 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード
上皮内新生物	D00-D07、D09

備考

上皮内新生物とは、1987年国際対がん連合（UICC）により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類改定第4版」で、病期分類が0期の上皮内癌を含みます。したがって、大腸粘膜内癌等は、上皮内新生物として取り扱います。

別表2 入院、通院および病院または診療所

- 1 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 2 「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、3に

定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます（往診を含みます。）。

- 3 「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。
 - (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 - (2) 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設
- 4 「治療を目的とする通院」には、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院などは該当しません。

別表3 対象となる手術および手術給付割合表

「手術」とは、別表1に定める悪性新生物または上皮内新生物の治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～5を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	ガン入院給付日額に対する倍率
1.	悪性新生物根治手術または上皮内新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
2.	その他の悪性新生物手術または上皮内新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
3.	悪性新生物温熱療法または上皮内新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
4.	悪性新生物根治放射線照射または上皮内新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
5.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（悪性新生物または上皮内新生物の治療を目的としたもので、検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

別表4 必要書類

項目	必要書類
ガン診断給付金の支払 ガン入院給付金の支払 (第5条)	① 会社所定の請求書 ② 会社所定の様式による医師の診断書および入院証明書 ③ 被保険者の住民票または会社が必要と認めた場合は戸籍抄本 ④ 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ⑤ 保険証券
ガン通院給付金の支払 (第5条)	① 会社所定の請求書 ② 会社所定の様式による医師の診断書 ③ 会社所定の様式による通院証明書 ④ 被保険者の住民票または会社が必要と認めた場合は戸籍抄本 ⑤ 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ⑥ 保険証券
ガン手術給付金の支払 (第5条)	① 会社所定の請求書 ② 会社所定の様式による医師の診断書および手術証明書 ③ 被保険者の住民票または会社が必要と認めた場合は戸籍抄本 ④ 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ⑤ 保険証券
給付金の指定代理請求 (第20条)	① 上記の必要書類 ② 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 ③ 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
ガン入院給付日額または ガン通院給付日額の減額 (第14条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
ガン入院給付日額または ガン通院給付日額の増額 (第15条)	① 会社所定の請求書 ② 被保険者についての会社所定の告知書 ③ 保険契約者の印鑑証明書 ④ 保険証券
解約 (第16条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
指定代理請求人の変更 (第21条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

無配当就業不能保障特約目次

(保険期間 1 年)

この特約の趣旨

1. 総則
 - 第 1 条 特約の締結
 - 第 2 条 特約の責任開始期
 - 第 3 条 特約の保険期間および保険料払込期間
2. 就業不能保険金の支払
 - 第 4 条 就業不能保険金の支払
 - 第 5 条 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例
 - 第 6 条 就業不能保険金の支払限度
3. 特約保険料の払込免除
 - 第 7 条 特約保険料の払込免除
4. 告知義務・特約の解除
 - 第 8 条 告知義務および告知義務違反による解除
5. 重大事由による解除
 - 第 9 条 重大事由による解除
6. 通知義務
 - 第 10 条 被保険者の証券記載業務の変更
7. 特約保険料の払込・特約の失効および同時消滅
 - 第 11 条 特約保険料の払込
 - 第 12 条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
 - 第 13 条 特約の失効および同時消滅
8. 特約の復活
 - 第 14 条 特約の復活
9. 特約内容の変更
 - 第 15 条 就業不能保険金月額額の減額
 - 第 16 条 就業不能保険金月額額の増額
10. 特約の解約
 - 第 17 条 特約の解約

11. 解約返戻金
 - 第 18 条 解約返戻金
12. 契約者配当
 - 第 19 条 契約者配当
13. 保険料の未経過期間に対応した金額の返還
 - 第 20 条 保険料の未経過期間に対応した金額の返還
14. 請求手続
 - 第 21 条 請求手続
15. 就業不能保険金等の支払時期・場所
 - 第 22 条 就業不能保険金等の支払時期・場所
16. 主約款の準用
 - 第 23 条 主約款の準用
17. 特則
 - 第 24 条 中途付加の場合の特則
 - 第 25 条 主契約が定期保険の場合の特則

入院のみ保障特約目次

この特約の趣旨

- 第 1 条 特約の締結
- 第 2 条 就業不能の定義
- 第 3 条 特約の解約
- 第 4 条 特約の更新
- 第 5 条 特約の中途付加

別表 1 入院、病院または診療所等

別表 2 必要書類

※入院のみ保障特約が 2004 年 2 月以降の新契約から全件に付加されています。

無配当就業不能保障特約

(保険期間 1年)

この特約の趣旨

この特約は、つぎの給付を行うことによって、被保険者が傷害または疾病により就業不能となられた場合の保障を確保することを目的とするものです。

(1) 就業不能保険金

被保険者が、この特約の保険期間中に傷害または疾病により入院した場合もしくは在宅療養をした場合で、免責期間をこえて就業不能となられたときに支払います。

(2) 保険料の払込免除

主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込を免除します。

1. 総則

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は1年とします。

2. 就業不能保険金の支払

第4条 (就業不能保険金の支払)

1 この特約において支払う就業不能保険金は、つぎのとおりです。

名称	就業不能保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人 就業不能保険金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
就業不能保険金	<p>被保険者が責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、就業不能保険金月額が増額が行われた場合の増額部分については、最後の就業不能保険金月額が増額の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後の傷害または疾病を直接の原因として保険期間（この特約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。以下同様とします。）中に免責期間をこえて継続した就業不能に該当したとき</p>	<p>① 免責期間の終了日の翌日から起算した就業不能が継続する期間（支払限度期間をこえる場合には、支払限度期間を限度とします。）1か月について就業不能保険金月額</p> <p>② 就業不能保険金を支払う期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合には、その1か月未満の端日数に対しては、1か月を30日として日割計算した金額とします</p> <p>③ 就業不能期間中に就業不能保険金月額の減額があった場合には、各日現在の就業不能保険金月額とします</p>	<p>つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者または就業不能保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の薬物依存（別表1に定めるところによります。)</p> <p>(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(8) 被保険者の妊娠または出産</p> <p>(9) 被保険者の頸部症候群または腰痛でいずれも他覚所見のないもの</p> <p>(10) 指定代理請求人の故意</p>

2 継続した就業不能に該当したときは、免責期間中であっても、保険契約者または就業不能保険金の受取人は遅滞なく会社に通知してください。

3 就業不能保険金の支払の対象となる就業不能とは、つぎのいずれかの事由により、被保険者が保険証券記載の業務（以下「証券記載業務」といいます。）に全く従事できない状態をいいます。ただし、支払限度期間が2年をこえる特約において、免責期間の終了日の翌日から起算した就業不能が継続する期間が2年をこえる場合には、2年をこえる期間については、つぎのいずれかの事由により、被保険者がその経験および能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態をいいます。

(1) 傷害または疾病の治療を目的として入院（別表1に定めるところによります。）をしていること

(2) 傷害または疾病について医師により在宅療養の必要があると診断されていること

4 被保険者が給与所得者または事業所得者の場合には、第1項にかかわらず、就業不能保険金月額が、就業不能が開始した日の前年における所得（証券記載業務を遂行することにより得られる所得税法上の給与所得または事業所得をいいます。ただし、給与所得については、給与所得の金額に給与所得控除額を加算した収入金額とします。以下同様とします。）の平均月額（以下「平均月額所得額」といいます。）を上回るときは、就業不能保険金月

- 額は平均月間所得額まで減額されたものとして取り扱います。この場合、第15条（就業不能保険金月額減額の減額）第2項および第3項の規定を準用します。
- 5 就業不能がつぎの時を含んで継続している場合は、その時以後の継続した就業不能を、この特約の保険期間中の就業不能とみなします。
 - (1) この特約の保険期間満了の時
 - (2) 主契約の高度障害保険金の支払によりこの特約が消滅した時
 - 6 被保険者が、就業不能を開始したときに異なる傷害または疾病を併発していたとき、またはその就業不能中に異なる傷害または疾病を併発したときは、その就業不能開始の直接の原因となった傷害または疾病により継続して就業不能に該当したものとみなします。
 - 7 就業不能保険金の支払事由に該当した場合で、被保険者がその就業不能が終了した後に同一の傷害または疾病（それぞれについて因果関係があると会社が認めたものを含みます。）を直接の原因として就業不能に該当したときは、継続した1回の就業不能とみなします。ただし、就業不能保険金の支払われることとなった最終の就業不能の終了日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した就業不能については、新たな就業不能とみなします。
 - 8 就業不能保険金が支払われる場合で、第1項の免責事由により就業不能が継続する期間が延長されたときは、その延長された期間に対しては就業不能保険金を支払いません。
 - 9 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項にかかわらず、保険契約者を就業不能保険金の受取人とします。
 - 10 被保険者が死亡した場合、就業不能保険金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの第1号から第4号までに定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、就業不能保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が2人以上いる場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 第1号に該当する者がいない場合
指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において第21条第2項第1号に定める範囲内であることを要します。）
 - (3) 第1号および第2号に該当する者がいない場合
配偶者
 - (4) 第1号から第3号までに該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
 - 11 第10項により、会社が就業不能保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその就業不能保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - 12 故意に就業不能保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第10項に定める代表者としての取扱を受けることはできません。
 - 13 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因として第1項に定める継続した就業不能に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年を経過（この特約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。）した後に就業不能を開始し免責期間をこえて継続したときは、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなします。
 - 14 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に就業不能保険金の支払

事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

- (1) この特約の締結（この特約の中途付加を含みます。）、復活または就業不能保険金月額を増額の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で就業不能保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。
- (2) その傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等の健康状態を評価することで疾患の予防および早期発見に役立てることを目的として行う診察、検査または検診において異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は就業不能保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

第4条にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により就業不能に該当した場合に、これらの事由により就業不能に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めるときは、会社は、その程度に応じ、就業不能保険金を削減して支払うかまたは就業不能保険金を支払わないことがあります。

第6条（就業不能保険金の支払限度）

- 1 この特約によって支払われる就業不能保険金はつぎの支払日数（就業不能保険金が支払われる日数をいいます。以下同様とします。）をもって限度とします。
 - (1) 継続した1回の就業不能についての支払日数は、支払限度期間を限度とします。
 - (2) この特約の保険期間を通じての支払日数は支払限度期間または2年間のいずれか長い期間を限度とします。
- 2 就業不能保険金の支払日数が第1項第2号に該当したときは、この特約は消滅します。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

- 1 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- 2 会社は、この特約の保険料の払込を免除した後は、つぎの取扱を行いません。
 - (1) 就業不能保険金月額を増額
 - (2) 免責期間または支払限度期間の変更

4. 告知義務・特約の解除

第8条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の第7条（告知義務）、第8条（告知義務違反による解除）および第9条（保険契約を解除できない場合）に関する規定を準用します。この場合、主約款の規定中「保険契約」とあるのは、「特約」と読み替えます。

5. 重大事由による解除

第9条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または就業不能保険金の受取人が就業不能保険金（他の保険契約または特約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に就業不能保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 就業不能保険金の請求に関し、就業不能保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる就業不能保険金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または就業不能保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または就業不能保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または就業不能保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 保険契約者、被保険者または就業不能保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または就業不能保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (7) 会社の保険契約者、被保険者または就業不能保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、就業不能保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が発生した後においても、第1項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による就業不能保険金（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号①から⑤までに該当した者が就業不能保険金の受取人のみであり、その就業不能保険金の受取人が就業不能保険金の一部の受取人であるときは、就業不能保険金のうち、その受取人に支払われるべき就業不能保険金をいいます。以下、本項について同様とします。）の支払または払込免除事由による保険料の払込免除は行いません。また、この場合に、すでに就業不能保険金を支払っていたときにはその返還を求め

ることができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

- 3 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者、就業不能保険金の受取人または指定代理請求人に通知します。

6. 通知義務

第10条（被保険者の証券記載業務の変更）

- 1 被保険者が証券記載業務を変更したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知することを要します。
- 2 本条の通知を行うときは、別表2の必要書類を会社の本店に提出してください。
- 3 被保険者の証券記載業務の変更があった場合には、主約款の規定にかかわらず、会社所定の方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を変更することがあります。
- 4 第3項により保険料が増額された場合には、被保険者が証券記載業務を変更した日以後、かつ会社がその所定の方法により計算した金額を受け取った日より前の傷害または疾病を直接の原因とする就業不能に対しては、会社所定の方法により就業不能保険金月額を減額します。
- 5 第3項にかかわらず、就業不能保険金の支払事由の発生後に、第2項により通知された証券記載業務に誤りがあった場合には、会社所定の計算方法により正しい保険料を計算し、就業不能保険金の受取人に保険料の超過分を支払い、または支払うべき就業不能保険金から保険料の不足分を差し引きます。
- 6 被保険者の証券記載業務の変更があった場合には、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

7. 特約保険料の払込・特約の失効および同時消滅

第11条（特約保険料の払込）

- 1 保険契約者は、この特約の保険料を、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- 2 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、就業不能保険金を支払いません。
- 3 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同様とします。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日までに就業不能保険金の支払事由が生じたときは、未払込の保険料を就業不能保険金から差し引きます。
- 4 第3項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合にこの未払込の保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失ったものとし、就業不能保険金を支払いません。
- 5 この特約の保険料がその払込期月に属する契約日の応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（主契約の保険金を支払うときは、その保険金の受取人）に払い戻します。

第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 1 猶予期間中に就業不能保険金の支払事由が生じたときは、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同様とします。）を就業不能保険金から差し引きます。
- 2 第1項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に保険料の払込がないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失ったものとし、就業不能保険金を支払いません。

第13条（特約の失効および同時消滅）

- 1 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- 2 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

8. 特約の復活

第14条（特約の復活）

- 1 主契約の復活の請求の際に保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、
- 2 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

9. 特約内容の変更

第15条（就業不能保険金月額額の減額）

- 1 保険契約者は、会社が定める取扱いにもとづき、いつでも将来に向かって、就業不能保険金月額額の減額を請求することができます。ただし、減額後の就業不能保険金月額は、会社の定める金額を下まわることはできません。
- 2 就業不能保険金月額額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとし、将来の保険料を変更します。
- 3 就業不能保険金月額額が減額されたときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第16条（就業不能保険金月額額の増額）

- 1 保険契約者は、会社が定める取扱いにもとづき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、就業不能保険金月額額を増額することができます。
- 2 会社が就業不能保険金月額額の増額を承諾したときは、増額後保険料を払い込んでください。
- 3 就業不能保険金月額額が増額された場合には、会社は、つぎの時から就業不能保険金月額額の増額部分について責任を負います。
 - (1) 就業不能保険金月額額の増額を承諾した後に、その承諾した日の属する月の末日までに、増額後保険料を受け取った場合
増額後保険料を受け取った時
 - (2) 就業不能保険金月額額の増額を承諾した後に、その承諾した日の属する月の翌月末日までに、増額後保険料を受け取った場合
承諾した日の属する月の翌月1日

4 増額後保険料の払込

- (1) 第2項の増額後保険料は、主約款に定める保険料払込方法（経路）にしたがい払い込んでください。
- (2) 第2項の増額後保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 - ① 保険契約者から更新の際に増額の申出があり、会社が更新日前にこれを承諾した場合には、主約款に定める保険料払込の猶予期間
 - ② ①以外の場合には、会社の定めた払込日の属する月の末日まで
- (3) 猶予期間中または第3項第2号の責任開始の時から第2項の増額後保険料が払い込まれるまでの間に、就業不能保険金の支払事由もしくは保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款に定める「猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱」に関する規定を準用します。
- (4) 猶予期間中に第2項の増額後保険料の払込がないときは増額はなかったものとします。
- 5 第3項により会社が責任を開始する日を「増額日」とします。
- 6 就業不能保険金月額が増額されたときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

10. 特約の解約

第17条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 この特約が解約されたときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

11. 解約返戻金

第18条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

12. 契約者配当

第19条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

13. 保険料の未経過期間に対応した金額の返還

第20条（保険料の未経過期間に対応した金額の返還）

保険料払込方法が年払または半年払の場合であり、かつ、以下の各号のいずれかに定める事由が更新日前に生じたとき（11か月目の月単位の応当日以後年単位の応当日までに生じた場合（年払または半年払の場合）または5か月目の月単位の応当日以後6か月目の月単位の応当日までに生じた場合（半年払の場合）を除きます。）は、保険料の未経過期間に対応した会社所定の方法により計算した額を、保険契約者（保険契約者が死亡している場合は、死亡保険金受取人）に返還します。ただし、第7条（特約保険料の払込免除）の規定により保険料の払込が免除された後の期間に、以下の各号のいずれかに定める事由が生じた場合は、返還しません。

- (1) 死亡保険金または高度障害保険金が支払われたことにより、保険契約が消滅した場合
- (2) つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われない場合

- ① 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内（保険契約の更新が行われた場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとします。）に被保険者が自殺した場合
- ② 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人が保険契約者である場合を除きます。）が故意に被保険者を死亡させた場合
- (3) 第6条（就業不能保険金の支払限度）の規定によりこの特約が消滅した場合
- (4) 第7条（特約保険料の払込免除）の規定により特約保険料の払込が免除された場合
- (5) 第8条（告知義務および告知義務違反による解除）の規定によりこの特約が解除された場合
- (6) 第9条（重大事由による解除）の規定によりこの特約が解除された場合
- (7) 第13条（特約の失効および同時消滅）の規定によりこの特約が失効または消滅した場合
- (8) 第15条（就業不能保険金月額減額）の規定により就業不能保険金月額が減額された場合
- (9) 第17条（特約の解約）の規定によりこの特約が解約された場合

14. 請求手続

第21条（請求手続）

- 1 この特約にもとづく支払および変更は、別表2の必要書類を提出して請求してください。
- 2 被保険者が就業不能保険金を請求できない特別な事情（以下「特別な事情」といいます。）がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（この特約では「指定代理請求人」といいます。）が、被保険者の代理人として就業不能保険金の支払を請求することができます。ただし、就業不能保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 特別な事情がある場合とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。
 - ① 就業不能保険金の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - ② 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - ③ その他①および②に準じる状態であると会社が認めた場合
 - (2) 指定代理請求人はつぎの範囲内で1人の者としします。
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の3親等内の親族
 - (3) 就業不能保険金が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払後に就業不能保険金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (4) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、第2号に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。
 - (5) 指定代理請求人が就業不能保険金の支払を請求する場合には、指定代理請求人は請求時において第2号の範囲内であることを要します。
 - (6) 第4号の場合、指定代理請求人の変更は、保険証券に表示または会社からの通知を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。
- 3 主約款の保険金等の支払時期・場所に関する規定の第2項各号に規定する確認が必要な場合に、保険契約者、被保険者または就業不能保険金の受取人（指定代理請求人が代理人として就業不能保険金を請求する場合には、その指定代理請求人を含みます。）が、会社からのその確認について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得てその確認が終わるまで就業不能保険金を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。この場合には、会社は、就業不能保険金等の支払または保険料の払込免除の遅滞

の責を負いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に取り扱います。

15. 就業不能保険金等の支払時期・場所

第22条（就業不能保険金等の支払時期・場所）

就業不能保険金等の支払時期および場所については、主約款の保険金等の支払時期・場所に関する規定を準用します。

16. 主約款の準用

第23条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

17. 特則

第24条（中途付加の場合の特則）

- 1 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 2 中途付加は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 会社が中途付加を承諾したときは、この特約の第1回保険料を払い込んでください。
 - (2) 会社は、つぎの時からこの特約の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後に、その承諾した日の属する月の末日までに、この特約の第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時
 - ② 中途付加を承諾した後に、その承諾した日の属する月の翌月末日までに、この特約の第1回保険料を受け取った場合
承諾した日の属する月の翌月1日
 - (3) この特約の第1回保険料の払込
 - ① この特約の第1回保険料は、主約款に定める保険料払込方法（経路）にしたがい払い込んでください。
 - ② この特約の第1回保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 - イ 保険契約者から更新の際に中途付加の申出があり、会社が更新日前にこれを承諾した場合には、主約款に定める保険料払込の猶予期間
 - ロ イ以外の場合には、会社の定めた払込日の属する月の末日まで
 - ③ 猶予期間中または第2号の②の責任開始の時からこの特約の第1回保険料が払い込まれるまでの間に、就業不能保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款に定める「猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱」に関する規定を準用します。
 - ④ 猶予期間中にこの特約の第1回保険料の払込がないときは中途付加はなかったものとして扱います。
 - (4) 保険期間
この特約の保険期間は、会社所定の範囲内で定めます。

(5) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。

- 3 この特約を中途付加したときは、新たな保険証券を発行せず、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第25条（主契約が定期保険の場合の特則）

この特約が無配当定期保険に付加されているときは、主契約の更新に際し、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新後の保険期間満了日における被保険者の年齢が会社の定める年齢以上になるときは、この特約は更新されません。
- (2) 更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき、かつ、第1号に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、この特約と同等の会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、就業不能保険金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- (3) 更新後の契約内容については、更新前と同一とします。ただし、保険契約者から申出があった場合には、被保険者の同意および会社の承諾を得て、就業不能保険金月額、免責期間または支払限度期間を変更して更新することができます。

入院のみ保障特約

この特約の趣旨

この特約は、入院により就業不能となられた場合の保障を確保することを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加された無配当就業不能保障特約を締結する際、保険契約者の申出により、無配当就業不能保障特約に付加して締結します。

第2条（就業不能の定義）

この特約を付加した場合には、無配当就業不能保障特約第4条（就業不能保険金の支払）第3項をつぎのとおり読み替えて適用します。

3 就業不能保険金の支払の対象となる就業不能とは、つぎの事由により、被保険者が保険証券記載の業務（以下「証券記載業務」といいます。）に全く従事できない状態をいいます。ただし、支払限度期間が2年をこえる特約において、免責期間の終了日の翌日から起算した就業不能が継続する期間が2年をこえる場合には、2年をこえる期間については、つぎの事由により、被保険者がその経験および能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態をいいます。

(1) 傷害または疾病の治療を目的として入院（別表1に定めるところによります。）をしていること。

第3条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

第4条（特約の更新）

無配当就業不能保障特約の更新に際しては、この特約は無配当就業不能保障特約とともに更新されます。

第5条（特約の中途付加）

この特約の中途付加は取り扱いません。

別表1 入院、病院または診療所等

1. 「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。
 - (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
 - (2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

3. 「同一の疾病」とは、医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、「糖尿病と糖尿病性腎症」、「リュウマチとそれに起因する関節痛」、「肝硬変とそれに起因する食道静脈瘤」、「高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患」等をいいます。
4. 「治療を目的とする入院」には、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を主たる目的としない診断のための検査などによる入院は該当しません。
5. 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類番号中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表2 必要書類

項 目	必 要 書 類
就業不能保険金の支払 (第4条)	① 会社所定の請求書 ② 会社所定の様式による医師の診断書 ③ 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 ④ 被保険者の住民票または会社が必要と認めた場合は戸籍抄本 ⑤ 就業不能保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ⑥ 休業証明書 ⑦ 被保険者の所得を証する書類 ⑧ 保険証券
就業不能保険金の指定代理請求 (第21条)	① 上記の必要書類 ② 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 ③ 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
被保険者の証券記載業務の変更 (第10条)	① 会社所定の通知書 ② 被保険者の証券記載業務の変更を証する書類 ③ 保険証券
就業不能保険金月額額の減額 (第15条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
就業不能保険金月額額の増額 (第16条)	① 会社所定の請求書 ② 被保険者についての会社所定の医師の診断書および告知書 ③ 保険契約者の印鑑証明書 ④ 保険証券
解約 (第17条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
指定代理請求人の変更 (第21条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
更新の際の契約内容の変更 (第25条)	① 会社所定の請求書 ② 被保険者についての会社所定の医師の診断書および告知書 ③ 保険契約者の印鑑証明書 ④ 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

リビング・ニーズ特約目次

この特約の趣旨

1. 総則
 - 第1条 用語の意義
 - 第2条 特約の締結
 - 第3条 特約の責任開始期
2. 特約保険金の支払
 - 第4条 特約保険金の支払
 - 第5条 戦争その他の変乱の場合の特例
3. 告知義務・特約の解除
 - 第6条 告知義務および告知義務違反による解除
4. 重大事由による解除
 - 第7条 重大事由による解除
5. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅
 - 第8条 特約保険料の払込
 - 第9条 特約の失効および消滅
6. 特約の復活
 - 第10条 特約の復活
7. 特約の解約
 - 第11条 特約の解約
8. 解約返戻金
 - 第12条 解約返戻金
9. 契約者配当
 - 第13条 契約者配当
10. 保険料の未経過期間に対応した金額の返還
 - 第14条 保険料の未経過期間に対応した金額の返還
11. 請求手続
 - 第15条 請求手続
12. 特約保険金等の支払時期・場所
 - 第16条 特約保険金等の支払時期・場所
13. 管轄裁判所
 - 第17条 管轄裁判所
14. 主約款の準用
 - 第18条 主約款の準用
15. 特則
 - 第19条 中途付加の場合の特則
 - 第20条 主契約に特別条件特約が付加されている場合の特則
 - 第21条 主契約に医療特約等が付加されている場合の特則
 - 第22条 主契約に質権が設定されている場合の特則
 - 第23条 主契約が定期保険の場合の特則

別表 必要書類

リビング・ニーズ特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、死亡保険金額の全部または一部を支払うことを目的とするものです。

1. 総則

第1条（用語の意義）

- この特約において「特約基準保険金額」とは、リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいいます。
- 第1項の特約基準保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求の際、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金額（会社の定める金額をこえる場合は、会社の定める金額）の範囲内で被保険者が指定するものとします。

第2条（特約の締結）

この特約は、主契約締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第3条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

2. 特約保険金の支払

第4条（特約保険金の支払）

- この特約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

名称	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
リビング・ニーズ保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額から会社所定の方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより被保険者が支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 指定代理請求人の故意

- リビング・ニーズ保険金の請求は、別表の必要書類を会社に提出することにより行ってください。
- その被保険者がこの特約の被保険者と同一である他の保険契約にリビング・ニーズ特約

- を付加している場合には、会社所定の方法により、リビング・ニーズ保険金を支払います。
- 4 会社が、リビング・ニーズ保険金を支払った場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 特約基準保険金額が主契約の死亡保険金額と同額るとき
- 主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日（リビング・ニーズ保険金の請求に必要な書類が本店に着いた日をいいます。以下同様とします。）にさかのぼって消滅するものとし、この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとし、ただし、特約の解約返戻金の支払に関する規定にかかわらず、会社は、解約返戻金を支払いません。
- (2) 特約基準保険金額が主契約の死亡保険金額より少額るとき
- 主契約は、特約基準保険金額と同額の死亡保険金額がリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとし、この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、減額部分に解約返戻金があるときでもこれを支払いません。
- 5 第4項により減額を行ったときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。
- 6 リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡しているときは、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 7 リビング・ニーズ保険金を支払う前に主契約の保険金の支払請求を受け、主契約の保険金が支払われるときは、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 8 主契約の保険金が支払われた場合には、その支払後にリビング・ニーズ保険金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 9 リビング・ニーズ保険金が支払われた後に、主契約の保険金の支払請求を受けたときは、つぎのとおり取り扱います。
- (1) リビング・ニーズ保険金の支払が第4項第1号に該当していた場合
- 主契約の保険金は支払いません。
- (2) リビング・ニーズ保険金の支払が第4項第2号に該当していた場合
- リビング・ニーズ保険金の支払による減額後の保険金額のみ支払います。
- 10 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。

第5条（戦争その他の変乱の場合の特例）

第4条にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱によりリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合で、戦争その他の変乱によりリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めるときは、会社は、その程度に応じ、リビング・ニーズ保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、特約基準保険金額に対応する責任準備金相当額を下回ることはありません。

3. 告知義務・特約の解除

第6条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の第7条（告知義務）、第8条（告知義務違反による解除）および第9条（保険契約を解除できない場合）に関する規定を準用します。

4. 重大事由による解除

第7条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の第12条（重大事由による解除）に関する規定を準用します。

5. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第8条（特約保険料の払込）

この特約は、保険料の払込を要しません。

第9条（特約の失効および消滅）

- 1 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- 2 つぎのいずれかの場合、この特約は消滅します。
 - (1) リビング・ニーズ保険金が支払われたとき
 - (2) 主契約が消滅したとき

6. 特約の復活

第10条（特約の復活）

- 1 主契約の復活の請求の際に保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしてします。
- 2 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

7. 特約の解約

第11条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 この特約が解約されたときは、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

8. 解約返戻金

第12条（解約返戻金）

この特約には、解約返戻金はありません。

9. 契約者配当

第13条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

10. 保険料の未経過期間に対応した金額の返還

第14条（保険料の未経過期間に対応した金額の返還）

主契約の保険料払込方法が年払または半年払の場合であり、かつ、以下の各号のいずれかに定める事由が更新日前に生じたとき（11か月目の月単位の応当日以後年単位の応当日までに生じた場合（年払または半年払の場合）または5か月目の月単位の応当日以後6か月目の月単位の応当日までに生じた場合（半年払の場合）を除きます。）は、主契約の保険料の未経過期間に対応した会社所定の方法により計算した額を、保険契約者（保険契約者が死亡している場合は、死亡保険金受取人）に返還します。ただし、主契約の保険料払込免除の規定により保険料の払込が免除された後の期間に、以下の各号のいずれかに定める事由が生じた場合は、返還しません。

- (1) 第4条（特約保険金の支払）第4項第1号の規定により、この保険契約が消滅したとき。
- (2) 第4条（特約保険金の支払）第4項第2号の規定により、死亡保険金額が減額されたとき。

11. 請求手続

第15条（請求手続）

- 1 この特約条項にもとづく支払および変更は、別表の必要書類を提出して請求してください。
- 2 被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（この特約では「指定代理請求人」といいます。）が、被保険者の代理人としてリビング・ニーズ保険金の支払を請求することができます。ただし、リビング・ニーズ保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 指定代理請求人はつぎの範囲内の者とします。
 - ① 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (2) リビング・ニーズ保険金が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払後にリビング・ニーズ保険金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (3) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第1号に定める範囲内の者であることを要します。
 - (4) 第3号の場合、指定代理請求人の変更は、保険証券に表示または会社からの通知を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。
- 3 主約款の保険金等の支払時期・場所に関する規定の第2項各号に規定する確認が必要な場合に、保険契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人（指定代理請求人が代理人としてリビング・ニーズ保険金の支払を請求する場合には、その指定代理請求人を含みます。）が、会社からのその確認について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得てその確認が終わるまでリビング・ニーズ保険金等を支払いません。この場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金等の支払の遅滞の責を負いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に取り扱いします。

12. 特約保険金等の支払時期・場所

第16条（特約保険金等の支払時期・場所）

この特約のリビング・ニーズ保険金等の支払時期および場所については、主約款の保険金等の支払時期・場所に関する規定を準用します。

13. 管轄裁判所

第17条（管轄裁判所）

この特約における保険金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

14. 主約款の準用

第18条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

15. 特則

第19条（中途付加の場合の特則）

- 1 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 2 会社が中途付加を承諾したときは、会社が承諾した時からこの特約の責任を負います。
- 3 この特約を中途付加したときは、新たな保険証券を発行せず、保険証券に表示または保険契約者に通知します。

第20条（主契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）

この特約が付加された主契約に特別条件特約が付加され、保険金削減支払方法が適用されている場合、保険金削減期間中にリビング・ニーズ保険金の請求があったときは、つぎの第1号に定める金額から第2号に定める金額を差し引いた金額を支払います。

- (1) 特約基準保険金額から、会社所定の方法によりリビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する利息を差し引いた金額に、リビング・ニーズ保険金の請求日における特別条件特約に定める所定の割合を乗じた金額
- (2) リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する保険料相当額

第21条（主契約に医療特約等が付加されている場合の特則）

- 1 この特約の付加された主契約に医療特約、ガン医療特約または特定疾病診断給付特約が付加されている場合、リビング・ニーズ保険金の支払によって主契約の死亡保険金が減額されたことにより、これらの特約の入院給付日額、ガン入院給付日額または診断給付金額が会社の定める限度をこえるにいたったときでも、これらの特約の規定にかかわらず、これらの特約の入院給付日額、ガン入院給付日額または診断給付金額は減額されないものとします。

- 2 この特約の付加された主契約に医療特約、ガン医療特約または就業不能保障特約が付加されている場合、リビング・ニーズ保険金の支払によりこれらの特約が消滅したときの取扱は、高度障害保険金の支払により主契約が消滅したときに準じて取り扱います。

第22条（主契約に質権が設定されている場合の特則）

この特約が付加された主契約に質権が設定されている場合、第4条（特約保険金の支払）第1項にかかわらず、リビング・ニーズ保険金を支払いません。

第23条（主契約が定期保険の場合の特則）

この特約が無配当定期保険に付加されているときは、主契約の更新に際し、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約は主契約とともに更新されます。
- (2) 更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、この特約と同等の会社が定める他の特約を更新時に付加します。

別表 必要書類

項 目	必 要 書 類
リビング・ニーズ保険金の支払 (第4条)	① 会社所定の請求書 ② 会社所定の様式による医師の診断書 ③ 被保険者の住民票および印鑑証明書。ただし、会社が必要と認めた場合は被保険者の住民票に代えて戸籍抄本 ④ 保険証券
リビング・ニーズ保険金の指定代理請求 (第15条)	① 会社所定の請求書 ② 会社所定の様式による医師の診断書 ③ 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 ④ 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 ⑤ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ⑥ 保険証券
指定代理請求人の変更 (第15条)	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書 ③ 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

特別条件特約目次

第1条 特約の締結

第2条 特約による条件

※第2条(1)の保険金削減支払方法については現在お取扱いしていません。

特別条件特約

第1条（特約の締結）

この特約は、保険契約（主たる保険契約またはそれに付加されている特約をいいます。）の締結の際または会社の引き受ける保険危険が増加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときに、保険契約に付加して締結します。

第2条（特約による条件）

この特約により付加する条件は、会社の定める基準に適合しない程度に応じて、つぎのいずれか1または2以上の方法によります。

(1) 保険金削減支払方法

契約日から起算して会社の定める削減期間（保険契約が更新された場合には、更新前の削減期間と更新後の削減期間は継続されたものとします。）内に被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは、支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額を、死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、災害または感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項または第4項に定める一類感染症、二類感染症または三類感染症によって被保険者が死亡したときまたは高度障害状態となったときは、保険金額の削減はしません。また、支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額が責任準備金相当額を下回るときは、責任準備金相当額を支払います。

保険年度	保 険 金 削 減 期 間				
	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	0.500	0.300	0.250	0.200	0.150
第2年度		0.600	0.500	0.400	0.300
第3年度			0.750	0.600	0.450
第4年度				0.800	0.600
第5年度					0.800

(2) 特別保険料領収方法

会社の定める特別保険料を普通保険料とともに払い込んでください。この場合、特別保険料と普通保険料との合計額をもって、この保険契約の保険料とします。

(3) 特定疾病不支払方法または特定部位不支払方法

特定疾病不支払方法は、無配当医療特約、無配当短期入院特約および無配当先進医療特約について、特定部位不支払方法は、無配当医療特約、無配当短期入院特約、無配当ガン医療特約、無配当特定疾病診断給付特約および無配当先進医療特約について適用するものとし、それぞれの特約に定めるところにより取り扱います。

保険料クレジットカード支払特約目次

- | | | | |
|-----|--|-----|--------------|
| 第1条 | 特約の締結 | 第6条 | クレジットカード等の変更 |
| 第2条 | 契約日の特例 | 第7条 | 保険料の払戻の特例 |
| 第3条 | 保険料率 | 第8条 | 特約の消滅 |
| 第4条 | 保険料の払込 | 第9条 | 主約款の準用 |
| 第5条 | クレジットカード有効性の確認等ができない場合またはカード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱 | | |

保険料クレジットカード支払特約

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうちクレジットカード扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に締結します。
- 2 この特約を締結するには、保険契約者が、つぎのいずれかの者と同一であることを要します。
 - (1) クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）の会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）にもとづく会員
 - (2) 会員規約等により会社が指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）の使用が認められている者

第2条（契約日の特例）

- 1 保険契約締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は、主約款にかかわらず、会社が、カード会社へ当該カードの有効性及び利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込を承諾（この確認および承諾を以下「クレジットカード有効性の確認等」といいます。）した日の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に、主約款にもとづく保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足金を支払金額と精算します。

第3条（保険料率）

保険料払込方法（回数）が月払の保険契約については、クレジットカード保険料率を適用します。

第4条（保険料の払込）

- 1 保険料は、会社が、会社の定めた日（ただし、第2回以降の保険料は、払込期月中の会社の定めた日。）にクレジットカード有効性の確認等を行い、クレジットカードによって会社に払い込まれるものとします。
- 2 保険料はクレジットカード有効性の確認等を行った日にその払込があったものとします。
- 3 同一のクレジットカードから2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は会社に対しその払込順序を指定できません。
- 4 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがいいクレジットカード有効性の確認等を行った保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
- 5 クレジットカードによって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

第5条（クレジットカード有効性の確認等ができない場合またはカード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱）

- 1 クレジットカード有効性の確認等ができなかった場合には、その払込期月の保険料（第1回保険料を含みます。）からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、会社の定める他の保険料の払込方法（経路）に変更してください。
- 2 カード会社から保険料相当額を領収できない場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) クレジットカード有効性の確認等が行われた後に保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っている場合には、つぎの払込期月の保険料からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、会社の定める他の保険料の払込方法（経路）に変更してください。
 - (2) クレジットカード有効性の確認等が行われた後に保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っていない場合には、その払込期月の保険料（第1回保険料を含みます。）からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、会社の定める他の保険料の払込方法（経路）に変更してください。この場合、この変更が行われる前のその払込期月の保険料については第4条第2項は適用しません。
- 3 第1項または第2項によりクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、保険料の払込方法（経路）を変更するまでの保険料は、主約款に定める猶予期間満了日（第1回保険料の場合は会社の定めの日。）までに、払込期月を過ぎた保険料を、会社の定める方法により、会社の本店に払い込んでください。

第6条（クレジットカード等の変更）

- 1 保険契約者は、クレジットカードを変更することができます。この場合は、あらかじめ会社に通知してください。
- 2 保険契約者がクレジットカード支払の取扱を停止するときは、あらかじめ会社に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）に変更してください。
- 3 クレジットカードの会員番号または有効期限が変更された場合には、保険契約者は、あらかじめ会社に変更後の会員番号または有効期限を通知してください。
- 4 第3項にかかわらず、会社は、カード会社に変更後の会員番号または有効期限を確認することができるものとし、以後、会員番号または有効期限が変更されたクレジットカードによってクレジットカードの有効性の確認等を行います。
- 5 カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止したときは、会社は保険契約者に通知します。この場合、保険契約者はクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法（経路）に変更してください。
- 6 会社は、会社またはカード会社の止むを得ない事情によりクレジットカード有効性の確認等を行う日を変更することがあります。

第7条（保険料の払戻の特例）

主約款または主契約に付加された特約の規定により、会社が保険料を払い戻す場合は、会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料を払い戻します。ただし、第5条第3項により保険契約者が保険料を直接会社に払い込んだ場合、およびクレジットカード有効性の確認等が行われた後に保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っている場合はこの限りではありません。

第8条（特約の消滅）

つぎのいずれかの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (3) 主約款の規定により保険料を前納したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条第2項の条件を満たさなくなったとき

第9条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

保険料口座振替特約目次

- | | | | |
|-----|-------------------|-----|-------------------|
| 第1条 | 特約の締結 | 第6条 | 指定口座または提携金融機関等の変更 |
| 第2条 | 契約日の特例 | 第7条 | 特約の消滅 |
| 第3条 | 保険料率 | 第8条 | 主約款の準用 |
| 第4条 | 保険料の払込 | | |
| 第5条 | 保険料口座振替ができない場合の取扱 | | |

保険料口座振替特約

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に締結します。
- 2 この特約を締結するには、つぎのいずれもの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委託すること

第2条（契約日の特例）

- 1 保険契約締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は、主約款にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の時から契約日の前日までの間に、主約款にもとづく保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足金を支払金額と精算します。

第3条（保険料率）

保険料払込方法（回数）が月払の保険契約については、口座振替保険料率を適用します。

第4条（保険料の払込）

- 1 保険料は、会社の定めの日（ただし、第2回以降の保険料は払込期月中の会社の定めの日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
- 2 保険料は振替日にその払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
- 4 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
- 5 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

第5条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

- 1 保険料の払込期月の振替日に、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、保険料の口座振替ができないときは、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込方法（回数）が月払の場合
会社は、翌月の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。
 - (2) 保険料払込方法（回数）が年払および半年払の場合
翌月の振替日に再度口座振替を行います。
- 2 第1項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を、会社の定める方法により、会社の本店に払い込んでください。

第6条（指定口座または提携金融機関等の変更）

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座または他の提携金融機関等の口座に変更することができます。この場合は、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知してください。
- 2 保険契約者が保険料の口座振替の取扱を停止するときは、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）に変更してください。
- 3 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止したときは、会社は保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等の口座に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）に変更してください。
- 4 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条（特約の消滅）

つぎのいずれかの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (3) 主約款の規定により保険料を前納したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条第2項のいずれかの条件を満たさなくなったとき

第8条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

保険料合算払込特約（夫婦型）

この特約の趣旨

この特約は、保険契約者を夫または妻のいずれか同一人とし、被保険者を夫および妻とする保険契約のいずれにも付加することにより、保険料の払込を合算して取り扱うとともに保険料を割り引くことを主な内容とするものです。

1. 総則

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、保険契約者の申出によって、被保険者を夫とする主たる保険契約（以下「夫の保険」といいます。）および被保険者を妻とする主たる保険契約（以下「妻の保険」といいます。）を同時に締結する際、夫の保険および妻の保険のいずれにも付加して締結します。
- 2 第1項にかかわらずつぎの(1)または(2)の場合、保険契約者から申出があり、会社が承諾したときは、主たる保険契約締結後においても、既に締結されている主たる保険契約にこの特約を付加して締結します。
 - (1) 夫の保険および妻の保険が既に締結されている場合
 - (2) 夫の保険または妻の保険のいずれかが既に締結されており、その被保険者の妻または夫を被保険者とする新たな保険契約を締結する際、新たな保険契約に本特約を付加する場合
- 3 この特約を付加することのできる保険契約の保険契約者および被保険者はつぎの(1)および(2)のとおりとします。
 - (1) 夫の保険の保険契約者と妻の保険の保険契約者は同一人であり、かつ、夫の保険の被保険者または妻の保険の被保険者のいずれかの者とします。
 - (2) 夫の保険および妻の保険の被保険者は、同一戸籍に夫および妻として記載されている者で、保険契約者が申し出た者とします。

第2条（割引保険料）

- 1 この特約を付加した夫の保険および妻の保険の保険料は、保険料払込方法（経路）に応じた保険料（以下「普通保険料」といいます。）から、会社の定める金額を割り引いた保険料（以下「割引保険料」といいます。）を適用します。
- 2 第1項にかかわらず、既に締結されている保険契約にこの特約を付加したときは、直後に到来する保険料払込期月から割引保険料を適用します。

2. 保険料の払込

第3条（保険料の払込）

- 1 夫の保険と妻の保険の保険料払込方法（回数）および保険料払込期月は同一とします。
- 2 夫の保険と妻の保険の保険料払込方法（経路）は同一とします。

3. 特約の解約

第4条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 この特約が解約されたときは、直後に到来する保険料払込期月から保険料を普通保険料に変更します。

4. 特約の消滅

第5条（特約の消滅）

- 1 つぎの(1)から(6)の場合には、この特約は消滅します。この場合、直後に到来する保険料払込期月から保険料を普通保険料に変更します。
 - (1) 主たる保険契約が効力を失った場合。この場合、効力を失った日を含めて3か月を経過した時にこの特約は消滅します。
 - (2) 主たる保険契約が消滅した場合。
 - (3) 主たる保険契約が保険料払込免除に該当した場合。
 - (4) 夫の保険と妻の保険の保険契約者が異なる者に変更された場合。
 - (5) 夫の保険と妻の保険の保険料払込方法（回数）または保険料払込方法（経路）が異なる方法に変更された場合。
 - (6) この特約の締結後に、戸籍上の異動によって被保険者が夫および妻に該当しなくなった場合。この場合、保険契約者は、遅滞なく会社の本店に通知してください。
- 2 第1項により普通保険料に変更すべき保険料払込期月に、既に割引保険料が払い込まれていた場合には、既に払い込まれた割引保険料と普通保険料との差額を領収します。ただし、保険金等の支払金があるときは、この差額を支払額と相殺します。

5. 主約款の準用

第6条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない事項については、主たる保険契約の普通保険約款の規定を準用します。

インターネット申込に関する特約

この特約の趣旨

この特約は、保険契約者（保険契約の申込をしようとする者を含みます。以下同様とします。）または被保険者が保険契約の申込の手続の際に、保険契約申込書または告知書の提出に代えて、第4条（電磁的方法）に定める情報処理機器等の通信手段を媒介とした電磁的方法（以下「電磁的方法」といいます。）により、保険契約の申込手続を行うことを目的とするものです。

第1条（特約の適用）

この特約は、保険契約者から、電磁的方法により保険契約の申込があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

第2条（保険契約の申込に関する事項）

- 1 保険契約の締結の際、会社は、保険契約の申込に係る事項を電磁的方法により表示するものとし、保険契約者は、その保険契約申込画面において所要事項を入力し、電磁的方法により会社へ送信するものとし、
- 2 会社は、第1項により保険契約者から送信された所要事項の受信をもって、保険契約の申込があったものとして取り扱います。この場合、会社は、所要事項の受信を確認したうえで、電磁的方法により保険契約の申込を受け付けた旨を表示します。
- 3 保険契約の申込の際、被保険者は保険契約者本人であることを要します。

第3条（電磁的方法による告知）

- 1 主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または特約の告知義務の規定にかかわらず、保険契約（特約を含みます。）の締結の際、会社所定の書面に代えて電磁的方法により会社が表示した保険契約申込画面の告知に係る事項について、保険契約者は、所要事項を入力し、電磁的方法により会社へ送信することをもって告知してください。
- 2 会社は、第1項により保険契約者から送信された所要事項の受信をもって、告知があったものとして取り扱います。この場合、第2条（保険契約の申込に関する事項）第2項の規定を準用します。

第4条（電磁的方法）

この特約において「電磁的方法」とは、つぎに掲げる場合に応じて、それぞれに定める方法をいいます。

- (1) 会社から保険契約者等（この特約において、保険契約の申込者、保険契約者または被保険者をいいます。）に対して通知等（表示または意思表示を含みます。）を行う場合
 - ① 会社の使用に係る電子計算機と保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ② 会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ③ 会社の閲覧ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するための通知等を行うべき事項を記録させる

ファイルをいいます。)に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法

(2) 保険契約者等から会社に対して通知等を行う場合

保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続きにしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて通知等を行うべき事項を送信する方法

第5条（主約款の読替）

この特約が付加された保険契約については、主約款の年齢および性別の誤りの処理の規定中「保険契約申込書に記載された」とあるのを、「保険契約申込の際、保険契約申込書に記載された、または電磁的方法により当社が受信した」と読み替えて適用します。

第6条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

【別表】 特別条件特約において不支払対象となる特定疾病または特定部位一覧表

【特定疾病】（これと医学上重要な関係にあると会社が認めた疾病を含みます。）

71	妊娠、分娩に伴う異常（帝王切開を含む）
72	外傷に伴う合併症、後遺症
73	尿路結石（腎臓・尿管・膀胱・尿道結石を含む）
74	胆石・胆嚢炎

【特定部位】

01	眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋、眼窩内組織、視神経を含む）
02	耳（外耳、鼓膜、中耳、内耳、聴神経および乳様突起を含む）
03	鼻（外鼻、鼻腔、副鼻腔を含む）
04	咽頭および喉頭（声帯、扁桃を含む）
05	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺、舌下腺、上・下顎骨、顎関節
06	甲状腺および副甲状腺
07	食道（食道裂孔部を含む）
08	胃および十二指腸
09	小腸および大腸（直腸を含む）
10	盲腸（虫垂を含む）
11	直腸および肛門
12	肝臓および胆嚢、胆管、胆道（十二指腸乳頭部を含む）
13	脾臓
14	気管、気管支、肺臓、胸膜および胸郭
15	副腎
16	腎臓（腎盂を含む）
17	尿管、膀胱および尿道
18	睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
19	前立腺
20	子宮、膣、卵巣および卵管
21	乳房（乳腺を含む）
22	皮膚（口唇を含む）
23	頸椎部（当該神経を含む）
24	胸椎部（当該神経を含む）
25	腰椎部（当該神経を含む）
26	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
27	左上肢（左肩関節部を含む）
28	右上肢（右肩関節部を含む）
29	左下肢（左股関節部を含む）
30	右下肢（右股関節部を含む）
31	腹膜および腸間膜（大網、小網を含む）
32	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニア、大腿ヘルニアが生じた場合に限る）

個人情報保護宣言

基本的な考え方

当社は、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守して、お客さまの個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの個人データを第三者に提供することはありません。
3. 当社は、お客さまへの商品・サービス等の案内・提供等のため、グループ内でお客さまの個人データを共同利用することがあります。
4. 当社は、お客さまの個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底します。
また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、お客さまからの個人情報の保護に関する法律にもとづく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応します。

※個人情報の利用目的などの詳細については、「個人情報の取扱い」をご覧ください。

※開示等の手続きについては、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

お問い合わせ窓口

損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 コールセンター

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル

フリーダイヤル 0120-334-303（個人情報専用）

受付時間：9:00～21:00、日・祝日を除く／土曜日は17:00まで（12月31日～1月4日は休業）

ホームページアドレス <http://diy.co.jp>

個人情報の取扱い

当社における個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

1. 個人情報の適正な取得について

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客様の個人情報を取得します。

当社では、例えば、以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

(取得方法の例)

- ・ 保険契約の申込書、保険金請求書などお客様にご記入・ご提出いただく書類やお客様にWeb等の画面へご入力いただくことなどにより取得する場合
- ・ コールセンターにいただくお問い合わせへ対応するためにお電話の内容を記録または録音する場合
- ・ 生保協会等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から、個人情報が提供される場合

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を以下<1>から<3>および4. に掲げる目的に必要な範囲で利用し、法令で定める場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社は、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。利用目的を変更する場合には、その内容を本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

<1> 生命保険業

- (1) 生命保険契約の引受の審査、引受、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 保険金・給付金等の支払いの判断・手続
- (3) 当社が取り扱う商品および各種サービスの案内または提供、代理、媒介、取次、管理
- (4) 再保険契約の締結や再保険金、共同保険金等の受領、およびそれらのために引受保険会社等に個人情報の提供を行うこと(引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含む)
- (5) 当社のグループ会社、提携先企業等が取り扱う商品・サービス等の案内、提供、管理
- (6) 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- (7) アンケートの実施や市場調査、データ分析の実施等ならびにそれらによる商品・サービスの開発・研究
- (8) ご本人かどうかの確認
- (9) お問い合わせ、ご意見等への対応
- (10) 当社が有する債権の回収
- (11) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先等への提供
- (12) 当社職員の採用、販売基盤(代理店等)の新設、維持管理
- (13) 他の事業者から個人情報(データ)の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行

<2> 電話対応一通話録音

- (1) お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認
- (2) ご案内、資料発送等のサービス提供を正確に行うためのご連絡先の確認
- (3) 電話対応を含む業務品質向上に向けた研修やデータ分析の実施等への活用
なお、以上の録音データは、原則、録音から6か月を超えて保有しません。

<3> その他

その他、上記<1>から<2>に付随する業務ならびにお客さまとの取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 第三者への提供

当社は、法令に定める場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの情報を第三者に提供することはありません。

4. 個人情報の共同利用

当社は、生命保険制度の健全な運営を目的とした次の制度に基づき、生命保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

<保険契約等に関する情報の共同利用制度>

- ・契約内容登録制度
- ・契約内容照会制度
- ・支払査定時照会制度

※詳細については、当社ホームページの「契約内容登録制度・契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」をご覧ください。

(当社ホームページアドレス <http://diy.co.jp>)

<生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度>

- ・募集人登録情報照会制度
- ・合格情報照会制度
- ・退社者情報照会制度
- ・廃業等募集人情報登録制度及び代理店廃止等情報制度

※詳細については、生命保険協会ホームページをご覧ください。

(一般社団法人 生命保険協会 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>)

5. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10等にもとづき、お客さまの健康状態・病歴等のセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

<1> 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

<2> 相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

<3> 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

<4> 法令にもとづく場合

<5> 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合

<6> 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

<7> 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. ご契約内容・保険金・給付金のお支払に関するご照会

ご契約内容、保険金・給付金のお支払に関するご照会については、下記「ご契約内容等に関するお問い合わせ窓口」にお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

ご契約内容等に関するお問い合わせ窓口

損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 コールセンター

フリーダイヤル 0120-833-337

受付時間：9:00～21:00、日・祝日を除く／土曜日は17:00まで（12月31日～1月4日は休業）

ホームページアドレス <http://diy.co.jp>

7. 保有個人データの開示、訂正等

お客さまからの個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等に関するご請求については、下記「11. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、所定の手数料の入金を確認させていただいたうえで、原則として書面にて回答させていただきます。

※開示、訂正等の手続きの詳細については、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

8. 安全管理の取組み

当社は、業務上取り扱う個人データを漏えい・滅失またはき損の防止、その他の個人データの安全管理のために、個人情報保護の全社的な推進体制を整えるとともに、個人情報保護規程等の社内規程を定め、個人情報を取り扱う部署における個人情報の適正な取扱いを確保します。

9. 個人情報の取扱いの委託

当社は利用目的の達成に必要な範囲内において、お客さまの個人情報の取扱いを委託する場合があります。委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切に監督いたします。

当社では、例えば、以下のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

（委託する業務の例）

- ・保険証券等の発送に関わる事務
- ・各種送付物の発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

10. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である生命保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談室

TEL 03-3286-2648

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9:00～17:00（土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く）

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

11. お問い合わせ窓口

当社の個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、下記「個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口」にお問い合わせください。

また、当社からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等のご案内を希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。ただし、更新手続きのご案内等への同封物や書類余白への印刷等は、中止することはできません。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口

損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 コールセンター

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル

フリーダイヤル 0120-334-303（個人情報専用）

受付時間：9:00～21:00、日・祝日を除く／土曜日は17:00まで（12月31日～1月4日は休業）

ホームページアドレス <http://diy.co.jp>

開示等請求の手続き

当社はお客さまからの個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等のご請求（以下「開示等請求」といいます）に適切に対応いたします。

1. ご請求の方法

開示等請求を希望される場合は、下記「4. お問い合わせ窓口」までご請求ください。当社所定の書面をお送りいたしますので、必要事項をご記入の上、以下の書類とともに指定の窓口にご提出ください。

(1) ご請求者ご本人の場合

ご本人の運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳など、公的機関が発行した書類の写し

(2) ご請求者が代理人の場合

代理人ご本人の確認ができる書類（上記（1）に同じ）に加え、以下の書類をご提出ください。

- ・法定代理人の場合には、戸籍謄本、成年後見登記事項証明書の写しなど、法定代理権があることを確認できる書類
- ・任意代理人の場合には、ご本人の委任状と印鑑登録証明書

2. 手数料

保有個人データの「利用目的の通知」および下記『「開示の請求」の項目』（項目数に関わらず）に関わる「開示の請求」については、手数料として700円（税込み）をご負担いただきますので、当社指定の口座にお振込ください。

下記『「開示の請求」の項目』以外の保有個人データの「開示の請求」をされる場合は、開示する情報の内容により項目ごとに500円（税込み）を加算することがあります。

なお、お客さまから当社に開示等請求書をお送りいただく際の郵送費用、および手数料をお振込み時の振込手数料に関しましてもお客さまのご負担とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

< 「開示の請求」の項目 >

- ①申込書記載事項（各種承諾書含む） ②告知書記載事項 ③保険金給付金請求書記載事項
- ④各種変更等請求書記載事項（各種承諾書含む） ⑤保険金・給付金支払状況 ⑥契約の存否に関する事項 ⑦保険料入金・振替状況に関する事項 ⑧資料請求用紙等に記載した事項

3. 回答方法

お受けした開示等請求については、当社にてご請求内容の確認・調査等を行い、手数料が必要な請求については入金を確認させていただいた上で、ご本人に対し書面にてご回答いたします。

代理人からのご請求の場合は当該代理人に対し回答いたします。

なお、開示等請求に応じることによりご本人または第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合、当社の業務の適正な実施に著しい支障をおよぼす恐れがある場合、他の法令に違反することとなる場合等、ご請求に応じることができない場合があります。その場合にはその理由をご連絡いたします。

4. お問い合わせ窓口

損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社 コールセンター

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル

フリーダイヤル 0120-334-303（個人情報専用）

受付時間：9:00～21:00、日・祝日を除く／土曜日は17:00まで（12月31日～1月4日は休業）

ホームページアドレス <http://diy.co.jp>

— MEMO —

A series of horizontal dashed lines for writing.

— MEMO —

A series of horizontal dashed lines for writing.

勧誘方針

損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命は金融商品の販売にあたって、「顧客を起点とした価値の提供」という基本理念に基づき、以下の姿勢をもって募集活動に努めてまいります。

●保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

- 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他関係法令等を遵守してまいります。
- 販売等にあたっては、お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な勧誘活動を行ってまいります。

●お客さまの保険商品に関する知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた保険商品の勧誘に努めます。

- 保険販売等においては、お客さまを取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動等を通じて、「お客さまにぴったりと合った商品の提供」を行い、「お客さま自らの判断でご加入いただくこと」ができる情報を提供します。
- お客さまに関する情報については、適正な取扱いを行い、お客さまの権利利益の保護に配慮してまいります。

●お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本意の方法等の創意工夫に努めます。

- 販売・勧誘活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮してまいります。
- お客さまと直接対面しない勧誘・販売等を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう努力してまいります。

●お客さまにご満足いただけるよう、お客さまの様々なご意見等の収集に努めます。

- 保険契約について、万が一保険事故が発生した場合においては、保険金・給付金の請求にあたり適切な助言を行うなど「迅速なサービスの提供」に努めます。
- 「お客さまとの継続的な関係の構築」を通じ、様々なご意見等の収集に努め、その後の販売・勧誘に反映してまいります。

以上



損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル

 **0120-833-337** 受付時間：9:00～21:00(土曜日は17:00まで)
※日曜日・祝日を除く